

令和2年度 固定価格買取制度等の効率的・安定的な
運用のための業務
(再生可能エネルギー発電設備の設置に関する
条例の制定状況等の確認に関する調査)

報告書

令和3年3月

株式会社 日本アプライドリサーチ研究所

目 次

I.	調査の概要	1
1.	背景と目的	1
2.	調査内容	1
	(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査	1
	(2) 再生可能エネルギー発電設備設置事業のトラブル事例等調査	1
II.	条例等の制定状況に関するアンケート調査	2
	【調査概要】	2
1.	条例等の制定状況	4
	(1) 条例等の制定の有無	4
	(2) 制定している条例等の区分	6
2.	制定済みの「条例等」について	8
	(1) 条例等の種別	8
	(2) 条例等に紐づけられている規則等	8
	(3) 条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類	9
	(4) 条例等の制定目的	10
	(5) 条例等の内容構成	11
	(6) 条例等における特徴的な規定	23
	(7) 条例等制定の経緯	23
	(8) 条例等の制定の効果	24
3.	制定済みの「再エネ発電設備の設置に関する条例」について	26
	(1) 条例等の内容構成	26
	(2) 条例等における特徴的な規定	34
	(3) 条例等制定の経緯	34
	(4) 条例等の制定の効果	35
4.	課題解決の方策や工夫した点等	36
5.	地域住民等から苦情やトラブル	37
	(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置をめぐる地域トラブルの発生状況	37
	(2) 「以前トラブルはあったが、現在は無い」理由	37
6.	再生可能エネルギーの利活用推進について	39
	(1) 再生可能エネルギーの利用推進状況	39
	(2) 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿	40
III.	特徴的な条例等の事例	41
1.	調査概要	41
	(1) 調査の実施方法	41
	(2) 調査対象事例一覧	41
2.	特徴的な条例等の事例	43

IV.	再生可能エネルギー発電設備設置事業のトラブル事例等調査	56
1.	全国におけるトラブル事案の発生状況	56
2.	現在トラブルとなっている事例	57
(1)	事例概要	57
3.	トラブル解消に至った事例	59
(1)	事例概要	59
(2)	トラブルの内容とトラブル解消のプロセス・方法等、結果の状況	60
4.	訴訟となっている事案の概要と判例	62
(1)	事例概要	62
V.	まとめ（課題と提言）	63
1.	全国自治体における再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る条例等の制定状況	63
2.	適切な再生可能エネルギー発電設備の設置・事業化への指針	65
VI.	資料	67
1.	アンケート調査票	67

I. 調査の概要

1. 背景と目的

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「FIT法」という。)に基づき、平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が急速に拡大しているが、他方で大量の未稼働案件の発生や、全国の各地域でトラブルとなる再エネ設備の増加といった課題も生じている。

こうした課題の解決に向け、平成29年4月に施行された改正FIT法では、再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるための認定基準として、自治体が定めた条例を含む関係法令の遵守を認定基準として定め、違反した場合には、必要に応じてその改善に必要な措置を命じることとしている。

本事業では、認定後に適正に事業が行われていることを確認するため、自治体が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況の調査を行うとともに、増加している各地域でのトラブルとなっている事業、既に解決に至った事例、訴訟となった事例について調査し、適正に事業が行われるために有用となる対応について検討を行った。

2. 調査内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査

① アンケート調査

全国の都道府県及び市区町村について、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等(以下「条例等」という。)の制定状況について、調査を行った。

条例等の制定割合を把握するため、督促を行い悉皆調査を目指した。

調査により、全国の条例等を制定している自治体数、割合、地域的な傾向等についての状況を把握するとともに、当該条例等の規程の種類等について調査した。

② 事例調査

制定されている条例等の中から、特徴的な条例の事例についてヒアリングを行い、事例調査した結果について、パワーポイント形式で報告書を作成した。

(2) 再生可能エネルギー発電設備設置事業のトラブル事例等調査

増加している各地域でのトラブルとなっている事業、既に解決に至った事例、訴訟となった事例について調査し、適正に事業が行われるために有用となる対応について検討を行った。

① 現在トラブルとなっている事例調査

過去3年から現在までの報道等を元に情報を取りまとめ、トラブルになっている事例の概要(電源種、トラブルの原因(景観、防災、住民とのコミュニケーション不足等)等)を整理した。

② トラブル解消事例調査

トラブルとなっていたが既に解消された事例を調査し、該当があった場合、当該自治体等の関係者にヒアリングをし、経緯、制度的な対応、どのように解消に至ったのか、対応に苦慮したポイント等について、2件程度調査を行った。事例については単に一方の主張が通ったというのではなく、事業者が地域の懸念にどのように対応し、地域と共生が図られたのかについて調査を行った。

③ 訴訟となった事案の概要、判例

これまで再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、訴訟となった事案の概要及び判例を調査した。

II. 条例等の制定状況に関するアンケート調査

【調査概要】

○ 調査の目的

各自治体が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況等を把握し、その内容・類型について詳細に分析するとともに、地域の実情に応じた条例や効果を上げている条例等の事例についてまとめ、今後、条例の改正・制定等を検討している自治体に活用いただける基礎資料を作成する。

○ 調査対象・方法

- ・ 調査対象：全国の全自治体 1,788 団体
- ・ 調査方法：Web 回答、eメール利用のエクセルファイルによる回答、郵送による回答の併用

○ 調査項目

< 条例等の有無 >

- ・ 条例等の制定の有無
- ・ 制定している条例等の区分

< 条例等がある場合 >

- ・ 条例等の名称等、種別、関連規定等
- ・ 条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類
- ・ 条例等の制定目的、届出等の要否、届出等への処分等の種別
- ・ 届出等を要する場合の対象エリア、禁止地域の内容、抑制地域の内容
- ・ 届出等の対象にエネルギー種別の設定の有無
- ・ 事業規模に関する要件の有無
- ・ 事業規模に関する対象要件（野立て／屋根）
- ・ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容
- ・ 設置に関する地域同意に関する規定の内容
- ・ 指導等の規定の有無、命令の規定の有無、報告徴収に関する規定の有無
- ・ 立入調査に関する規定、指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
- ・ 罰則に関する規定の有無（単一回答）
- ・ 条例等制定の経緯
- ・ 条例等制定による効果

< 現在、条例等はないが、今後制定を予定している場合 >

- ・ 今後、制定にあたっての課題や必要な情報等の要望や意見等

< トラブルの有無と再生可能エネルギーの将来展望 >

- ・ 地域住民等とのトラブル発生状況
- ・ 「以前トラブルはあったが、現在はない」の場合の理由
- ・ 再生可能エネルギーの利活用推進について
- ・ 再生可能エネルギー利用推進の望ましい姿

○ 本調査の対象となる「条例等」の定義・区分

本調査では、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等」として、以下のような区分のもとで条例や規則、ガイドライン等を対象として調査を行った。

1) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例（以下、「再エネ条例」という）

本調査における「再エネ条例」は、太陽光発電設備、または再生可能エネルギー発電設備の設置について、自然環境や生活環境等との調和を図る観点から、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続や立地規制を課す条例を対象とし、単に立地の促進のみを規定する条例や、環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等において太陽光発電設備等の設置の規制を規定するものは対象外としている。

例) ○○町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

○○市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例 等

2) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する関連条例等（以下、「再エネ関連条例」という）

- 再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する条項や内容を含む条例
 例) 自然保護条例、景観条例、環境アセスメント条例
 再生可能エネルギー普及促進条例 等
- 3) その他の要領や指針
 例) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する技術基準
 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続要綱 等

また、集計にあたっては、「再エネ条例と再エネ関連条例の区分」を設け、上記の「再エネ条例等」に関する全体集計とともに、「再エネ条例」を制定していると回答を抽出した別集計を行った。

○ 回収状況

- ・ 1,559 団体から回答が得られた（回収率：87.2%）

○ 本文中の集計表の見方について

- ▶ 単数回答の表中の「無回答を除く」の最下段「N（%ベース）の数字は、無回答を除いた場合の「N 値（回答件数合計）」を表している。（例 1 参照）
- ▶ 複数回答の集計表中の右側の列「無回答を除く（%）」の最下段の数字（100）は、左の「件数」列の最下段「N（%）ベース」の件数を 100 とすることを示している。（例 2 参照）
- ▶ 複数回答の場合、各選択肢のパーセンテージの合計は必ずしも 100 にはならない。

（例 1）単数回答の場合の集計表

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く
1	届出等が必要	497	84.2	89.2
2	届出等は不要	60	10.2	10.8
	無回答	33	5.6	
	N（%ベース）	590	100	557 ※

（例 2）複数回答の場合の集計表

No.	カテゴリ	件数	無回答を除く（%）
1	自然公園法の特別地域	19	27.9
2	景観保全地区	5	7.4
3	土砂災害警戒区域	20	29.4
4	保安林	18	26.5
5	農用地区域	8	11.8
6	風致地区	4	5.9
7	文化財指定エリア	13	19.1
8	景観保全エリア	8	11.8
9	その他	48	70.6
	N（%ベース）	68	100

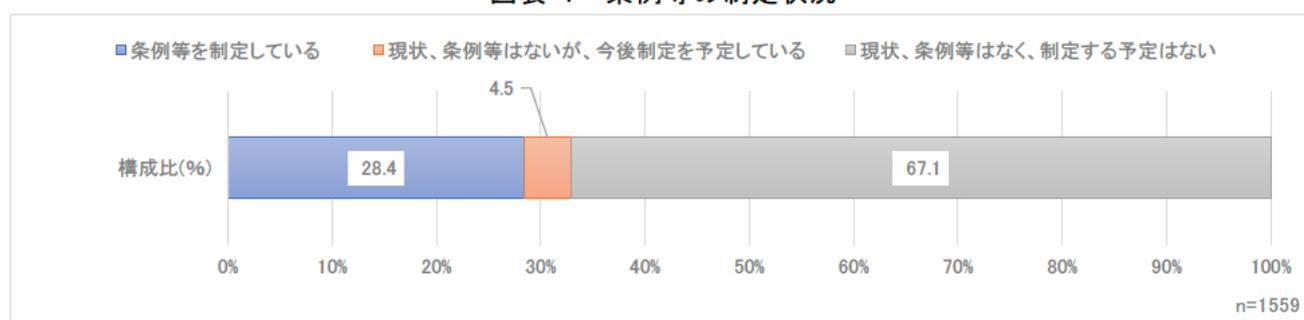
1. 条例等の制定状況

本調査では、条例等の制定状況を把握する目的で、「1. 条例等の制定状況」において当該自治体が制定しているかどうかの把握を行った。その上で、制定している自治体について、制定している「条例等」の種別を把握した。その場合、「再エネ条例を制定済み」、「再エネ条例とガイドラインの両方を制定」、「再エネ条例と規則がある」といったケースがあるが、これらの場合は、それぞれを集計しており、制定している条例等の延べ件数を表わしている。

(1) 条例等の制定の有無

再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電施設」という）の設置に関する「条例等」（本調査における対象となる条例等）の制定状況について尋ねたところ、「条例等を制定している」自治体は28.4%、「現状、条例等はないが、今後制定を予定している」自治体が4.5%、「現状、条例等はなく、制定する予定はない」自治体が67.1%となっている。

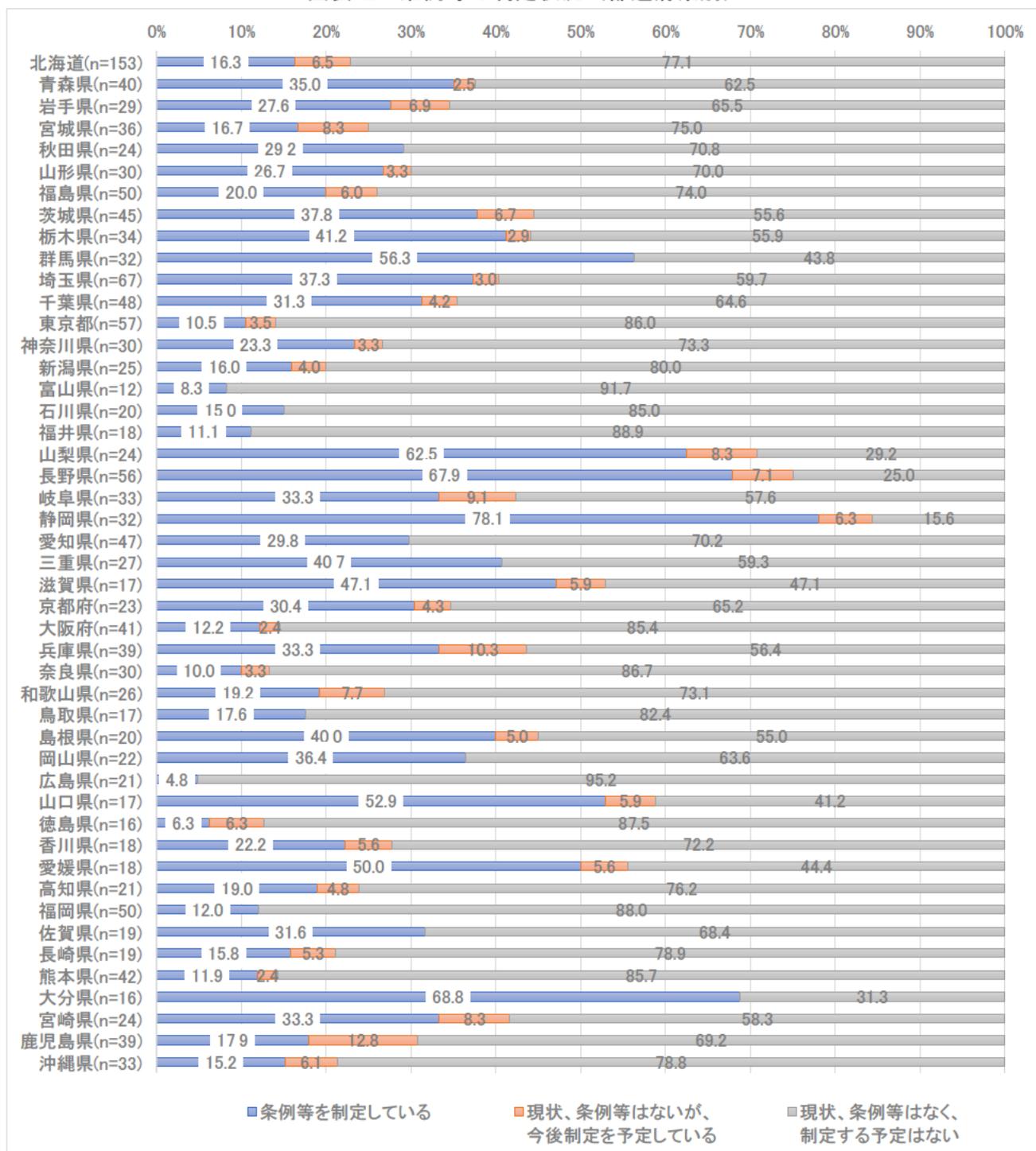
図表 1 条例等の制定状況



No.	カテゴリ	件数	構成比 (%)
1	条例等を制定している	443	28.4
2	現状、条例等はないが、今後制定を予定している	70	4.5
3	現状、条例等はなく、制定する予定はない	1046	67.1
	N (% [^] -ズ)	1559	100.0

条例等の制定状況を都道府県別にみると、静岡県が78.1%で最も割合が高く、大分県68.8%、長野県67.9%、山梨県62.5%が60%超で続いている。

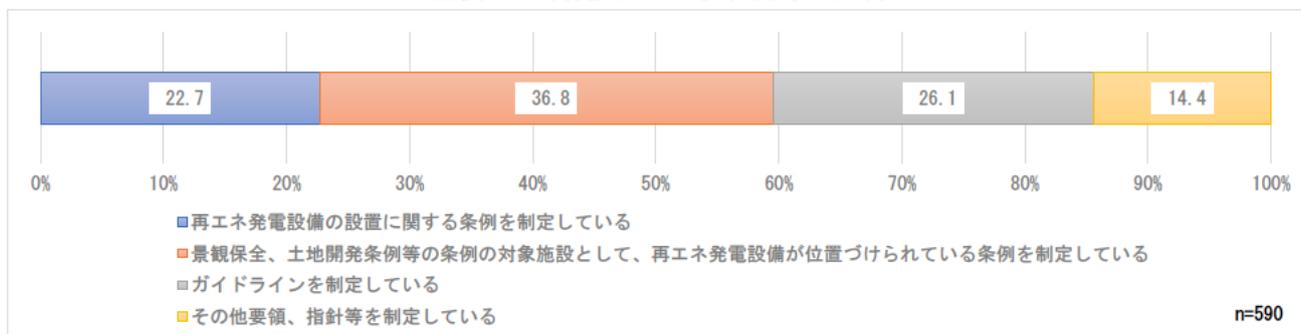
図表 2 条例等の制定状況（都道府県別）



(2) 制定している条例等の区分

(1) で「条例等を制定している」と回答した自治体に、制定している条例等の区分を尋ねたところ、「再エネ発電設備の設置に関する条例を制定している」が 22.7%、「景観保全、土地開発条例等の条例の対象施設として、再エネ発電設備が位置づけられている条例を制定している」が 36.8%、「ガイドラインを制定している」が 26.1%、「その他要領、指針等を制定している」が 14.4%となっている。

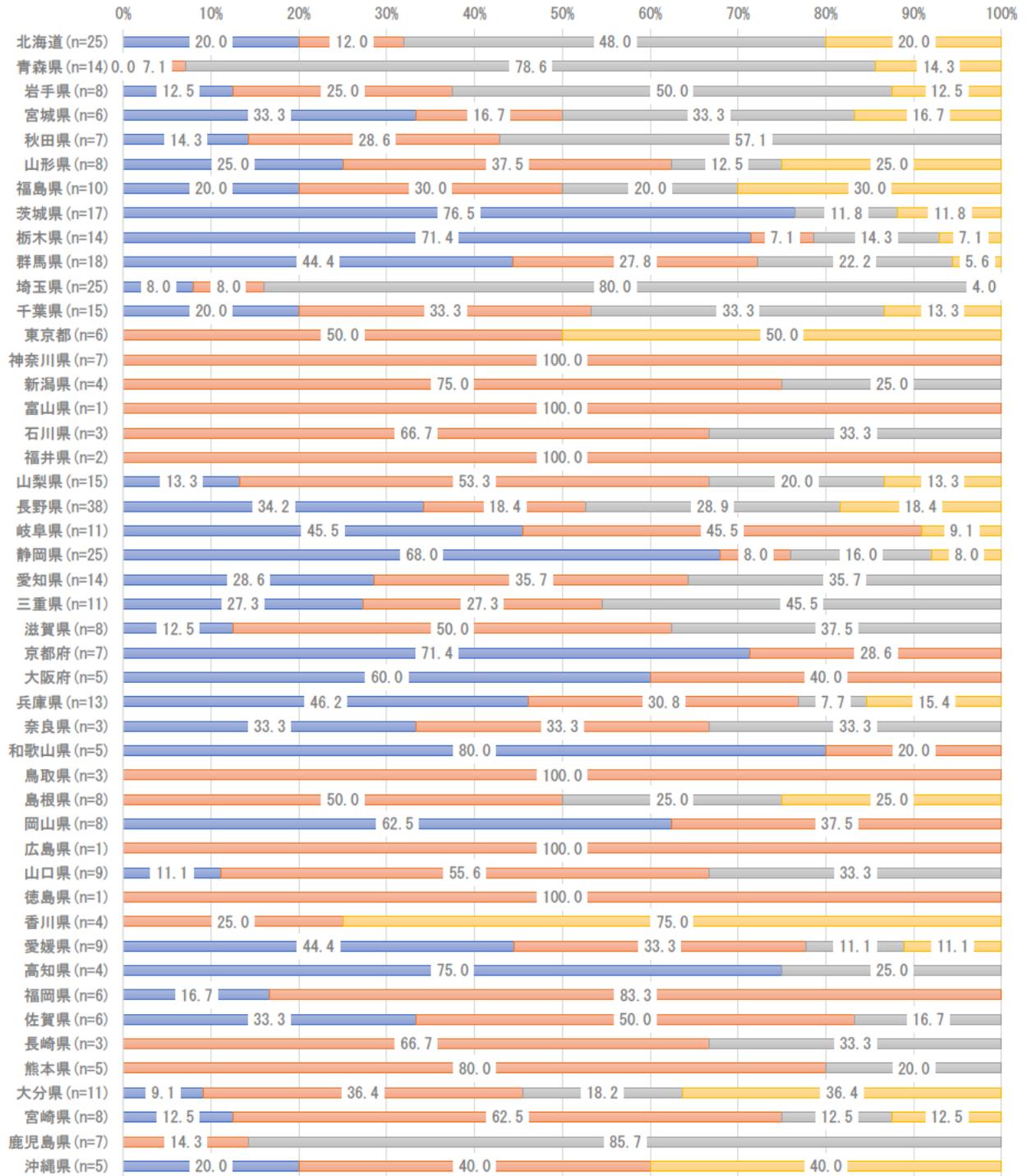
図表 3 制定している条例等の区分



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	再エネ発電設備の設置に関する条例を制定している	134	22.7
2	景観保全、土地開発条例等の条例の対象施設として、再エネ発電設備が位置づけられている条例を制定している	217	36.8
3	ガイドラインを制定している	154	26.1
4	その他要領、指針等を制定している	85	14.4
N	(%ベース)	590	100.0

制定している条例等の区分を都道府県別にみると、「再エネ発電設備の設置に関する条例を制定している」の割合が高いのは、和歌山県 80.0%、茨城県 76.5%、高知県 75.0%、栃木県 71.4%、京都府 71.4%などとなっている。

図表 4 制定している条例等の区分（都道府県別）



- 再エネ発電設備の設置に関する条例を制定している
- 景観保全、土地開発条例等の条例の対象施設として、再エネ発電設備が位置づけられている条例を制定している
- ガイドラインを制定している
- その他要領、指針等を制定している

2. 制定済みの「条例等」について

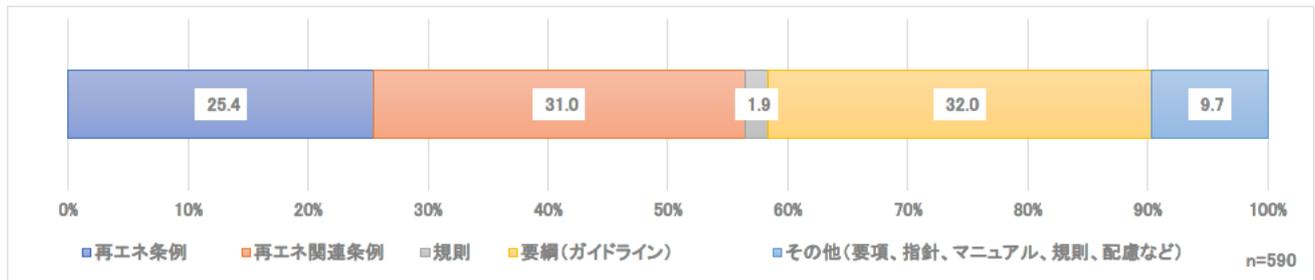
制定済みの「条例等」（4つまで）について尋ねたところ、以下のとおりであった。

(1) 条例等の種別

条例等の種別としては、再エネ発電設備の設置に特化した条例を内容とする「再エネ条例」が25.4%、再エネ発電設備の設置に関する規定を含む環境保全や土地開発条例等の「再エネ関連条例」が31.0%、再エネ発電設備の設置に関連する「規則」が1.9%、再エネ発電設備の設置に関連する「要綱（ガイドライン）」が32.0%、「その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）」が9.7%となっている。

なお、再エネ発電設備の設置に特化した「再エネ条例」については、次の「3. 制定済みの「再エネ発電設備の設置に関する条例」を参照されたい。

図表 5 制定している条例等の種別

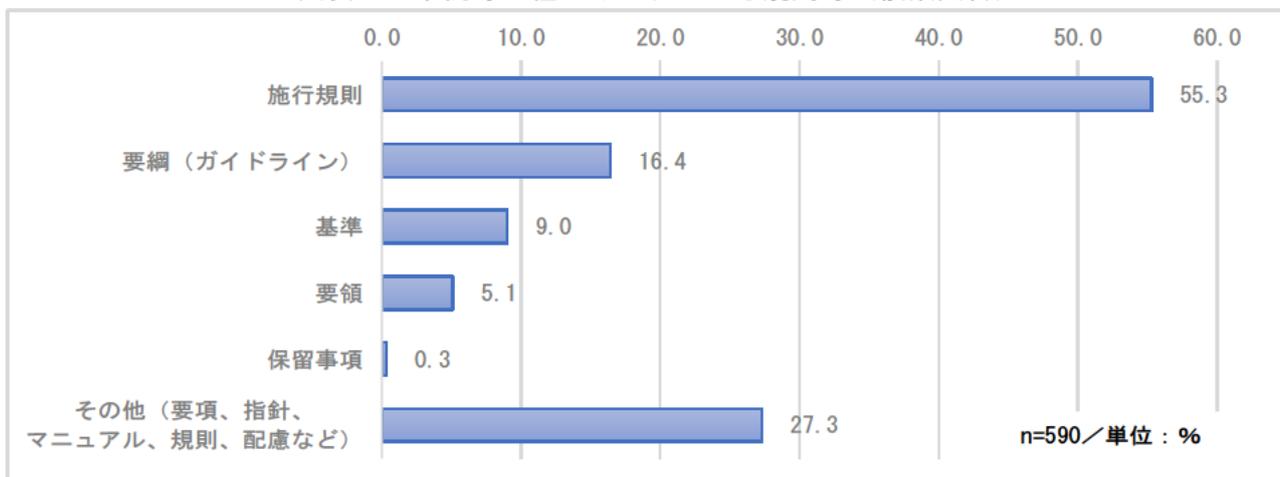


No.	カテゴリ	件数	構成比 (%)
1	再エネ条例	150	25.4
2	再エネ関連条例	183	31.0
3	規則	11	1.9
4	要綱（ガイドライン）	189	32.0
	その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）	57	9.7
	N (%ベース)	590	100.0

(2) 条例等に紐づけられている規則等

条例等に紐づけられている規則等としては、「施行規則」が55.3%で最も多く、「要綱（ガイドライン）」が16.4%、「基準」が9.0%、「その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）」が27.3%などとなっている。

図表 6 条例等に紐づけられている規則等（複数回答）

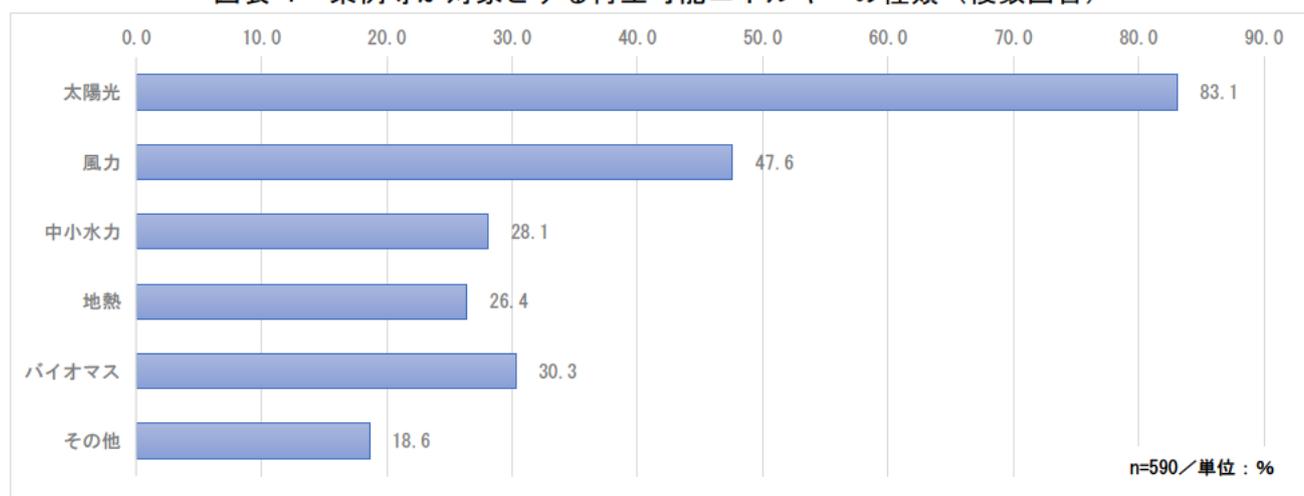


No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	施行規則	326	55.3
2	要綱（ガイドライン）	97	16.4
3	基準	53	9.0
4	要領	30	5.1
5	保留事項	2	0.3
6	その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）	161	27.3
	N（%ベース）	590	100

（3）条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類

条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が83.1%で最も多く、「風力」が47.6%、「バイオマス」が30.3%、「中小水力」が28.1%「地熱」が26.4%などとなっている。

図表 7 条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類（複数回答）

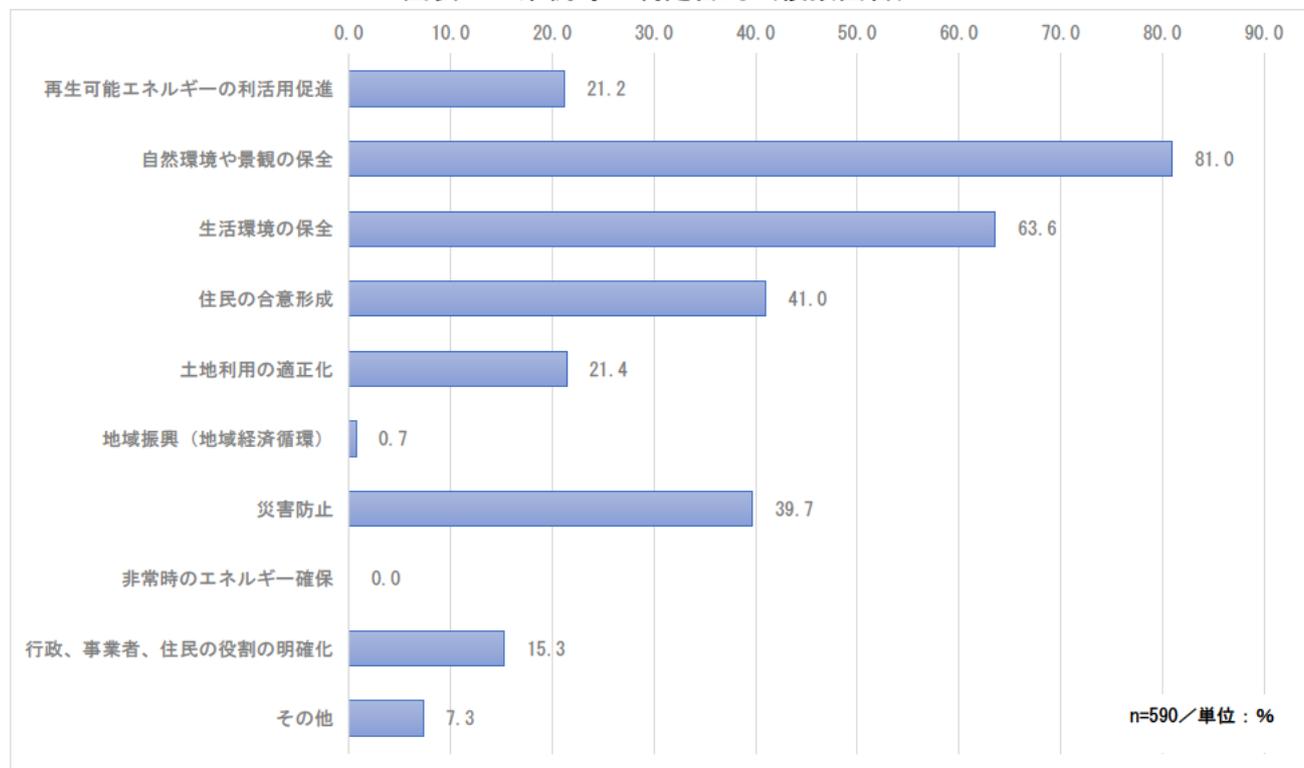


No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	太陽光	490	83.1
2	風力	281	47.6
3	中小水力	166	28.1
4	地熱	156	26.4
5	バイオマス	179	30.3
6	その他	110	18.6
	N（%ベース）	590	100

(4) 条例等の制定目的

条例等の制定目的としては、「自然環境や景観の保全」が 81.0%で最も多く、「生活環境の保全」が 63.6%、「住民の合意形成」が 41.0%、「災害防止」が 39.7%などと続いている。

図表 8 条例等の制定目的（複数回答）



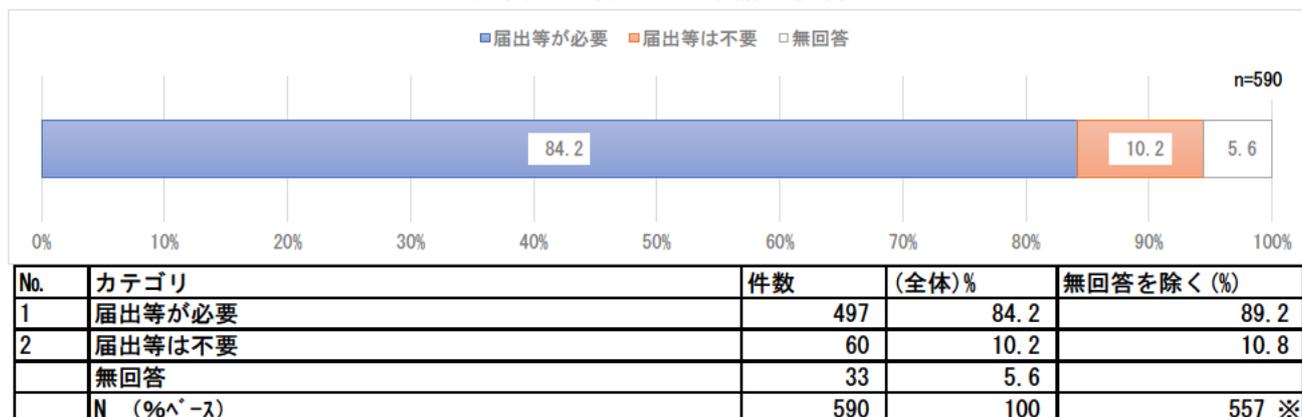
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	再生可能エネルギーの利活用促進	125	21.2
2	自然環境や景観の保全	478	81.0
3	生活環境の保全	375	63.6
4	住民の合意形成	242	41.0
5	土地利用の適正化	126	21.4
6	地域振興（地域経済循環）	4	0.7
7	災害防止	234	39.7
8	非常時のエネルギー確保	0	0.0
9	行政、事業者、住民の役割の明確化	90	15.3
10	その他	43	7.3
	N（%ベース）	590	100

(5) 条例等の内容構成

① 届出又は申請の要否

届出又は申請（以下、「届出等」という）の要否については、「届出等が必要」が 84.2%を占め、「届出等は不要」は 10.2%となっている。届出に関する規定がない場合が「無回答」となっている。

図表 9 届出又は申請の要否

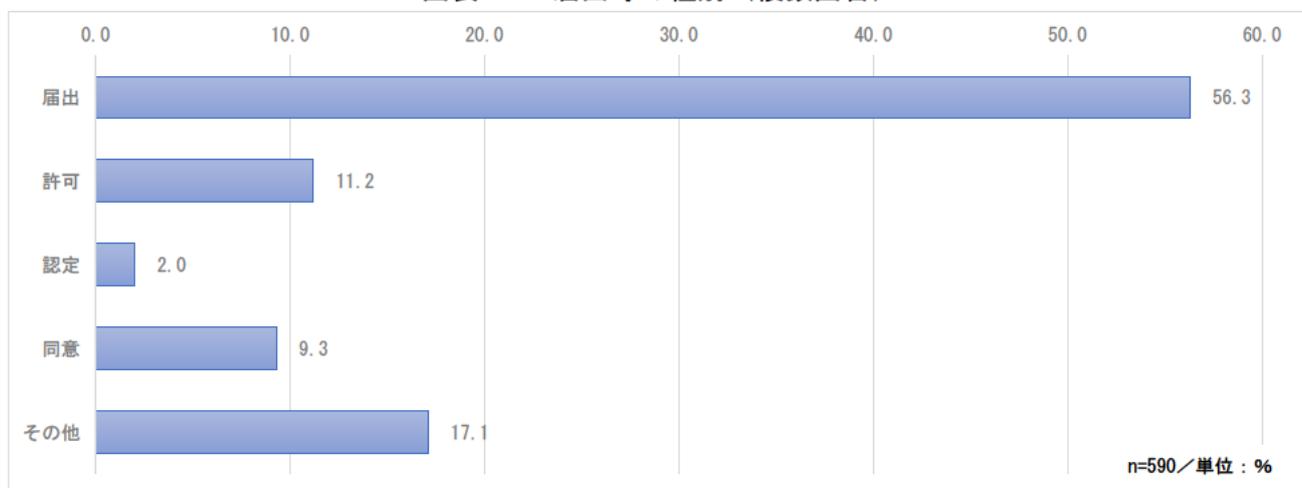


※ 無回答を除いた場合のN値（件数／以下同様）

② 届出等の種別

届出等の種別としては、「届出」が 56.3%で最も多く、「許可」が 11.2%、「同意」が 9.3%などとなっている。

図表 10 届出等の種別（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	届出	332	56.3
2	許可	66	11.2
3	認定	12	2.0
4	同意	55	9.3
5	その他	101	17.1
	N (%へ-ス)	590	100.0

(その他の回答例)

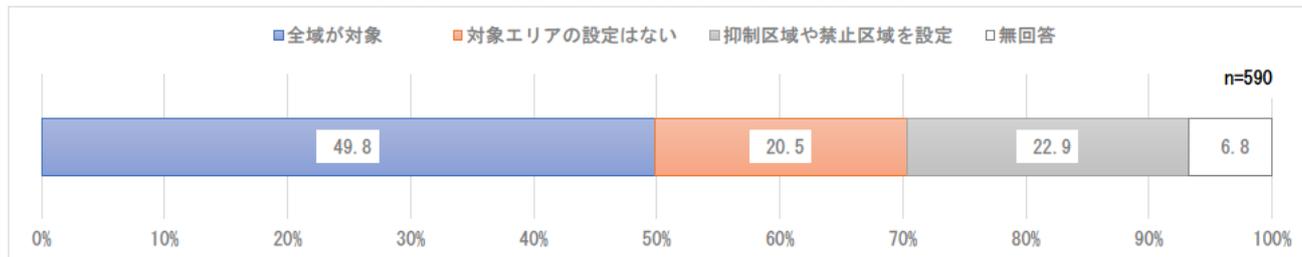
計画書の提出、届出書の受理、協議、首長との協定締結、事前協議終了通知書の交付、「配慮書、方法書、準備書、評価書」の送付、知事意見の提出、助言指導・勧告・変更命令、行為の着手期限の期間を短縮する通知、「事業概要書/事業内容変更・事業廃止届/工事完了・運転開始届/太陽光発電施設事故・被災状況報告書」、「届出受理後、関係各課の意見（指摘事項）」を連絡、自然環境

保全協定の締結、補助金交付決定・補助金額確定通知、ガイドライン届出対象及び対象外の場合は任意の書類提出が必要、条例等で規定するものについて環境影響評価を実施、環境保全の見地からの意見の提出など

③ 届出等を要する場合の対象エリア

届出等を要する場合の対象エリアとしては、「全域が対象」が49.8%と約半数を占め、「対象エリアの設定はない」が20.5%、「抑制区域や禁止区域を設定」が22.9%となっている。

図表 11 届出等を要する場合の対象エリア

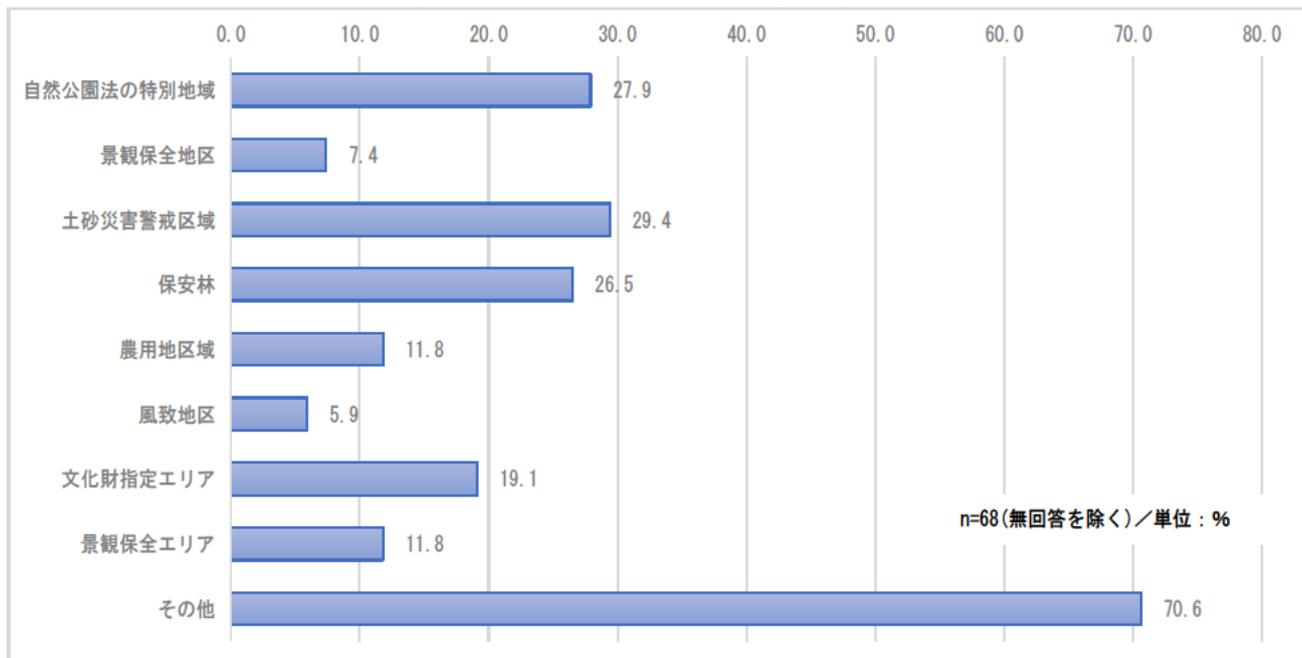


No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	全域が対象	294	49.8	53.5
2	対象エリアの設定はない	121	20.5	22.0
3	抑制区域や禁止区域を設定	135	22.9	24.5
	無回答	40	6.8	
	N (%ベース)	590	100.0	550

④ 禁止区域の内容

「抑制区域や禁止区域を設定」している自治体に、「禁止区域の内容」を尋ねたところ、「土砂災害警戒区域」が29.4%、「自然公園法の特別地域」が27.9%、「保安林」が26.5%などとなっている。

図表 12 禁止区域の内容（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	無回答を除く(%)
1	自然公園法の特別地域	19	27.9
2	景観保全地区	5	7.4
3	土砂災害警戒区域	20	29.4
4	保安林	18	26.5
5	農用地区域	8	11.8
6	風致地区	4	5.9
7	文化財指定エリア	13	19.1
8	景観保全エリア	8	11.8
9	その他	48	70.6
	N (％ベース)	68	100

(注) 抑制区域や禁止区域について

抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域

(景観保全や住民の生活環境に影響を及ぼす恐れのある地域など)

禁止区域：土砂災害の発生するおそれが特に高いとして事業の実施を禁止する区域

(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域など)

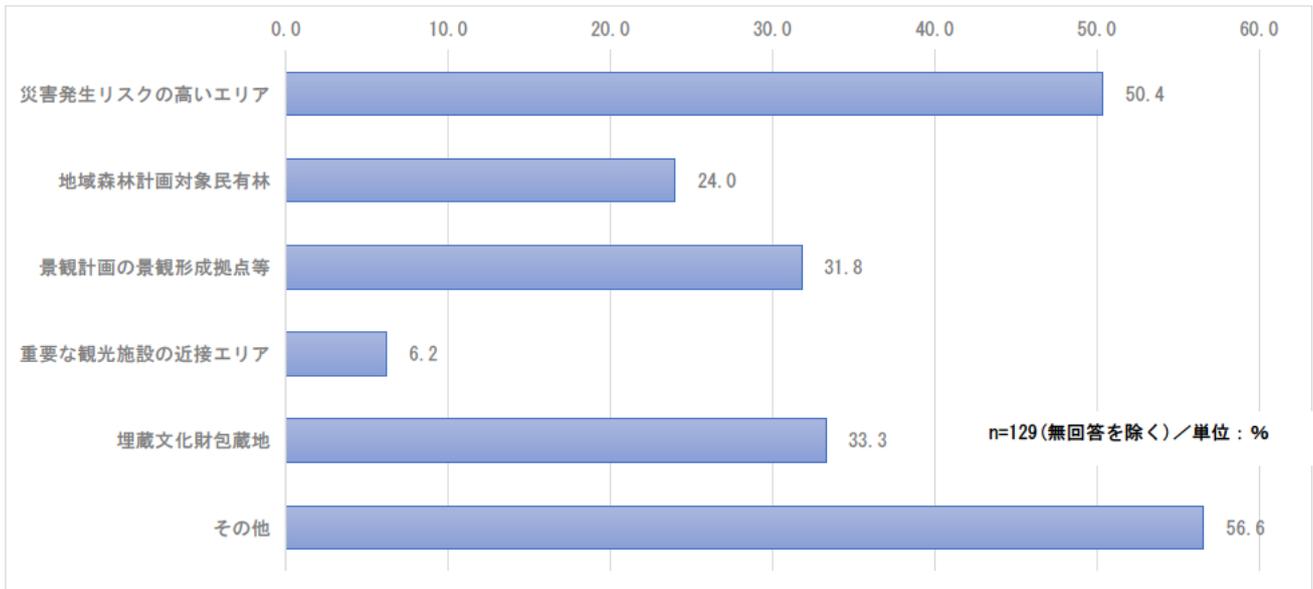
(その他の回答例)

- ・災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、緑地の保存区域（※ちなみに禁止区域以外の市内全域で、許可申請または届出が必要）。
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定による第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び近隣商業地域
- ・漁業区域
- ・小型（20kw未満）発電施設は住宅等から300m以上離れた場所、大型（20kw以上）発電施設は住宅等から500m以上離れた場所 ただし、全ての近隣関係者及び区長の承諾が得られた時は除く。
- ・「保安林」を「禁止区域」として明記はしていないが、許可基準のなかで、実質除く旨を規定している。
- ・市街化区域のうち第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域（当該区域は原則として開発区域に含めないものとするが、当該区域等を含めることがやむを得ないと認められ、かつ、土地開発行為を行うにつき、当該法令等に基づく許認可等が受けられることが確実である場合は、この限りでない。）
- ・独自に定める建設可能区域外
- ・自然公園法の特別地域、土砂災害警戒区域と一体的な区域
- ・富士山景観配慮地区
- ・用途基準により指定されたエリア
- ・市街地、地滑り、急傾斜地、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、埋蔵文化財包蔵地
- ・風力=住宅等から200m離れること、太陽光=住宅等から50m離れること など

⑤ 抑制区域の内容

「抑制区域や禁止区域を設定」している自治体に、「抑制区域の内容」を尋ねたところ、「災害発生リスクの高いエリア」が50.4%で最も多く、「埋蔵文化財包蔵地」が33.3%、「景観計画の景観形成拠点等」が31.8%、「地域森林計画対象民有林」が24.0%などとなっている。

図表 13 抑制区域の内容（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	無回答を除く (%)
1	災害発生リスクの高いエリア	65	50.4
2	地域森林計画対象民有林	31	24.0
3	景観計画の景観形成拠点等	41	31.8
4	重要な観光施設の近接エリア	8	6.2
5	埋蔵文化財包蔵地	43	33.3
6	その他	73	56.6
	N (% [※] -入)	129	100

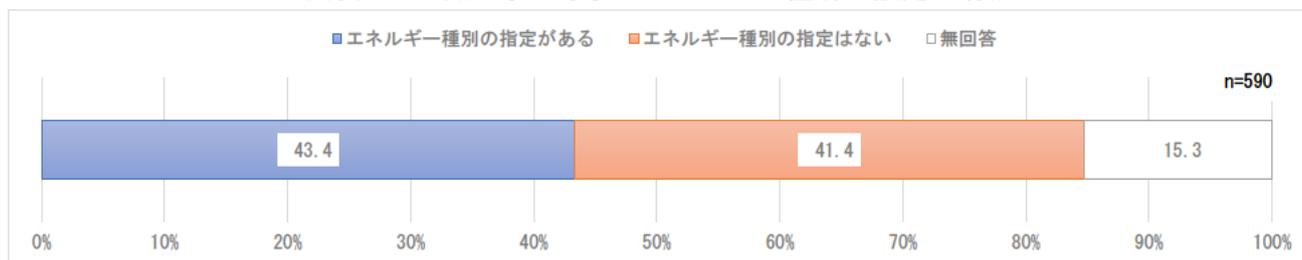
（その他の回答例）

- ・都市計画法による風致地区と地区計画地区
- ・鳥獣保護法の特別保護地区、農振整備法の農用地区域、森林法の保安林、文化財保護法の史跡名勝天然記念物及び文化財登録原簿に登録された記念物等
- ・風致地区
- ・農用地、市街化区域（工業専用地域を除く）
- ・自然公園法の特別地域、河川区域及び下線保全区域、鳥獣保護区及び特別保護地区、保安林、農業振興地域内の農用地区、水源保護地域の指定区域、特定農業用ため池、水害危険情報図
- ・絶滅の恐れのある野生動植物の生息地等保護区
- ・伝統的建造物群保存地区、都道府県立自然公園、歴史的風土保存区域、風致地区、鳥獣保護区
- ・県管理漁港の漁港区域
- ・市街化区域外
- ・住宅地に隣接及び近接、現況地盤の勾配が30度以上の土地、保安林の境界から20m以内、国立公園の境界から50m以内
- ・国道沿いの地域 など

⑥ 届出等の対象にエネルギー種別の設定の有無

届出等の対象にエネルギー種別の設定があるかどうか尋ねたところ、「エネルギー種別の指定がある」が43.4%、「エネルギー種別の指定はない」が41.4%とほぼ二分されている。

図表 14 届出等の対象にエネルギー種別の設定の有無



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	エネルギー種別の指定がある	256	43.4	51.2
2	エネルギー種別の指定はない	244	41.4	48.8
	無回答	90	15.3	
	N (%ベース)	590	100	500

⑦ 事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が74.6%を占め、「事業規模の要件がない」は20.7%となっている。

図表 15 事業規模に関する要件の有無



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	事業規模の要件がある	440	74.6	78.3
2	事業規模の要件はない	122	20.7	21.7
	無回答	28	4.7	
	N (%ベース)	590	100	562

⑧ 事業規模の要件

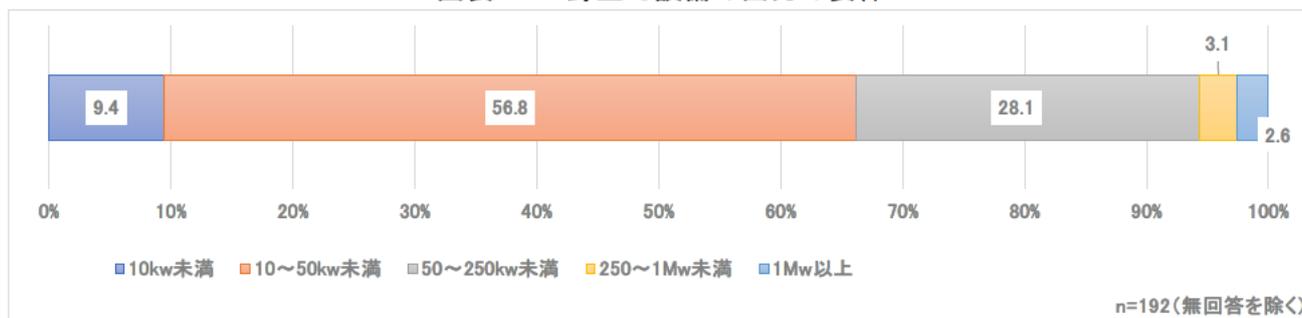
「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下のようにになっている。

ア. 野立て発電設備やその他の発電設備の要件

届出等の対象となる野立て設備の出力の要件は、「10～50kw未満」が56.8%を占め、「50～250kw未満」が28.1%、「10kw未満」が9.4%などとなっている。

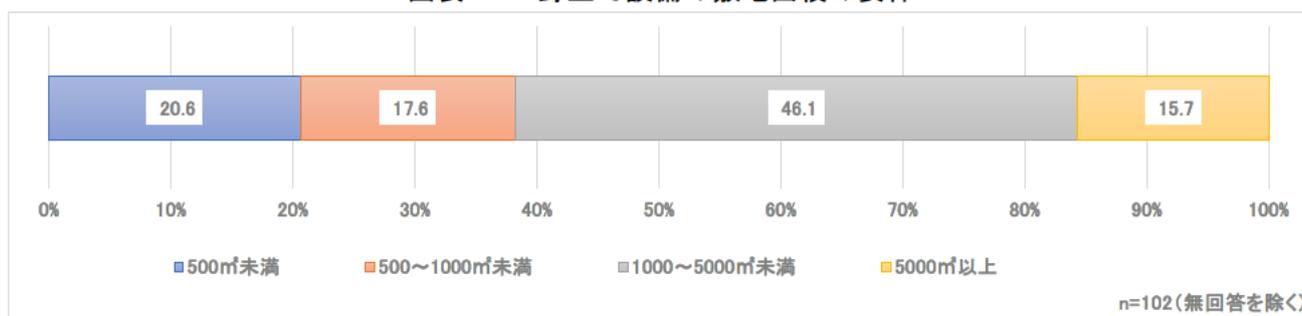
野立て設備の敷地面積の要件は、「1000～5000㎡未満」が46.1%で最も多く、「500㎡未満」が20.6%、「500～1000㎡未満」が17.6%、「5000㎡以上」が15.7%となっている。

図表 16 野立て設備の出力の要件



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	10kw未満	18	3.1	9.4
2	10～50kw未満	109	18.5	56.8
3	50～250kw未満	54	9.2	28.1
4	250～1Mw未満	6	1	3.1
	1Mw以上	5	0.8	2.6
	無回答	398	67.5	
	N (% [^] -入)	590	100	192

図表 17 野立て設備の敷地面積の要件



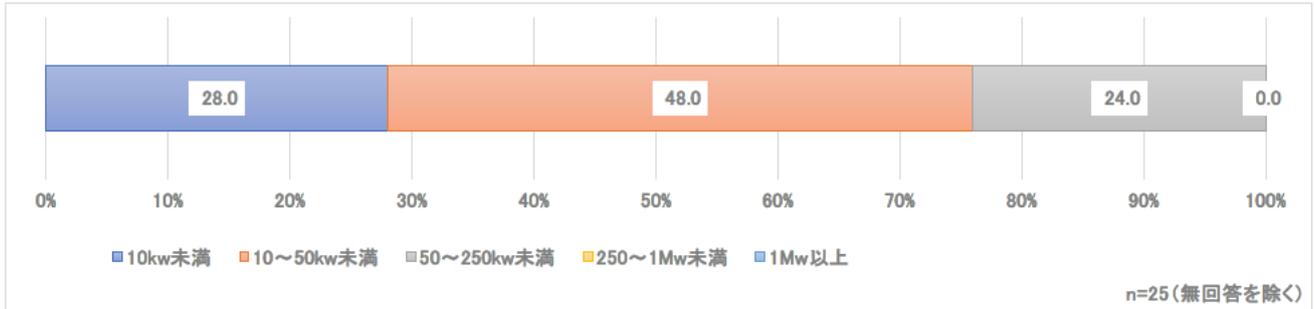
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	500㎡未満	21	3.6	20.6
2	500～1000㎡未満	18	3.1	17.6
3	1000～5000㎡未満	47	8.0	46.1
4	5000㎡以上	16	2.7	15.7
	無回答	488	82.7	
	N (% [^] -入)	590	100	102

イ. 屋根置き発電設備の要件

屋根設備の出力の要件は、「10～50kw 未満」が 48.0%で最も多く、「10kw 未満」が 28.0%、「50～250kw 未満」が 24.0%となっている。

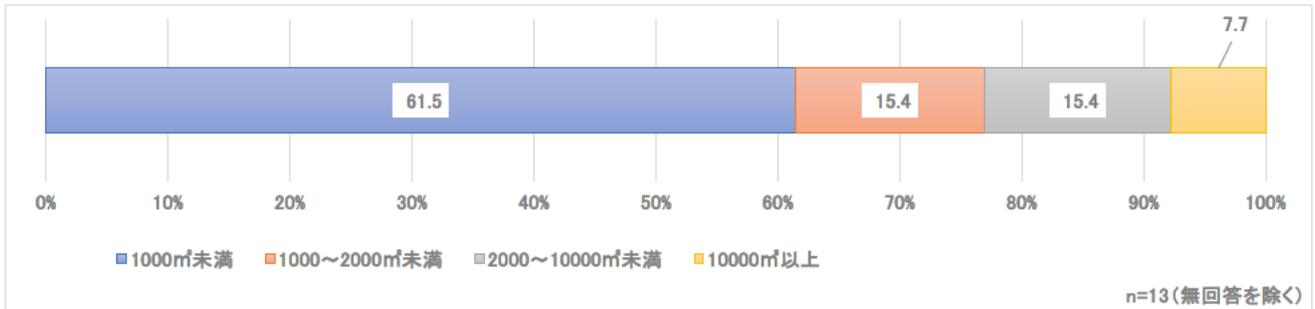
屋根設備の敷地面積の要件は、「1000 m²未満」が 61.5%と過半数を占めている。なお、「10000 m²以上」が 1 件あるが、これは「野立て」と「屋根置き」の区分がなく設備面積を規定しているもの。

図表 18 屋根設備の出力の要件



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	10kw未満	7	1.2	28.0
2	10～50kw未満	12	2.0	48.0
3	50～250kw未満	6	1.0	24.0
4	250～1Mw未満	0	0.0	0.0
5	1Mw以上	0	0.0	0.0
	無回答	565	95.8	
	N (% [^] -ス)	590	100	25

図表 19 屋根設備の敷地面積の要件



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	1000m ² 未満	8	1.4	61.5
2	1000～2000m ² 未満	2	0.3	15.4
3	2000～10000m ² 未満	2	0.3	15.4
4	10000m ² 以上	1	0.2	7.7
	無回答	577	97.8	
	N (% [^] -ス)	590	100	13

(事業規模の要件に関するその他の回答例)

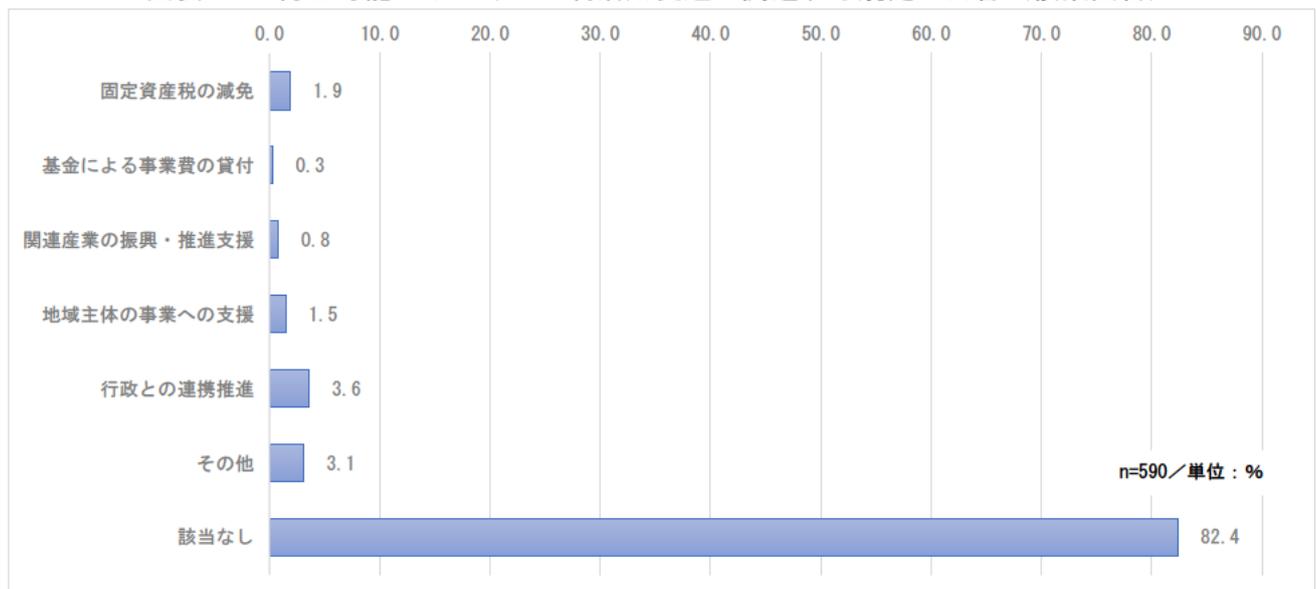
- 10kW 未満でも、事業区域における高低差が 13 メートルを超えるもの、又は事業区域内の傾斜度が 25 度以上のものは、市の許可が必要。
- 高さ 13m 又はパネル面積 10 m²を超えるもの。
- (野立て) 抑制区域外で 10 kW 以上 50 kW 未満は届出。50 kW 以上は許可制。抑制区域内で 10 kW 以上は許可制。
- 町全域を景観計画区域とし 240 m²以上の行為を対象とする。また、一部区域を景観形成区域とし、10 m²以上の行為を届出対象としている。

- ・ 開発区域に含まれる地域森林計画の対象民有林面積が 0.1ha 以上の土地開発行為又は開発区域の面積が 1.0ha 以上の土地開発行為。
- ・ 土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）等で、設置する区域の敷地面積が 1,000 m²を超える、新設、増築又は移転。
- ・ 太陽光発電：（住宅用）10kw 未満、小水力：1,000kw 以下、全対象：新品であること。
- ・ 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが 10kW 未満
- ・ 1000 平方メートル超、高低差 13 メートル超、支柱型太陽光発電設備。
- ・ 太陽光発電所設置に係る区域面積：50ha 以上、風力発電所：5,000kW 以上、水力発電所：1.5 万 kW 以上、バイオマス発電所を含む火力発電所 7.5 万 kW 以上・太陽光発電設備において、事業区域の造成面積が 50ha 以上・風力発電については事業面積 1,000 m²以上かつ発電設備の 高さ 10m を超える事業については届出が必要。
- ・ 20 k W 未満の風力発電設備（小形風力発電機の設置）。
- ・ 風力発電所（第 1 種事業 出力 1 万 kW 以上、第 2 種事業 出力 7,500kW～1 万 kW）、地熱発電所（第 1 種事業 出力 1 万 kW 以上、第 2 種事業 出力 7,500kW～1 万 kW）、太陽光発電所（第 1 種事業 用地造成面積 50ha 以上、第 2 種事業 用地造成面積 40～50ha）、バイオマス発電所（第 1 種事業 燃料使用量 10kl/h 以上または出力 3 万 kW 以上、第 2 種事業 燃料使用量 7.5～10kl/h または出力 2.25～3 万 kW）。
- ・ 風力発電については、高さが 10m（増築にあっては、増築後の高さ）を超える新設、増築、改築又は移転。
- ・ 風力は高さ 10m を超えるもの、バイオマスは全て。
- ・ 水力、風力、バイオマス、その他は 10kW 以上。
- ・ 水力及びバイオマスは 100kW 以上が対象。
- ・ 水力発電所：出力 1.5 万 kW 以上、地熱発電所・風力発電所：5,000kW 以上、太陽光発電所：敷地面積 50ha 以上（森林の区域等の場合は 20ha 以上）、バイオマス発電所：排出ガス量 10 万立米／時間以上。
- ・ 土地の掘削 50m 以上。

⑨ 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が 82.4%で、「行政との連携推進」が 3.6%、「固定資産税の減免」が 1.9%などとなっている。

図表 20 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	固定資産税の減免	11	1.9
2	基金による事業費の貸付	2	0.3
3	関連産業の振興・推進支援	5	0.8
4	地域主体の事業への支援	9	1.5
5	行政との連携推進	21	3.6
6	その他	18	3.1
7	該当なし	486	82.4
	N (%ベース)	590	100

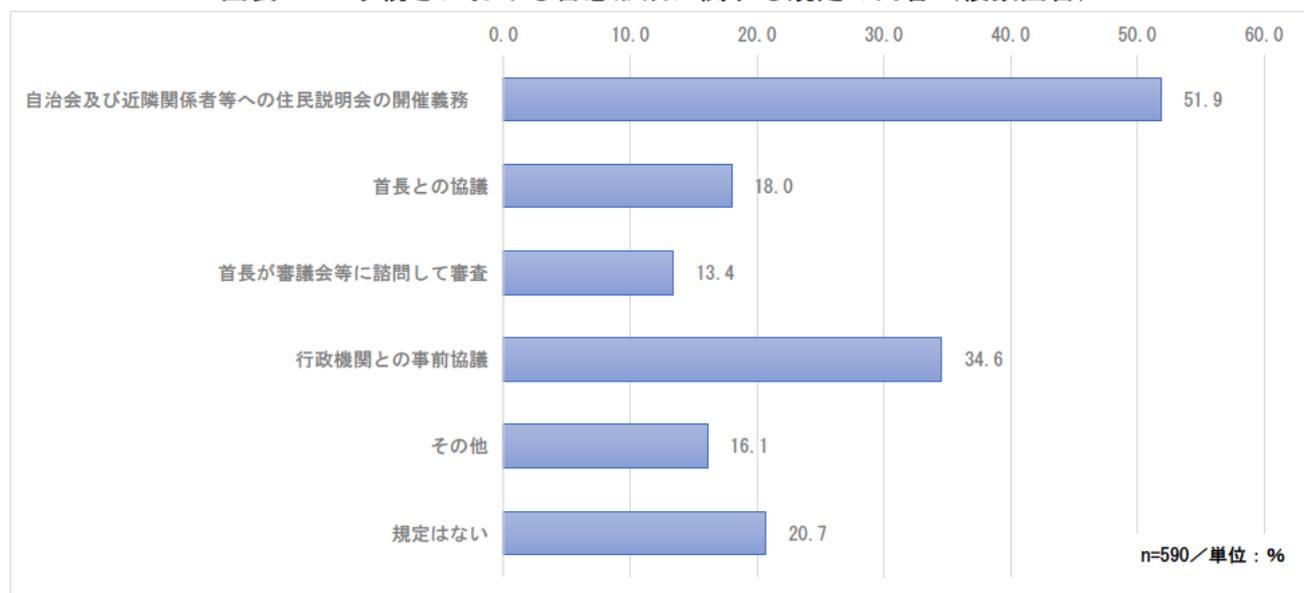
(その他の回答例)

- ・設置者に対して市共通商品券を交付
- ・事業費の補助、補助金の交付
- ・再生可能エネルギーの優先導入、市による市民及び事業者への支援
- ・1kWあたり3万円の補助(上限12万円)
- ・環境保全協定の促進

⑩ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が51.9%と最も多く、「行政機関との事前協議」が34.6%、「首長との協議」が18.0%などと続き、「規定はない」が20.7%などとなっている。

図表 21 手続きにおける合意形成に関する規定の内容(複数回答)



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	306	51.9
2	首長との協議	106	18.0
3	首長が審議会等に諮問して審査	79	13.4
4	行政機関との事前協議	204	34.6
5	その他	95	16.1
6	規定はない	122	20.7
	N (%ベース)	590	100

(その他の回答例)

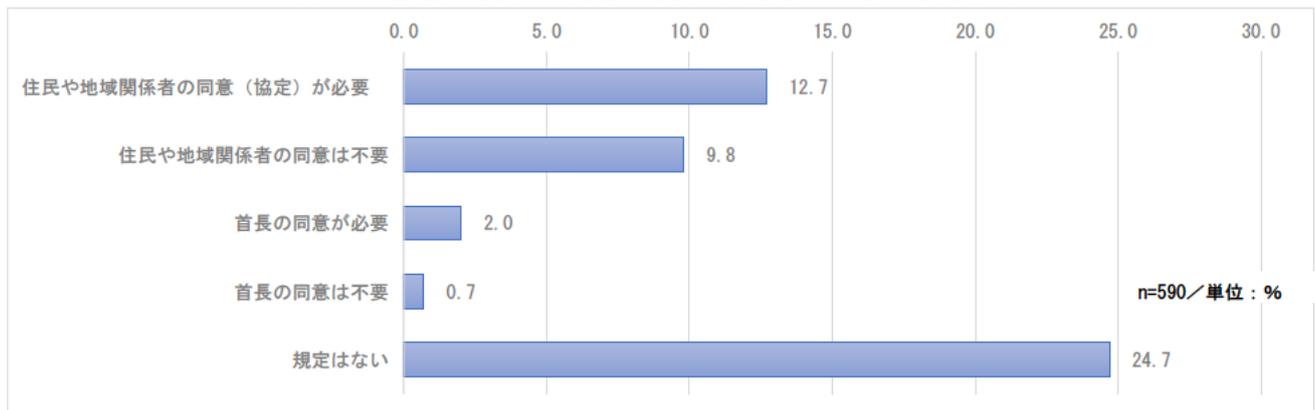
- ・住民説明会の実施→届出受付→問題がない場合は市長同意/問題がある場合は審議会に諮問して審査
- ・地元関係者等との合意協定の締結、行政機関との実施協議、首長との協定の締結・首長との協定締結

- ・事業着手 60 日前からのお知らせ看板の設置、事業に関する利害関係者への事業内容の周知、申出があった場合の説明会の開催
- ・町内会及び近隣関係者への説明義務
- ・自治会及び近隣関係者から事業に関する同意を得る努力義務
- ・校区及び自治会に対する事前説明・住民説明会の実施、各種関連団体への説明
- ・事業者と自治会等利害関係者との書面による協定の締結義務
- ・近隣関係者及び区長への事業説明結果報告書の提出義務
- ・利害関係人（開発区域内の土地所有者、水利権者等）の同意書の添付
- ・FIT 法に基づくガイドライン、関係法令の遵守を明記
- ・半径 200m 以内に住宅等がある場合その関係者に対する説明とその同意
- ・景観アドバイザーからの意見聴取
- ・景観審査
- ・環境影響評価対象事業（法、県条例）については、市と協定を締結
- ・環境影響評価関連図書（配慮書、方法書など）の縦覧及び意見の募集
- ・開発審議会にて内容を審議し、建物の建築を認める。

⑪ 設置に関する同意に関する規定の内容

設置に関する同意に関する規定の内容としては、「規定はない」が 24.7%で最も多く、「住民や地域関係者の同意（協定）が必要」が 12.7%、「住民や地域関係者の同意は不要」が 9.8%などとなっている。

図表 22 設置に関する同意に関する規定の内容（複数回答）

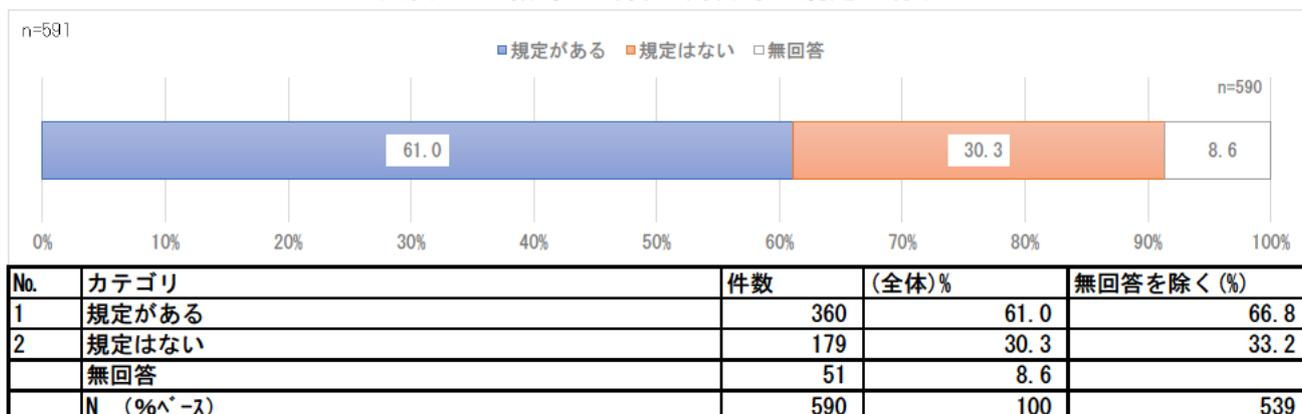


No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	住民や地域関係者の同意（協定）が必要	75	12.7
2	住民や地域関係者の同意は不要	58	9.8
3	首長の同意が必要	12	2.0
4	首長の同意は不要	4	0.7
5	規定はない	146	24.7
	N (% [^] -)	590	100.0

⑫ 指導や助言・勧告等の規定の有無

指導や助言・勧告等（以下、「指導等」という）の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」が61.0%で、「規定はない」は30.3%となっている。

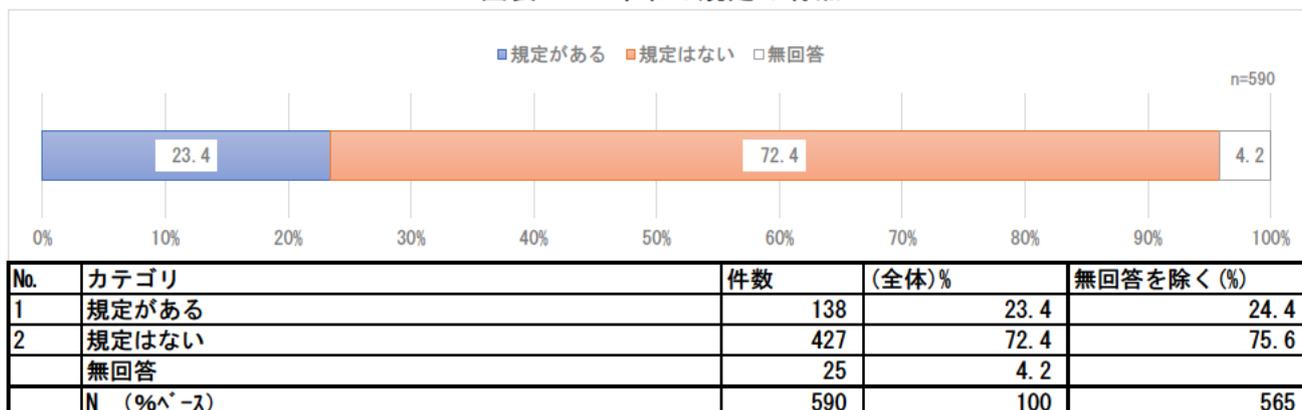
図表 23 指導や助言・勧告等の規定の有無



⑬ 命令の規定の有無

命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は23.4%で、「規定はない」が72.4%となっている。

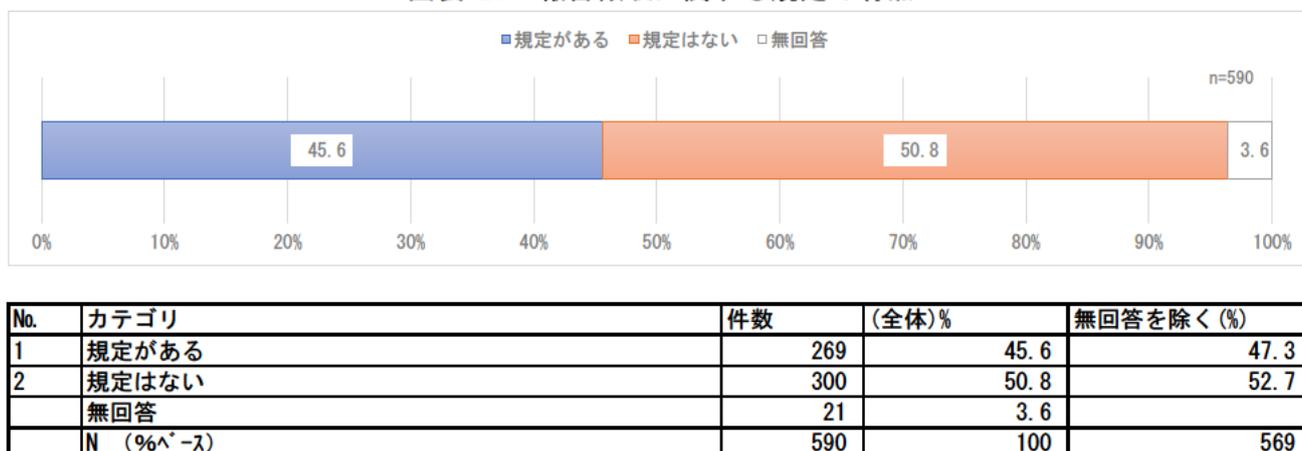
図表 24 命令の規定の有無



⑭ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は45.6%で、「規定はない」が50.8%となっている。

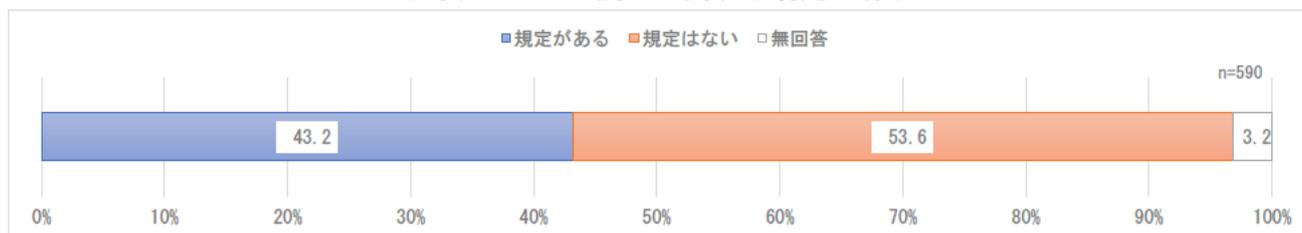
図表 25 報告徴収に関する規定の有無



⑮ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は43.2%で、「規定はない」が53.6%となっている。

図表 26 立入調査に関する規定の有無



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	規定がある	255	43.2	44.7
2	規定はない	316	53.6	55.3
	無回答	19	3.2	
	N (% [^] -ス)	590	100	571

⑯ 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無

指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は46.1%で、「規定はない」が51.0%となっている。

図表 27 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	規定がある	272	46.1	47.5
2	規定はない	301	51.0	52.5
	無回答	17	2.9	
	N (% [^] -ス)	590	100	573

⑰ 罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は10.3%で、「規定はない」が79.2%を占めている。

図表 28 罰則に関する規定の有無



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	規定がある	61	10.3	11.6
2	規定はない	467	79.2	88.4
	無回答	62	10.5	
	N (% [^] -ス)	590	100	528

(6) 条例等における特徴的な規定

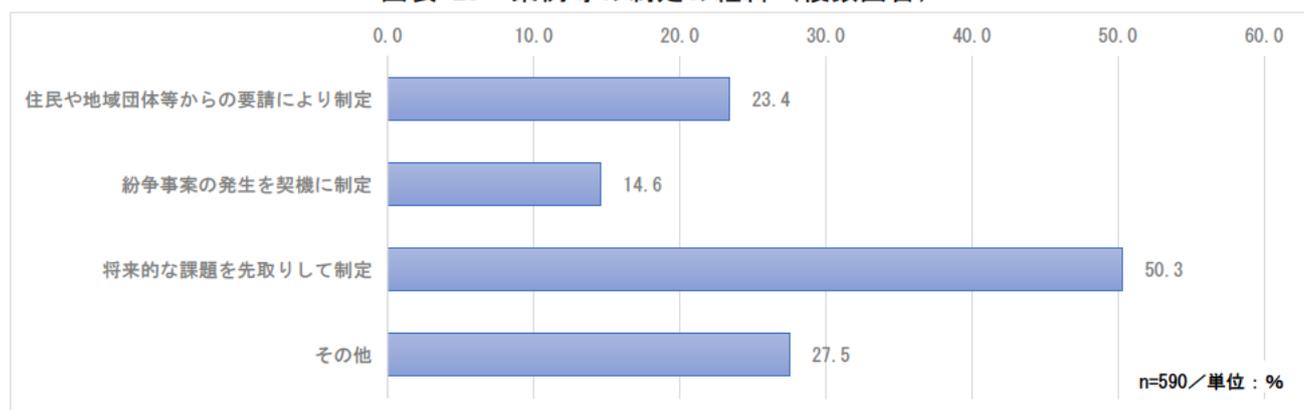
(自由記入の主な回答内容)

1	住民への事前説明の対象を明記。50キロワット以下の太陽光発電施設は敷地境界から100mの範囲の居住者、500kW以上の太陽光発電施設は敷地境界から300mの範囲の居住を対象とする。
2	・抑制区域の設定、国への届け出前での地元説明会・自治会等利害関係団体等との協定の締結等の義務化 ・環境省が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート」の提出の義務化 施設維持計画書(廃棄費用の総額、積立金総額・方法、開始時期・終期、毎月積立額等明記)の提出、全件標識設置の義務化、維持管理基準の設定、適正な管理、事業廃止時に廃掃法・建設リサイクル法に基づくマニフェストの提出、事業者が所在不明となった場合の土地所有者の義務等。
3	FIT 申請前に自治体及び地域との調整を完了させる。
4	・標識及びフェンスの設置義務。・異常発生時の早急な対処及び、市への報告・地元関係者への周知の義務。 ・許可申請手数料の徴収。
5	・事業者が事業抑制区域(市内全域)を含む事業を計画している場合に、事業の抑制の依頼を行うことが可能。 ・条例に該当する設備の設置については、経済産業大臣への申請前に市と事業計画の調整が必要であり、あわせて住民説明会も必要。 ・毎年、事業計画に従って事業が履行されているか報告を求めることが可能。等
6	許可制(全域対象)、禁止区域・抑制区域の指定、事前協議制度、抑制区域内において手続き強化、保全義務、罰則なし。
7	自治体との協定、標識設置の義務、地域の資源を踏まえた設置抑制区域の設定、発電施設撤去費用積立の義務。
8	維持管理に関する規定は、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用。
9	FIT 申請前の条例に基づく届出により、事業者が資金投入前に地域の課題を知ってもらう。

(7) 条例等制定の経緯

条例等の制定の経緯については、「将来的な課題を先取りして制定」が50.3%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が23.4%、「紛争事案の発生を契機に制定」が14.6%などとなっている。

図表 29 条例等の制定の経緯 (複数回答)



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	住民や地域団体等からの要請により制定	138	23.4
2	紛争事案の発生を契機に制定	86	14.6
3	将来的な課題を先取りして制定	297	50.3
4	その他	162	27.5
	N (%ベース)	590	100

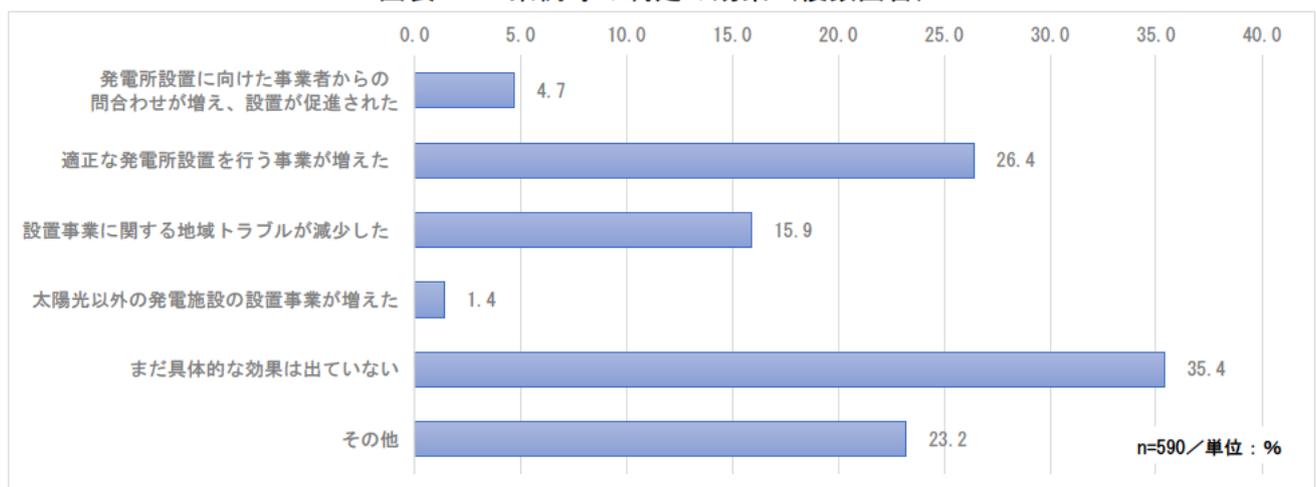
(その他の回答例)

- ・安全性の確保等の対策が取られていない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民と太陽光発電事業者との関係が悪化する等、トラブルが顕在化したことを契機に策定
- ・県外から持ち込まれた土砂等の埋立て等で問題が発生したため
- ・環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図るため
- ・自然公園法の制定に伴い制定
- ・二酸化炭素排出削減、地球温暖化防止等を推進するため
- ・太陽光発電施設を届出対象行為に追加したため
- ・近隣の住民問題の解決や自然災害発生時のため
- ・環境影響評価条例において発電所を対象としていなかったため法に合わせて追加
- ・県の「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」の制定を受けて
- ・国のアセス法制度や他県の条例制定などの動向により制定
- ・優れた自然の風景地を保護するため制定
- ・景観法が施行され、都市計画や既に施行されていた市街地景観整備条例により、太陽光発電装置についての基準を整備
- ・風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令に基づき制定
- ・要綱として制定していたものを、環境影響評価法の制定を契機に条例化
- ・再生可能エネルギーの有効活用、地域産業の活性化

(8) 条例等の制定の効果

条例等の制定の効果としては、「まだ具体的な効果は出ていない」が35.4%で最も多く、「適正な発電所設置を行う事業が増えた」が26.4%、「設置事業に関する地域トラブルが減少した」が15.9%、「発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増え、設置が促進された」が4.7%などとなっている。

図表 30 条例等の制定の効果（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増え、設置が促進された	28	4.7
2	適正な発電所設置を行う事業が増えた	156	26.4
3	設置事業に関する地域トラブルが減少した	94	15.9
4	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	8	1.4
5	まだ具体的な効果は出ていない	209	35.4
6	その他	137	23.2
	N (ベース)	590	100

(その他の回答例)

区分	課題等の内容
事前に計画を把握	<ul style="list-style-type: none"> 一部事業者の設置計画の概要を事前に把握することができた 設置前に情報を得られるようになった 届出が必要とすることで、市内の太陽光発電設備の設置状況が把握できる
事業者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 行政からの意見や地域住民の安全性に関する要望・意見が事業者に伝わるようになった 発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増え、事業者を把握できた 設備の適正な設置に向け、事業者と計画段階で協議できるようになった 以前に比べ、事業者からの問合せ、事前相談等の件数が増加した 太陽光発電設備設置前の事前相談を受けるようになった 事業者から事前の問い合わせが増えており、禁止区域を除外した計画に見直すなど安全な導入への配慮が見られる
事業者に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの問い合わせに対し、条例に基づいた指導をする機会が増加した 景観形成に配慮してもらいながら事業構築を事業者と相談の上で、進めている 指針であるため強制力はないが、避けるべきエリアを設定したこと等による一定の効果は見られる 条例による届出がされることにより、適切な指導が可能となった
自然環境・景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した事業計画となった。周辺住民との対話の機会ができた 設置に当たって希少種保全等の措置が講じられている 太陽光発電設備設置時に景観に配慮してもらえるようになった 風力発電事業等において景観に対する一定の配慮がなされている 事業者は環境への影響低減を検討する契機となっている 景観に配慮した太陽光発電施設の設置が促進された 景観に関するトラブルは減少したと思われる 景観に関する基準に適合した内容で太陽光発電装置の設置が行われることとなった 事業者からの問合せがあるなど景観への意識啓発になっていると思われる 緑化による目隠しなど、景観に配慮した設置を意識してもらえるようになった 環境影響評価手続きを実施することにより、関係者間のコミュニケーションが促進された
地域トラブルへの対処	<ul style="list-style-type: none"> 地域トラブルの際、すぐに対処できるようになった 地域での紛争発生時に行政の介入が可能となった
無秩序な設置への抑止効果	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な設置に対する抑止に寄与した 近隣住民説明会や許可基準に適合することを義務付けたことにより、無秩序な設置に一定の抑止効果がみられた 無秩序な開発が減少。開発事業者からの問い合わせが増加
大規模事業の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事業の抑制
太陽光発電システム設置の増加	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置が増加 太陽光パネルの設置促進に寄与

3. 制定済みの「再エネ発電設備の設置に関する条例」について

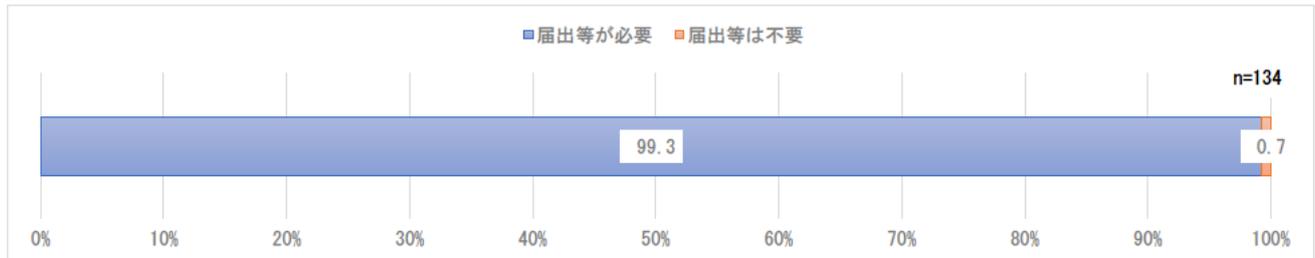
上記「2.」について、制定済みの「条例等」のうち、「再エネ発電設備の設置に関する条例」に限定してみると以下のとおりである。

(1) 条例等の内容構成

① 届出又は申請の要否

「届出等が必要」が99.3%を占め、「届出等は不要」は0.7%となっている。

図表 31 届出又は申請の要否（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）

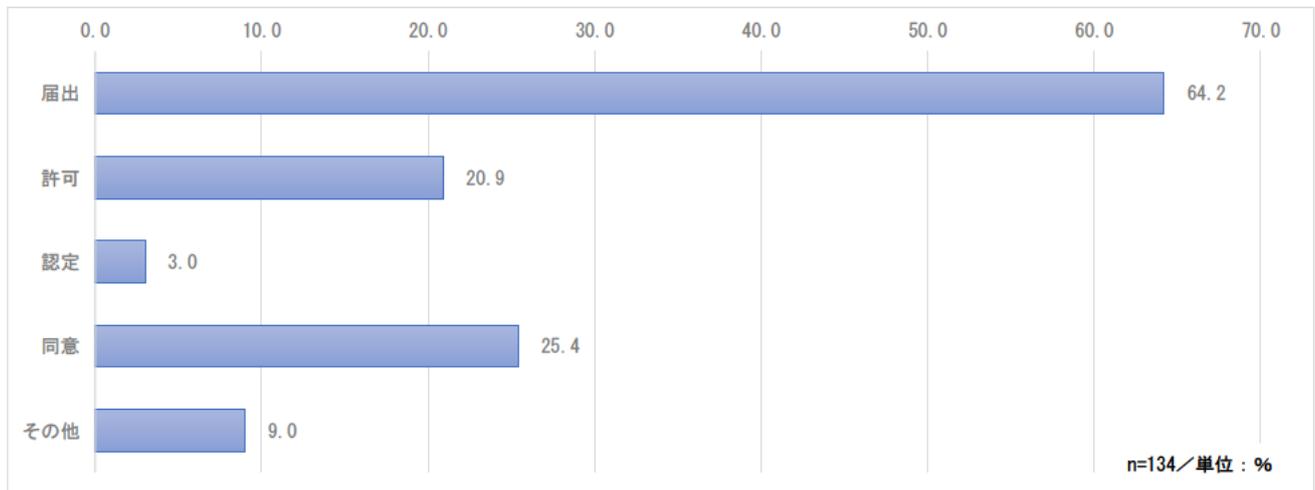


No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	届出等が必要	133	99.3	99.3
2	届出等は不要	1	0.7	0.7
	無回答	0	0.0	
	N (%へ-ス)	134	100	134

② 届出等の種別

「届出」が64.2%で最も多く、「同意」が25.4%、「許可」が20.9%などとなっている。

図表 32 届出等の種別（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）

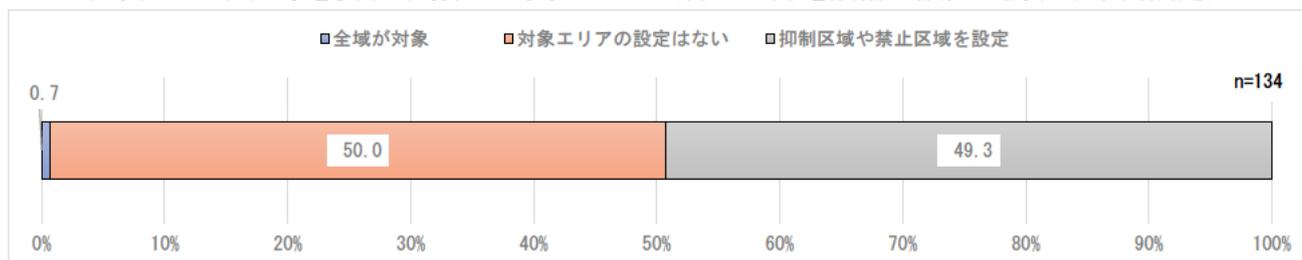


No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	届出	86	64.2
2	許可	28	20.9
3	認定	4	3.0
4	同意	34	25.4
5	その他	12	9.0
	N (%へ-ス)	134	100

③ 届出等を要する場合の対象エリア

「対象エリアの設定はない」が50.0%、「抑制区域や禁止区域を設定」が49.3%となっている。

図表 33 届出等を要する場合の対象エリア（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）

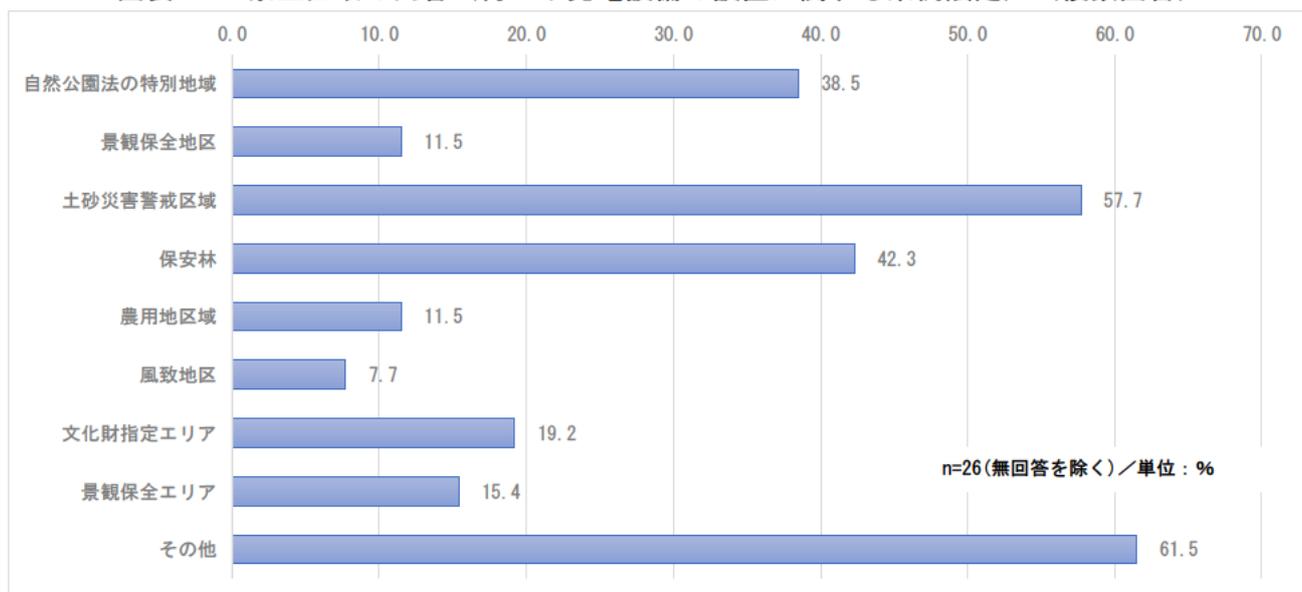


No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	全域が対象	1	0.7	0.7
2	対象エリアの設定はない	67	50.0	50.0
3	抑制区域や禁止区域を設定	66	49.3	49.3
	N (% [^] -s)	134	100	134

④ 禁止区域の内容

「土砂災害警戒区域」が57.7%を占め、「保安林」が42.3%「自然公園法の特別地域」が38.5%などとなっている。

図表 34 禁止区域の内容（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）

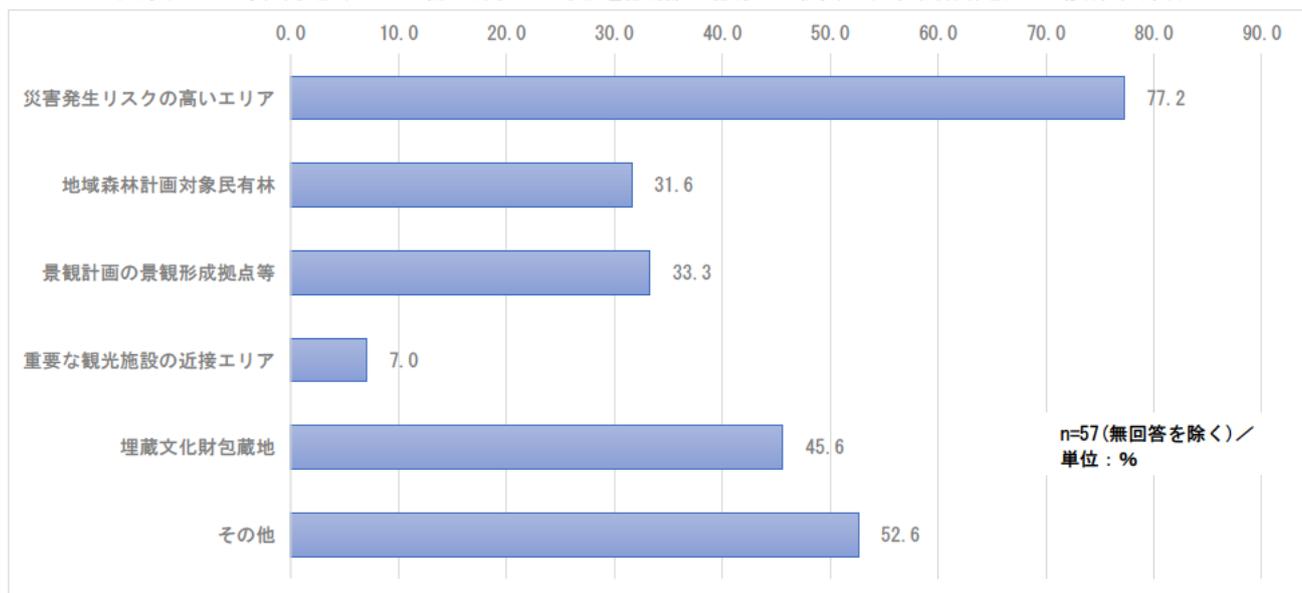


No.	カテゴリ	件数	無回答を除く(%)
1	自然公園法の特別地域	10	38.5
2	景観保全地区	3	11.5
3	土砂災害警戒区域	15	57.7
4	保安林	11	42.3
5	農用地区域	3	11.5
6	風致地区	2	7.7
7	文化財指定エリア	5	19.2
8	景観保全エリア	4	15.4
9	その他	16	61.5
	N (% [^] -s)	26	100

⑤ 抑制区域の内容

「災害発生リスクの高いエリア」が77.2%で最も多く、「埋蔵文化財包蔵地」が45.6%、「景観計画の景観形成拠点等」が33.3%、「地域森林計画対象民有林」が31.6%などとなっている。

図表 35 抑制地域の内容（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）

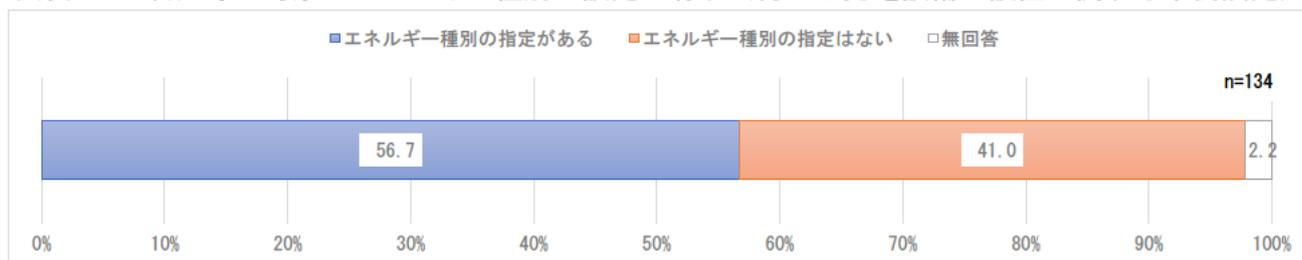


No.	カテゴリ	件数	無回答を除く (%)
1	災害発生リスクの高いエリア	44	77.2
2	地域森林計画対象民有林	18	31.6
3	景観計画の景観形成拠点等	19	33.3
4	重要な観光施設の近接エリア	4	7.0
5	埋蔵文化財包蔵地	26	45.6
6	その他	30	52.6
	N (%ベース)	57	100

⑥ 届出等の対象にエネルギー種別の設定の有無

「エネルギー種別の指定がある」が56.7%と過半数を占め、「エネルギー種別の指定はない」が41.0%となっている。

図表 36 届出等の対象にエネルギー種別の設定の有無（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）

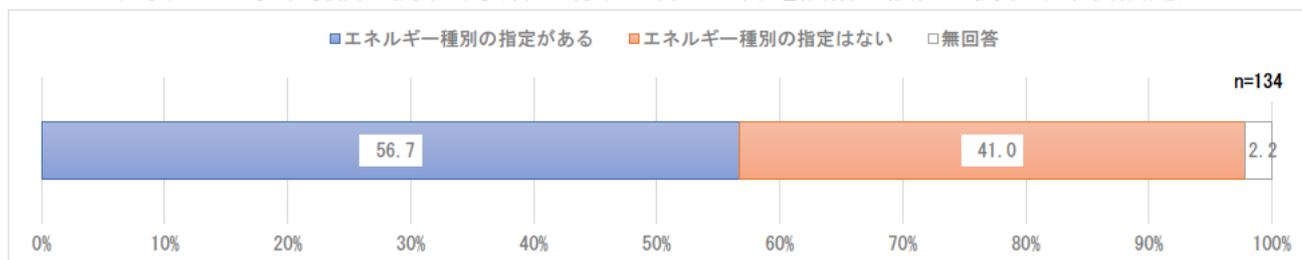


No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	エネルギー種別の指定がある	76	56.7	58.0
2	エネルギー種別の指定はない	55	41.0	42.0
	無回答	3	2.2	
	N (%ベース)	134	100	131

⑦ 事業規模に関する要件の有無

「事業規模の要件がある」が 56.7%、「事業規模の要件がない」が 41.0%となっている。

図表 37 事業規模に関する要件の有無（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）

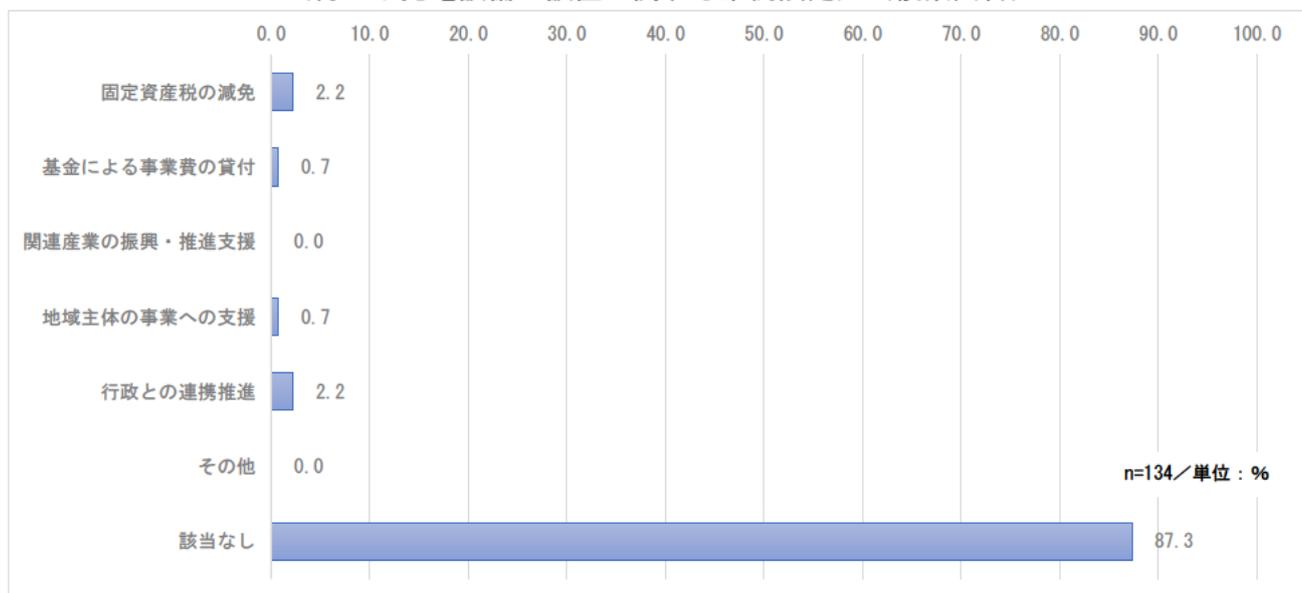


No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	エネルギー種別の指定がある	76	56.7	58.0
2	エネルギー種別の指定はない	55	41.0	42.0
	無回答	3	2.2	
	N (%ベース)	134	100	131

⑧ 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が 87.3%で、「行政との連携推進」と「固定資産税の減免」がともに 2.3%などとなっている。

図表 38 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容
（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）

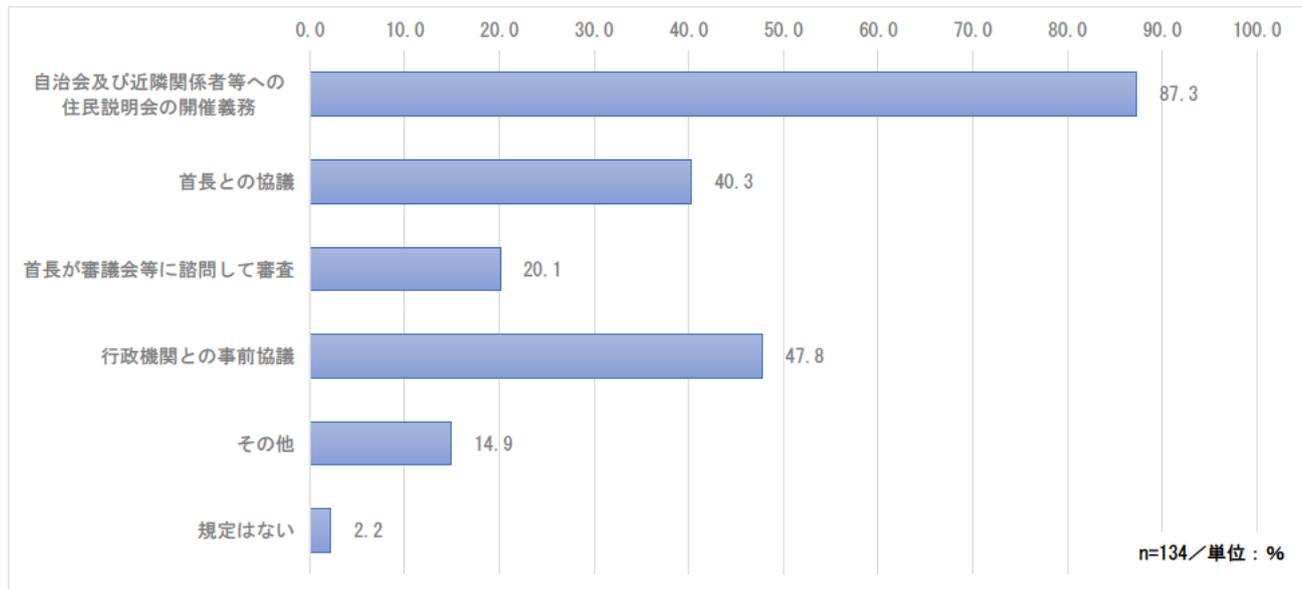


No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	固定資産税の減免	3	2.2
2	基金による事業費の貸付	1	0.7
3	関連産業の振興・推進支援	0	0.0
4	地域主体の事業への支援	1	0.7
5	行政との連携推進	3	2.2
6	その他	0	0.0
7	該当なし	117	87.3
	N (%ベース)	134	100

⑨ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が87.3%と最も多く、「行政機関との事前協議」が47.8%、「首長との協議」が40.3%、「首長が審議会等に諮問して審査」が20.1%などとなっている。

図表 39 手続きにおける合意形成に関する規定の内容
(再エネ発電設備の設置に関する条例限定) (複数回答)

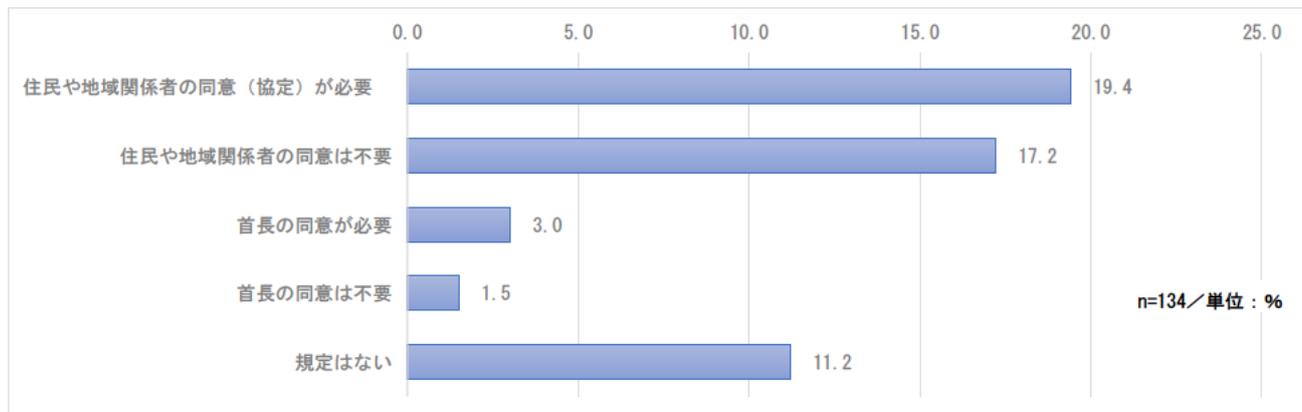


No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	117	87.3
2	首長との協議	54	40.3
3	首長が審議会等に諮問して審査	27	20.1
4	行政機関との事前協議	64	47.8
5	その他	20	14.9
6	規定はない	3	2.2
	N (%ベース)	134	100

⑩ 設置に関する同意に関する規定の内容

設置に関する同意に関する規定の内容としては、「住民や地域関係者の同意(協定)が必要」が19.4%で最も多く、「住民や地域関係者の同意は不要」が17.2%、「規定はない」が11.2%などとなっている。

図表 40 設置に関する同意に関する規定の内容（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	住民や地域関係者の同意(協定)が必要	26	19.4
2	住民や地域関係者の同意は不要	23	17.2
3	首長の同意が必要	4	3.0
4	首長の同意は不要	2	1.5
5	規定はない	15	11.2
	N (% [^] -s)	134	100

⑪ 指導や助言・勧告等の規定の有無

「規定がある」が97.8%を占め、「規定はない」は1.5%となっている。

図表 41 指導や助言・勧告等の規定の有無（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	規定がある	131	97.8	98.5
2	規定はない	2	1.5	1.5
	無回答	1	0.7	
	N (% [^] -s)	134	100	133

⑫ 命令の規定の有無

「規定がある」は29.1%で、「規定はない」が70.1%となっている。

図表 42 命令の規定の有無（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	規定がある	39	29.1	29.3
2	規定はない	94	70.1	70.7
	無回答	1	0.7	
	N (% [^] -s)	134	100	133

⑬ 報告徴収に関する規定の有無

「規定がある」が79.9%を占め、「規定はない」が19.4%となっている。

図表 43 報告徴収に関する規定の有無（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	規定がある	107	79.9	80.5
2	規定はない	26	19.4	19.5
	無回答	1	0.7	
	N (% [^] -s)	134	100	133

⑭ 立入調査に関する規定の有無

「規定がある」は83.6%を占め、「規定はない」が15.7%となっている。

図表 44 立入調査に関する規定の有無（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	規定がある	112	83.6	84.2
2	規定はない	21	15.7	15.8
	無回答	1	0.7	
	N (% [^] -s)	134	100	133

- ⑮ 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
「規定がある」が 89.6%を占め、「規定はない」が 10.4%となっている。

図表 45 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
(再エネ発電設備の設置に関する条例限定)



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	規定がある	120	89.6	89.6
2	規定はない	14	10.4	10.4
	無回答	0	0.0	
	N (%ベース)	134	100	134

- ⑯ 罰則に関する規定の有無
「規定がある」は 6.0%で、「規定はない」が 94.0%を占めている。

図表 46 罰則に関する規定の有無 (再エネ発電設備の設置に関する条例限定)



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	規定がある	8	6.0	6.0
2	規定はない	126	94.0	94.0
	無回答	0	0.0	
	N (%ベース)	134	100	134

(その他:罰則がある場合の規定の内容の回答例)

- ・ 5万円もしくは1万円以下の過料
- ・ 10万円以下
- ・ 市の命令違反の場合は10万円以下の罰金、市へ届出をせずに事業を行った場合3万円以下の罰金
- ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・ 勧告に従わない場合3万円以下の罰金
- ・ 5~30万円以下、虚偽の申請や報告、決定通知前の事業着手、立入等の拒否
- ・ 景観法により、届出違反や変更命令に従わなかった場合に罰金の罰則がある
- ・ 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金
- ・ 法的耐用年数を超えないで処分する場合、補助金の返還が生じる
- ・ 30~100万円以下の罰金 など

(2) 条例等における特徴的な規定

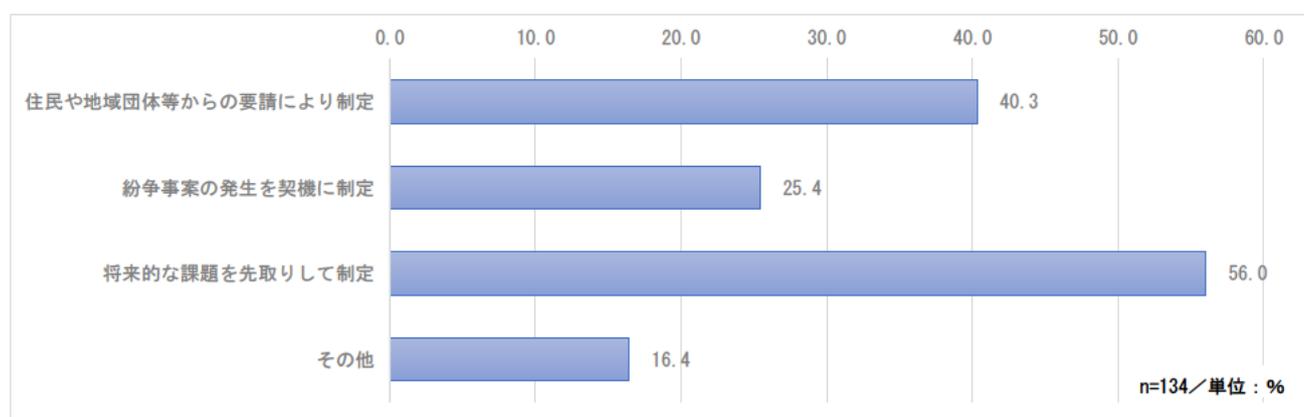
(自由記入：再掲)

1	50 キロワット以下の太陽光発電施設は敷地境界から100mの範囲に居住する方、500kW以上の太陽光発電施設は敷地境界から300mの範囲に居住する方への事前説明を必ず実施するように明記した。
2	抑制区域の設定、国への届け出前での地元説明会・自治会等利害関係団体等との協定の締結等の義務化、環境省が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート」の提出の義務化、施設維持計画書(廃棄費用の総額、積立金総額・方法、開始時期・終期、毎月積立額等明記)の提出、全件標識設置の義務化、維持管理基準の設定、適正な管理、事業廃止時に廃掃法・建設リサイクル法に基づくマニフェストの提出、事業者が所在不明となった場合の土地所有者の義務等
3	FIT 申請前に自治体及び地域との調整を完了させること。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・標識及びフェンスの設置義務 ・異常発生時の早急な対処及び、市への報告・地元関係者への周知の義務。 ・許可申請手数料の徴収
5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が事業抑制区域(市内全域)を含む事業を計画している場合に、事業の抑制の依頼を行うことができる。 ・条例に該当する設備の設置については、経済産業大臣への申請前に市と事業計画の調整が必要であり、あわせて住民説明会も必要である。 ・毎年、事業計画に従って事業が履行されているか報告を求めることができる。 等
6	許可制(全域対象)、禁止区域・抑制区域の指定、事前協議制度、抑制区域内において手続き強化、保全義務、罰則なし
7	自治体との協定、標識設置の義務、地域の資源を踏まえた設置抑制区域の設定、発電施設撤去費用積立の義務
8	維持管理に関する規定は、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用
9	FIT 申請前の条例に基づく届出により、事業者が資金投入前に地域の課題を知ってもらうことができる。

(3) 条例等制定の経緯

「将来的な課題を先取りして制定」が 56.0%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が 40.3%、「紛争事案の発生を契機に制定」が 25.4%などとなっている。

図表 47 条例等の制定の経緯（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）

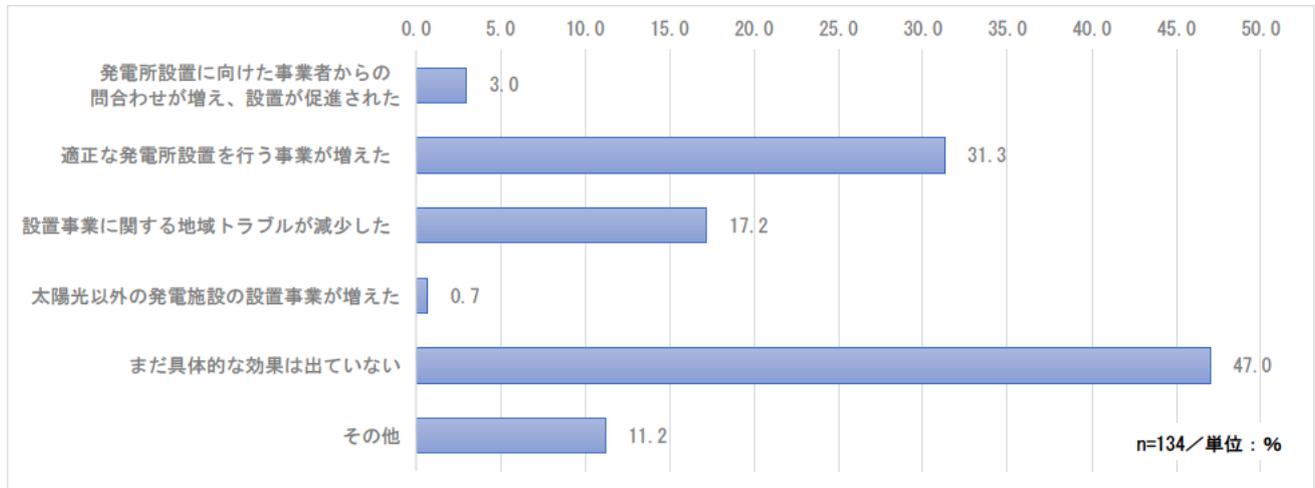


No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	住民や地域団体等からの要請により制定	54	40.3
2	紛争事案の発生を契機に制定	34	25.4
3	将来的な課題を先取りして制定	75	56.0
4	その他	22	16.4
	N (% \hat{p} -s)	134	100

(4) 条例等の制定の効果

「まだ具体的な効果は出ていない」が47.0%で最も多く、「適正な発電所設置を行う事業が増えた」が31.3%、「設置事業に関する地域トラブルが減少した」が17.2%などとなっている。

図表 48 条例等の制定の効果（複数回答）（再エネ発電設備の設置に関する条例限定）（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増え、設置が促進された	4	3.0
2	適正な発電所設置を行う事業が増えた	42	31.3
3	設置事業に関する地域トラブルが減少した	23	17.2
4	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	1	0.7
5	まだ具体的な効果は出ていない	63	47.0
6	その他	15	11.2
	N (％ベース)	134	100

4. 課題解決の方策や工夫した点等

再生可能エネルギー発電設備の設置事業に関し、その適切な設置・運営等を担保するために実施した課題解決の方策や工夫した点等について、以下のような回答があった。

(自由記入)

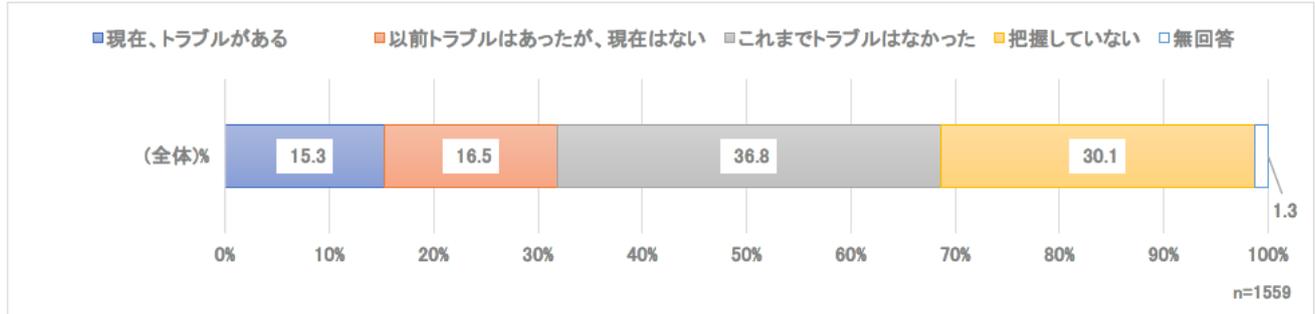
小規模設備も届出対象に	・事業概要書の届出義務のない小規模であっても、届出をしてもらうよう指導している。
住民説明会の開催 合意形成	・施設の隣地地権者及び周辺住民への工事説明などを行うよう、指導している。 ・地域住民等を対象として事業者が開催する説明会に、市職員が立ち会いの下、適切に事業計画の内容、法令・条例手続等の説明がなされたことにより、地域住民と事業者との合意形成が促された。
柵や看板の設置	・再エネ発電設備の設置業者に柵や看板設置の啓発を行った。
庁内関係部署の情報共有・連携	・庁内に太陽光発電設備設置事業指導連絡会議を設置・開催(要領制定済)。また、庁内グループウェアにて土地利用関係法令担当者に参加してもらう太陽光条例スペースをつくり、太陽光に関する初回相談から手続き進捗状況もお互いに情報提供および可視化している。
開発指導要綱の厳格化	・2013年からの6年間に4度もの大水害に見舞われていることから、メガソーラー1000㎡以上の土地利用に際し、雨水貯留施設等を設けて、雨水排出を抑制することを開発指導要綱に盛り込んだ。
職員による定期検査	課内職員にて定期的に発電設備の柵塀及び標識設置の調査を実施、発電事業者へ適正化の指導を実施している。
協定書の締結	・設備施工者へ管理・運営・撤去に係る協定書の締結をお願いしている。
中間検査	中間検査の実施
地域住民と事業者の意思疎通の円滑化	・事業の実施に関し、地域住民と事業者の意思疎通が円滑に行われるよう両者及び関係機関との情報共有を図った。また、地域から、公害防止の観点から事業者との協定締結について相談があり、協定書の作成を支援したほか、事業が円滑かつ適正に行われるよう市と事業者の間においても協定を締結した。
基金の積立	・再生可能エネルギー等導入推進基金を設置し、余剰電力の売払い収入等を設備等の維持管理の財源に充てるため積み立てている(基金条例有)。

5. 地域住民等から苦情やトラブル

(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置をめぐる地域トラブルの発生状況

回答者全員に再生可能エネルギー発電設備の設置をめぐる地域トラブルの発生状況について尋ねたところ、「これまでトラブルはなかった」が36.8%で最も多く、「現在、トラブルがある」は15.3%、「以前トラブルはあったが、現在はない」が16.5%などとなっている。

図表 49 地域トラブルの発生状況

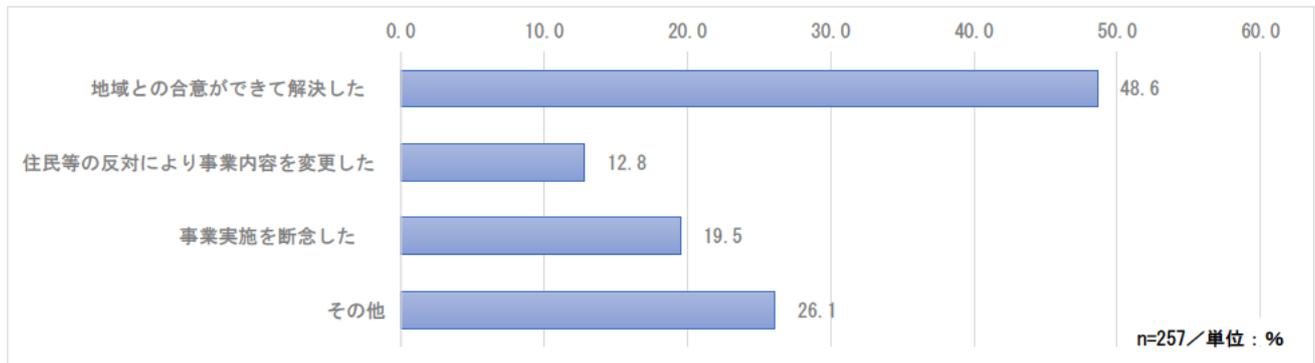


No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く (%)
1	現在、トラブルがある	239	15.3	15.5
2	以前トラブルはあったが、現在はない	257	16.5	16.7
3	これまでトラブルはなかった	573	36.8	37.3
4	把握していない	469	30.1	30.5
	無回答	21	1.3	
	N (% [△] -ス)	1559	100	1538

(2) 「以前トラブルはあったが、現在はない」理由

「以前トラブルはあったが、現在はない」理由としては、「地域との合意ができて解決した」が48.6%で最も多く、「事業実施を断念した」が19.5%、「住民等の反対により事業内容を変更した」が12.8%となっている。

図表 50 「以前トラブルはあったが、現在はない」理由（複数回答）



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	地域との合意ができて解決した	125	48.6
2	住民等の反対により事業内容を変更した	33	12.8
3	事業実施を断念した	50	19.5
4	その他	67	26.1
	N (% [△] -ス)	257	100

(その他の回答)

- ・小形風車の稼働時間を昼間のみとした。

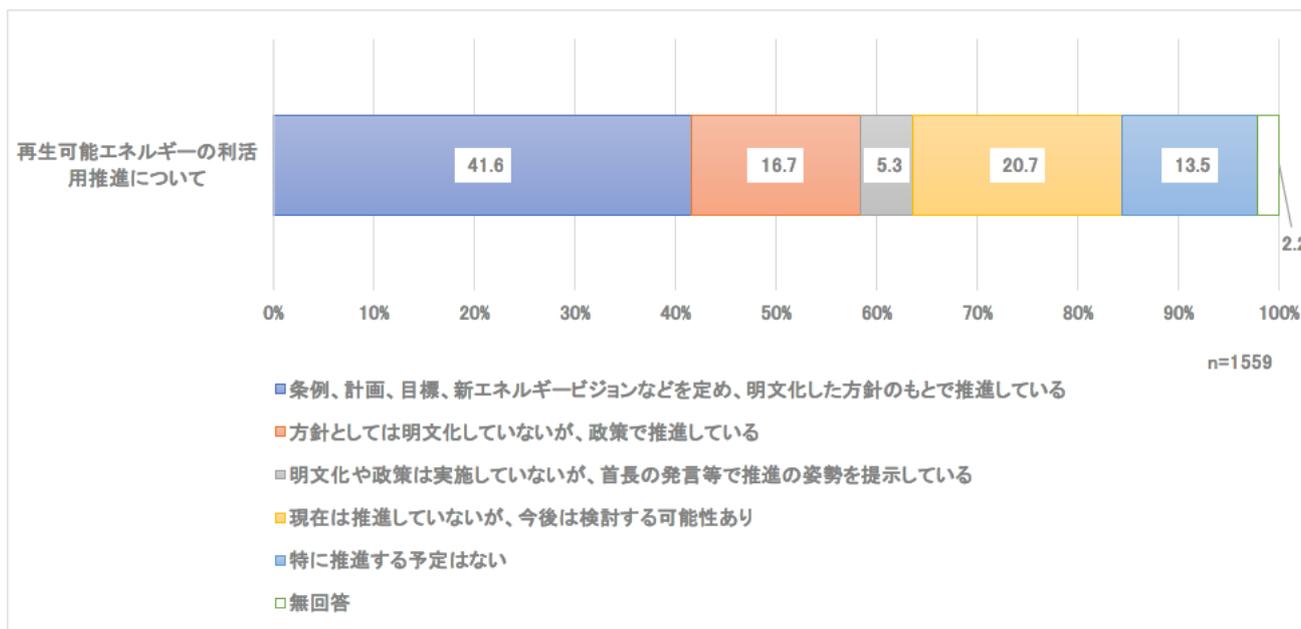
- 工事車両や工事の時間帯などについて、地元自治会とのトラブルがあるが都度事業者と連絡を取り対応している。
- 設置事業者が地域住民に繰り返し説明して納得していただいた。
- 事前協議、住民説明会を行うようになったことから、苦情がなくなった。
- 陸上風力について、騒音の苦情があったが、事業者が騒音低減用の柵等を設置して解決に至った。
- 市の指導により、発電事業者が適正に対応するため。

6. 再生可能エネルギーの利活用推進について

(1) 再生可能エネルギーの利用推進状況

再生可能エネルギーの利用推進状況としては、「条例、計画、目標、新エネルギービジョンなどを定め、明文化した方針のもとで推進している」が41.6%で最も多く、「現在は推進していないが、今後は検討する可能性あり」が20.7%、「方針としては明文化していないが、政策で推進している」が16.7%、「明文化や政策は実施していないが、首長の発言等で推進の姿勢を提示している」が5.3%、「特に推進する予定はない」が13.5%などとなっている。

図表 51 再生可能エネルギーの利用推進状況



No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	条例、計画、目標、新エネルギービジョンなどを定め、明文化した方針のもとで推進している	649	41.6
2	方針としては明文化していないが、政策で推進している	260	16.7
3	明文化や政策は実施していないが、首長の発言等で推進の姿勢を提示している	82	5.3
4	現在は推進していないが、今後は検討する可能性あり	323	20.7
5	特に推進する予定はない	211	13.5
	N (%ベース)	1559	100

(その他の回答例)

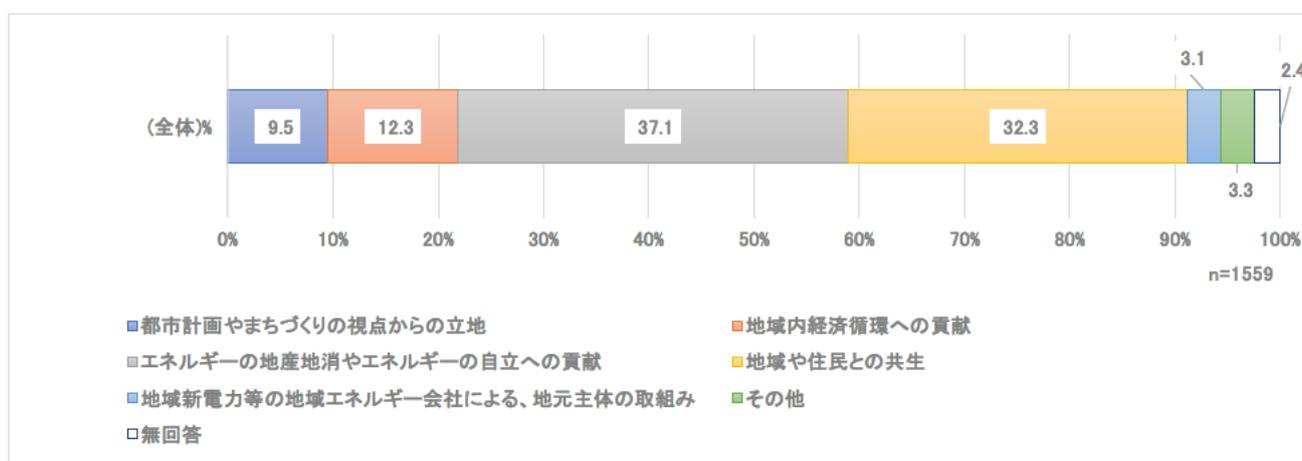
- ・ 二酸化炭素の削減と分散型エネルギーによる災害対策
- ・ 地域の特性を活かした再生可能エネルギー関連産業の振興
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた補助金等の情報提供など
- ・ 地方で産出される再生可能エネルギーの積極的な区内消費(購入)
- ・ 環境とエネルギーとの調和を図った上での、エネルギーの地産地消の推進
- ・ 電気自動車の利用及び充電インフラの整備
- ・ 持続可能な低炭素型社会の構築と地域の産業振興
- ・ 家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、公共施設への導入を積極的に図る。
- ・ 地域や住民との共生、景観に配慮した必要最低限の立地、安全性の確保、環境の保全について適正な配慮がなされること

- ・日照時間が長い本町の地域特性を生かした自然エネルギーの利用促進のため
- ・原発事故被災地域として、原子力に頼らない再生可能エネルギーの導入を促進
- ・事業者は地元へ何か貢献するようになってほしい
- ・災害時等の電力確保
- ・地球温暖化対策や人と自然の共生（生物多様性の保全）、循環型社会の実現による持続可能な地域づくり

（２）再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿

再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿としては、「エネルギーの地産地消やエネルギーの自立への貢献」が37.1%で最も多く、「地域や住民との共生」が32.3%で続き、「地域内経済循環への貢献」が12.3%などとなっている。

図表 52 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿



No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く(%)
1	都市計画やまちづくりの視点からの立地	148	9.5	9.7
2	地域内経済循環への貢献	192	12.3	12.6
3	エネルギーの地産地消やエネルギーの自立への貢献	578	37.1	38.0
4	地域や住民との共生	504	32.3	33.1
5	地域新電力等の地域エネルギー会社による、地元主体の取組み	49	3.1	3.2
6	その他	51	3.3	3.4
	無回答	37	2.4	
	N (%ベース)	1559	100	1522

III. 特徴的な条例等の事例

1. 調査概要

(1) 調査の実施方法

① 調査対象

アンケート調査で、「特徴のある規定内容等」として回答結果から、以下のような視点で調査対象となる条例等を選定した。

- ・ 地域の合意形成における先進的な取組み
- ・ 抑制区域や禁止区域を設定することで適切な再エネ発電設備設置を誘導
- ・ 事前協議、近隣住民への説明と意見の市への報告、許可の取消、措置命令などの実践事例
- ・ 標識やフェンスの設置による具体的な事業者の義務を明確化
- ・ 再エネ発電事業を地域振興に活用
- ・ 事業者が所在不明となった場合の土地所有者の義務
- ・ 自治体が事業者と地域の間にとって調整やあっせん等を行う規定をもつ事例
- ・ 環境省が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート」の提出の義務化など

② 調査方法

事例調査は、新型コロナウイルス感染症対策のため、取材先の了解が得られた自治体については訪問調査としたが、大半はオンラインによるリモート取材を採用した。

(2) 調査対象事例一覧

図表 53 特徴的な規定内容等をもつ再エネ条例の例（概要）

No	自治体名	条例名	特徴的な規定の例
1	岡崎市	岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の方法及び実施に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺住民を対象とした説明会の開催（原則 3 回まで）、市長との事前協議 ・ 地域住民からの要望と事業者の回答が合意に至らない場合、地域住民と事業者双方の同意に基づきあっせんや調停の手続きあり
2	飯田市	飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域環境権」を飯田市民の権利として保障し、地域で発電事業を行う場合には、その遵守を義務付け ・ 地域公共再生可能エネルギー活用事業として、地域課題の解決のために再エネを活用した事業を認定し市が支援
3	上田市	上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識を設置。地域住民等に事業計画を公開し、周知するために市との事前協議の前に標識の設置を義務化 ・ 設計者による地域住民等への説明 ・ 市長と協定の締結
4	常陸太田市	常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置事業及び発電事業を実施する上で様々な影響が懸念されることを「配慮事項」として規定 ・ 事業区域ごとに事業計画を定めて、市との事前の協議を義務化 ・ 事業区域の周囲にフェンス等の設置を義務化。事前協議の際に仕様を確認。 ・ 設置許可、変更許可の申請時に手数料を徴収

5	高崎市	高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保全地区内において設備を設置する場合に条例の許可が必要。事業計画が木竹の伐採を伴うものや事業区域への進入路や排水施設等の設置のために必要最小限度の範囲を超える造成を伴うものは許可されない ・近隣住民等と十分な協議を行うとともに市との事前協議を経て、許可申請を行うことを義務化
6	中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係団体等と書面による協定締結を義務化 ・国への事業計画認定申請前に市への届出が必要 ・事業一体性の判断基準チェックリストを要綱で規定
7	大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部改正。2021年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の調整を明文化 ・あっせん制度を導入

(備考) 「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部改正」は、先進的な条例の規定として紹介するために、調査時点では施行前であったが、ここに掲載した。

2. 特徴的な条例等の事例

(1) 住民との和解を促進するため「あっせん」「調停」を規定している事例

【愛知県岡崎市】

【条例等の概要】

- 条例名： ・「岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例」
（平成29年3月27日制定、以下本条例）
・「太陽光発電施設設置基準」（平成31年3月29日、以下本基準）
- 対象事業： 開発行為、大規模な建築物の建築その他周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定の事業であり、太陽光に特化したものではない。
- 規模要件： 面積3000㎡以上または搬入出土量が3000㎡以上の土地の区画形質の変更の伴う事業

【制度導入の背景】

- 従来から環境に影響を及ぼす恐れのある事業全般を対象としたまちづくり条例があり、(旧)特定事業として太陽光発電も対象としていた。
- 平成26年・27年頃に旧特定事業である太陽光発電事業にて土砂の流出による被害などについて住民からの通報があり、指導を行なったこと、近隣市町村で太陽光発電事業に関わるトラブルがあったことから本基準を定めた。

【制度導入の経過】

- 「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」（平成15年10月1日制定、平成24年3月28日全面改定）の旧特定事業部分について、独立した条例として本条例を制定した。
- 「太陽光発電施設」について、平成31年3月29日に「岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例施行規則」別表第3タの本基準を制定した。

【制度の特徴】

■ 本条例

- 特定事業（面積3000㎡以上または搬入出土量が3000㎡以上の土地の区画形質の変更の伴う事業）を対象としている。
- 周辺住民を対象とした説明会の開催（原則3回まで）、市長との事前協議を行う。
- 地域住民からの要望と事業者の回答が合意に至らない場合、地域住民と事業者双方の同意に基づき、あっせんや調停の手續が行われる。
- 「あっせん」とは、市が当事者双方の主張の要点を確かめ、適切な助言や資料を提供することにより、また「調停」とは、法律、建築、行政等の専門家で構成される特定事業紛争調停委員会が必要な調査審議を行い、適切な和解案を提示することにより、トラブルを解決に導こうとするもの。
- 土地所有者の同意、緑地（敷地面積に対して5/100以上）、排水調整施設の設置などが必要。
- 事業者は近隣住民の代表者から要望があるときは、工事及び事業に関する協定を地元代表者と締結するよう努める。

■ 本基準

- 事業者の掲示に関する基準
- 立地に関する基準として、原則として事業用地に含まない区域を挙げている。
- 防災及び安全に関する基準を定め、毎年写真を提出して報告を行うことを定めている。
- 撤去、廃棄等に関する基準を定め、事業開始前、事業終了後の手續を定めている。

【制度の運用状況】

- 太陽光発電事業について、太陽光発電施設設置基準制定後に特定事業（敷地面積3,000㎡以上）は行われていない。（そのため本基準の対象となった新規事業もない。）
- 本条例や本基準があり、実際に事業を始めるには最大3回の住民説明会を行うこと、市によるあっせん、調停という仕組みがあることから、事業者としての取り組み姿勢を問う制度となっており、適正な設置を促すことにつながっていると市担当者は評価している。

(1) 住民との和解を促進するため「あっせん」「調停」を規定している事例 【愛知県岡崎市】

【岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の届出及び実施に関する条例】

条例等の公開URL：

https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1402/1420/p002270_d/fil/jyourei_h290401.pdf

(目的)

周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定の事業に関して、近隣住民への周知手続と協議の場を設置し、事業実施に必要な事項及び、事業実施に伴う紛争を解決するための調整の手続に関する必要な事項を定め、近隣住民と事業者のトラブル解決の糸口とするともに、双方の歩み寄りによって、良好な周辺環境が保全されたまちづくりを目指すもの。

(定義)

特定事業を定義、太陽光発電事業は2(6)規則で定める事業うち、面積3000㎡以上または搬入出土量が3000㎡以上の土地の区画形質の変更の伴う事業」が該当

【太陽光発電施設設置基準】

https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1402/1420/p002270_d/fil/taiyoukou_h310401.pdf

- 1 事業者の掲示に関する基準
- 2 立地に関する基準
原則として事業用地に含まない区域を挙げている。
- 3 事業区域内及び周辺環境の保全に関する基準
- 4 防災及び安全に関する基準
- 5 非常時における対応に関する基準
- 6 撤去、廃棄等に関する基準
事業開始前、事業終了後の手続きを定めている。
- 7 その他の遵守事項

項目	本条例	本基準	内容等
立地に関する規制	-	○	国立公園や都道府県立自然公園、愛知県自然環境保全地域などを指定し、原則としてそれらの区域を事業区域に含まないこととする。
事業の届出	○	-	事前協議を行い、市は関係各課の意見照会を行い、協議を行う。
首長の許可・同意	-	-	
首長との協定	-	-	
説明会の開催	○	-	原則として3回まで、議事録を提出
周辺住民との協定・同意	○	-	住民から要望があれば、住民との協定を結ぶ努力義務あり
適切な事業の運営	-	○	防災及び安全の計画、毎年の写真を添付しての報告
適切な撤去、廃棄	-	○	撤去、廃棄について市長へ報告し、撤去、廃棄後に市長へ報告する
あっせん・調停	○	-	地域住民、事業者の申出により市が調停、あっせんを行う。
事前協議	○	-	大規模土地利用行為等につて、事業着手前に市長と協議を義務化。

【類似の条例等】

- ・滋賀県大津市では2021年4月に改正施行される「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」であっせん制度を導入する見通し。

(2) 再生可能エネルギーの導入を地域づくりに活用する取り組み事例 【長野県飯田市】

【条例等の概要】

条例名： 「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」
(平成25年3月25日制定、以下、本条例)

地域環境権の保障 市民に、自然環境及び地域住民の暮らしと調和する方法により、再生可能エネルギーの利用による調和的な生活環境の下で生存する権利（「地域環境権」）を保障

地域づくりの支援 再生可能エネルギーの活用による持続可能な地域づくり事業を市が支援することを条例に規定。

再生可能エネルギー活用事業 飯田市内で発電に関する事業を行う場合は、飯田市民の地域環境権を尊重し、再生可能エネルギーを用いた再生可能エネルギーを活用する事業（「再生可能エネルギーを活用事業」）を行うことに努める。

【制度導入の背景】

- ・ 飯田市には、「結い」と呼ぶ地域協働の精神が根付いており、この精神を活かして積み重ねられてきた飯田の特色ある環境政策をさらに育て、地域の経済循環にもつなげて、持続可能な地域づくりをしていくことを目指した。
- ・ 飯田市では、2004年から市民出資型の太陽光発電事業、いわゆる「屋根借りビジネス」を全国に先駆けて推進してきた。

【制度導入の経過】

- ・ 平成24年7月に導入された「固定価格買取制度」も本格的に活用して、太陽光だけでなく、風力、水力、木質バイオマスなどの様々な再生可能エネルギー事業を対象とし、地域の多様な主体の力を活かして再生エネルギーの活用に積極的に取り組んでいくために、この条例を制定した。

【条例の運用状況】 施行状況、制度適用の実績、制度導入の効果等

- 「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の概要と実施状況
- ・ 事業の認定は、「まちづくり委員会等」（地域・地縁団体等）が、地域課題の解決のために再生エネを活用した事業提案を地元企業の公益的な活動と連携するなどして、市長に（公民協働事業）事業認定の申請を行うもの。**市の再生エネ導入支援審査会で申請を受け、事業化に向けた支援を行う。**
- ・ 市は、調査費に対する市の基金からの無利子貸付、金融機関・投資家による融資や投資が適切に判断されるための支援を行う。審査は、継続的な事業として組成されるように支援する方針で専門の審査会が行っている。
- ・ これまでの事業認定実績は17件。事業のほとんどは、太陽光発電事業で、小水力も一部ある。
- ・ 地域公共再生可能エネルギー活用事業の協力企業は、すべて地元企業。**協力企業の役割としては、発電施設の所有、運用を行うとともに、事業利益の一部を地域貢献寄付として提供。**また、公益的な事業として、地区で行う事業への協力、防災訓練への協力、環境教育などの協力を行っている。
- ・ 地区に入った寄付金は、事業会計として用途を明確化し、年1回の報告会で地区の事業内容を報告。

【条例の特徴】

- ・ 飯田市自治基本条例（平成18年条例第40号）の理念の下に様々なものが協働し、飯田市民が主体となって再生可能エネルギーを利用して、持続可能な地域づくりを進めることを目的としている。
- ・ **「地域環境権」を飯田市民の権利として保障し、地域で発電事業を行う場合には、その尊重を求めている。**
- ・ 市は、「地域再生可能エネルギー活用事業」の公募とともに、**継続性及び安定性のある事業計画の策定や運営のための支援や地元金融機関や投資家による投融資のための信用力の付与などの支援内容を明記。**

(2) 再生可能エネルギーの導入を地域づくりに活用する取組み事例

【長野県飯田市】

【飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例】

条例等の公開URL：

<https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/10.pdf>

(目的)

この条例は、飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）の理念の下に様々な者が協働して、飯田市民が主体となって飯田市の区域に存する自然資源を環境共生的な方法により再生可能エネルギーとして利用し、持続可能な地域づくりを進めることを飯田市民の権利とすること及びこの権利を保障するために必要となる市の政策を定めることにより、飯田市におけるエネルギーの自立性及び持続可能性の向上並びに地域でのエネルギー利用に伴って排出される温室効果ガスの削減を促進し、もって、持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

【主な条例の内容】

(地域環境権)

飯田市民は、自然環境及び地域住民の暮らしと調和する方法により、再生可能エネルギー資源を再生可能エネルギーとして利用し、当該利用による調和的な生活環境の下に生存する権利（「地域環境権」）を有する。

(地域環境権の行使)

地域環境権は、以下の条件を備えることで行使できる。

- (1) 自然環境及び他の飯田市民が有する地域環境権と調和し、これらを次世代へと受け継ぐことが可能な方法により行使されること。
- (2) 公共の利益の増進に資するように行使されること。
- (3) 再生可能エネルギー資源が存する地域における「地域団体」の意思決定を通じて行使されること。

(事業者の役割)

- (1) 発電に関する事業を行う場合は、「再生可能エネルギー活用事業」として行う。
- (2) エネルギーを利用するに当たっては、再生可能エネルギーを優先して利用すること。
- (3) 市の施策及び他者が行う再生可能エネルギー活用事業に協力すること。

(市長による支援)

市長は、本条例で規定する基準に照らして適当と認めた事業を、協働による公共サービスと決定し、当該決定した事業（「地域公共再生可能エネルギー活用事業」）を実施しようとする者に対し、必要に応じ、支援を行う。

- (1) 継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要となる助言
 - (2) 金融機関及び投資家による投融資資金が地域公共再生可能エネルギー活用事業に安定的に投融資されることを促し、初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与に資する事項
 - (3) 補助金の交付又は資金の貸付け
 - (4) 市有財産を用いて地域公共再生可能エネルギー活用事業を行おうとする場合においては、当該市有財産に係る利用権原の付与
- 2 市長は、実施者と飯田市との役割分担及び各自の責任の所在を、書面をもって定める。
- 3 市長は、地域公共再生可能エネルギー活用事業が現に行われている期間においては、実施者に対し、当該事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言等を行うことができる。

など

(3) 大規模な開発事例に対応するためガイドラインを条例化した事例 【長野県上田市】

【条例等の概要】

- 条例名： ・「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」
(令和元年8月1日施行、以下、本条例)
・「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則」
(令和元年8月1日施行、以下、本施行規則)
- 対象事業： 抑制区域内で行う太陽光発電設備設置事業
- 規模要件： 抑制区域内で設置する太陽光発電設備の事業区域の面積が、1,000平方メートル以上、かつ、発電出力が50キロワット以上の事業
- 抑制区域： 太陽光発電設備設置事業の実施に特に配慮が必要な区域を指定。

【条例化の背景】

- ・ 上田市では、「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」、及び、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」により、太陽光発電設備の適正な設置については、指導、誘導ができる状況であった。
- ・ 市内での大規模な開発事業について**土砂災害の懸念から住民の反対活動**が起こり、その対応にあたって、FIT法改正により**条例化による適正な設備設置の指導や誘導について有効性が認められるようになったため条例制定**をめざした。
- ・ 条例制定にあたっては、他の自治体の条例を参考に検討した。

【条例化の経過】

- ・ 全国的にみて日照時間が長いということで、市外の事業者による太陽光発電設備の案件が多かった。
- ・ 平成27年10月1日より「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を施行した。
- ・ さらに、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」により、太陽光発電施設の適正な設置・管理の誘導を図るための指針を定め、「立地を避けるべきエリア」や遵守すべき事項、撤去・廃棄等に関することを規定している。また、指導要綱についてもガイドラインの中で周知している。

【条例の特徴】

- 本条例
(適用範囲)
- ・ 抑制区域内における事業区画の面積が1,000㎡以上、かつ発電出力が50kW以上の太陽光発電事業に適用。
- (標識の設置)
- ・ 地域住民等に事業計画を公開し、周知するために**市との事前協議の前に標識の設置を義務化**。
- (事前協議)
- ・ 事業者は、**市への事業の届出を行う60日前に事前協議を行う**必要がある。
- (設計者による地域住民等への説明)
- ・ 事業者は標識の設置後速やかに住民等への説明会を開催することとし、その際の**説明は、設計者が行う**。
- (協定の締結)
- ・ 事業者は、事業の実施に必要な手続き完了後に、**市長と協定の締結**を行う。

【条例の運用状況】

- ・ 現在、条例に基づく手続きの段階が2か所あり、そのほかとして事前協議が1件、その前段のものが3か所で合計4件ある。
- ・ 条例手続きの対象となっている事業については、**地域住民とも十分に時間をかけて協議を行う機会があり、事業が停滞することは減ってきている**。しかし、条例の対象外の1,000㎡、50kW未満の事業ではトラブルの連絡が来ることがある。

(3) 大規模な開発事例に対応するためガイドラインを条例化した事例

【長野県上田市】

【上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例】

条例等の公開URL：

<https://www.city.ueda.nagano.jp/uploaded/attachment/18772.pdf>

(目的)

市内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、設置に適した場所への導入を図り、もって市民の生命及び財産の保護、良好な景観の形成並びに豊かな自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

事業区域：太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)

【抑制区域の指定】

市民の生命及び財産の保護、良好な景観形成並びに豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全を図るため、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定。

(本条例 7条)

【地域との合意形成について】

- ・説明会の開催と住民との協議について
事業者は説明会で出た疑問などは意見書として市に提出。その内容に事業者が対応するとともに、市も相談にのるなど合意形成に協力。
- ・地域住民等は敷地から30m以内の居住者、建物、土地所有者及び事業区域の自治会、その事業により影響を受けるものをいう。
- ・地区外の人でも説明会に参加することはできるが、意見等は言えないオブザーバーの立場。

項目	本条例	本規則	内容等
立地に関する規制	○	○	抑制区域(砂防法、地すべり防止法、急傾斜崩壊危険区域とそれに準ずる区域、土砂災害特別警戒区域それに準ずる区域、森林法、県の水環境保全条例の水道水源保全区域、農地法、自然公園法、文化財保護法、鳥獣保護区域、その他市長が指定する区域)
標識の設置	○	○	地域住民等への計画の公開、周知を図る
事前協議	○	○	事業の届出の前に、事前協議が必要
事業の届出	○	—	関係各課による計画内容の審査、現地立会調査を行う。
首長の許可・同意	—	—	
首長との協定	○	○	事業実施に必要な手続き完了後に協定書を締結する。
説明会の開催	○	—	説明は、設計者が行う
周辺住民との協議	○	○	住民から意見書が出された場合は、意見に対する「見解書」を提出する。
適切な事業の運営	○	○	擁壁その他の土留め施設等の安全上必要な防災措置
適切な撤去、廃棄	—	—	
あっせん・調停	—	—	

(4) 事業計画の届出前の事前協議を重視し、設置適正化で効果をあげている条例の事例 【茨城県常陸太田市】

【条例等の概要】

- 条例名： ・「常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例」（平成31年1月1日施行、以下、本条例）
・「常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例施行規則」（平成31年1月1日施行、以下、本規則）
- 対象事業： 再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス）発電設備による発電事業
- 規模要件： 規模要件あり。
- 抑制区域： 指定あり。

【条例制定の背景】

- 環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備は、全国的に設置件数が増加しており、本市においても特に太陽光発電設備の設置が進んでいる状況にある。
- その一方で、設備の設置に伴う景観の阻害、土砂災害の発生、動植物の生息環境への影響などの問題に対応し、自然環境、歴史ある景観及び市民の安全安心な生活環境の保全のために本条例を制定。
- 想定するトラブルの対象設備としては、主に太陽光発電設備。

【条例の特徴】

■本条例

（抑制区域と配慮事項）

- 各種法令でもともと決まっている区域を指定。届出を適切に行ってもらうためのもので、適切な事業計画であれば許可が出るもの。それを踏まえて届出を検討してほしいという形にしている。
- 事業者に対し、設置事業及び発電事業を実施する上で様々な影響が懸念されることを「配慮事項」として規定。生活環境の保全、防災及び安全対策、地元関係者への対応、発電設備設置後の維持管理など。

（事前協議）

- 事業区域ごとに事業計画を定めて、市との事前の協議を義務化。

（合意形成）

- 設置者は、事業着手前に地元関係者へ事業内容の説明、必要に応じて説明会を開催し、地元関係者の意見集約を行って合意形成に努めること。

（設置事業の許可）

- 許可が必要な設置事業をエネルギー種別ごとに規定。
太陽光発電設備：発電出力 10kW以上(分割案件で合算も対象)、事業区域が500㎡以上、地上高が最大4メートル以上のもの。

風力発電設備：発電出力 20kW以上のもの。バイオマス発電設備：同 20kW以上のもの。

抑制区域に発電設備を設置する場合

（侵入防止措置）事業区域の周囲にフェンス等の設置を義務化。事前協議の際に仕様を確認。

（手数料）設置許可、変更許可の申請時に手数料を徴収。

■本規則

（標識の設置）標識の記載事項に、発電設備 I D

（設置完了届）設置工事完了時にパワコンとモジュールの納品リスト（パネルの「シリアルナンバー」を含む）の提出を要請。

【条例の運用状況】

- 条例の平成31年1月制定後の設置計画や事業の届出状況については、件数では特に減少傾向はみられない。案件数ベースで、95%は低圧案件で、残りの5%が高圧案件。

(4) 大規模な開発事例に対応するためガイドラインを条例化した事例

【茨城県常陸太田市】

【常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例】

条例等の公開URL：

http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/data/doc/1538101685_doc_149_1.pdf

(目的)

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めることにより、本市の恵まれた自然環境及び歴史ある景観の保全を図るとともに、市民の安全と安心の確保、良好な居住環境の維持及び秩序ある発電設備の設置を推進すること。

(定義)

設置事業：発電設備を設置する工事及び木竹の伐採、土地の形質の変更その他発電設備を設置するために必要な工事を行う事業をいう。

【常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例 施行規則】

条例等の公開URL：

http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/data/doc/1538101685_doc_149_0.pdf

1. 抑制区域
2. 事前協議
3. 事業計画事前協議書の添付図書
4. 地元関係者への説明
5. 設置許可の申請
6. 許可通知書等
7. 設置事業に係る届出
8. 標識の設置
9. 事業終了後の措置
10. 助言・指導 ほか

項目	本条例	本規則	内容等
立地に関する規制	○	○	抑制区域（法令等により自然環境の保全区域として指定されている区域、自然災害の発生が危惧される区域、歴史的又は郷土的な特色を有している区域、その他市の条例で保全を図る必要がある区域、その他発電設備の設置により周辺生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある区域）
標識の設置	○	○	掲示項目を指定。
事前協議	○	○	事前協議書の添付資料の指定あり。事業の届出の前に、事前協議が必要。 市は関係各課の意見照会を行い、協議を行う。
首長の許可	○	○	事業着手30日前に市長に申請し、許可を受ける。
事業の着手届	○	○	事業着手10日前に市長へ届出をする。
説明会の開催	○	○	設置事業の着手前に、地元関係者への説明を義務化。必要に応じて説明会を開催する。
周辺住民との協議	○	○	住民からの苦情や要望への対応、必要に応じて協定書を作成し、理解を得るように努める。
適切な事業の運営	○	○	排水計画・擁壁その他の土留め施設等、安全上必要な防災措置をとる。
適切な撤去、廃棄	○	－	事業終了後の措置について、発電事業終了届、発電設備撤去処分報告書の提出を規定。
手数料	○	－	設置許可、変更許可の申請時に手数料を徴収。

(5) 自然保護・景観保全を目的に「特別保全地区」を設定し、太陽光発電設備の立地適正化を目指した事例 【群馬県高崎市】

【条例等の概要】

- 条例名： ・「高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」（平成27年3月31日制定、以下本条例）
・「高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則」（令和元年12月13日改正施行、以下本規則）
- 対象事業： ・自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区」として指定し、当該地区に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業。
- 規模要件： ・特に指定なし。

【制度導入の背景】

- 再生可能エネルギーの推進に伴い、高崎市内においても太陽光発電の設置件数は増加傾向にあり、これに伴い近隣住民から土砂の流出や土砂災害のおそれなどについて苦情や相談が複数寄せられていた。
- 太陽光発電事業を計画した事業者が、事前に十分な説明を行わず樹木の伐採を始めたものもあった。
- 市民の財産である観音山丘陵、榛名湖、箕郷梅林等の「特別保全地区」の自然環境や景観を守るため条例を制定。

【条例の特徴】

■ 本条例

- 自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を「特別保全地区」として指定し、この特別保全地区内において設備を設置する場合に条例の許可が必要としている。条例で定める特別保全地区内においては、様々な許可基準を設定したうえで「適正化」を図っている。
- 「特別保全地区」内で太陽光発電設備の設置許可をとりとうとする場合、事業計画が木竹の伐採を伴うものや事業区域への進入路や排水施設等の設置のために必要最小限度の範囲を超える造成を伴うものは許可基準に適合しないこととなり、許可されない。
- 「特別保全地区」内で事業を行う場合は、近隣住民への事業計画の周知のための標識の設置と近隣住民等説明会を開催し、近隣住民等と十分な協議を行うとともに市との事前協議を経て、許可申請を行うことを義務化している。

■ 本規則

- 標識の設置、説明会の開催、近隣住民等との協議など地域との合意形成のための手順を定めている。
- 「許可の基準」として、関係法令の基準に適合していることのほか、事業区域の周辺地域の自然環境、景観や近隣住民等の生活環境に係る基準を規定している。
- そのほかの許可基準として、造成や排水に係る基準も設けている。

■ 特別保全区域以外の事業

- 2,000㎡以上の事業面積において野立ての太陽光発電設備設置事業を行おうとする時には、宅地開発指導要綱に基づく事前協議が必要となる。

【条例の運用状況】

- 特別保全地区内での事業については、平成27年4月1日の条例施行以降、許可を受けたものは2件のみ。許可となった2件は、いずれも山林ではない場所に設置するもので、近隣住民等からの意見等は特になく、許可となった。

(5) 自然保護・景観保全を目的に「特別保全地区」を設定し、太陽光発電設備の立地適正化を目指した事例 **【群馬県高崎市】**

【高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例】

条例等の公開URL：

http://ted.city.takasaki.gunma.jp/reiki/reiki_honbun/e203RG00001566.html

(目的)

自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定め、もって美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

事業者：再生可能エネルギー発電設備を設置する事業(木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む事業)を計画し、これを実施する者。
特別保全地区：自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定

【高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則】

http://ted.city.takasaki.gunma.jp/reiki/reiki_honbun/e203RG00001568.html

- 1 事業計画の届出
- 2 標識の設置（標識設置届を市に提出）
- 3 説明会の開催、意見の申出、近隣住民等との協議
- 4 許可の基準
- 5 審議会
- 6 関係書類の閲覧 など

項目	本条例	本規則	内容等
立地に関する規制	○	○	自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定
事前協議等	○	○	標識の設置、近隣住民等説明会の開催、近隣住民等との協議状況報告、市との事前協議の手順の後に、許可申請を行う
首長の許可	○	○	許可基準に則して許可の可否を審査
近隣住民等への説明会の開催及び協議	○	○	近隣住民等説明会を開催 近隣住民等は事業者へ意見書を提出することができ、事業者はそれに対する見解書を提出
適切な事業の運営	—	—	
適切な撤去、廃棄	—	—	
あっせん・調停	—	—	
首長との協定	—	—	

(6) 届出前に自治会等との協定を義務化することで地域の合意形成を担保した条例の事例 【岐阜県中津川市】

【条例等の概要】

- 条例名：**
- ・「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」（平成29年4月1日施行、令和2年9月23日一部改正、以下、本条例）
 - ・「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則」（平成29年4月1日施行、令和2年12月9日全部改正、以下、本規則）
- 対象事業：** 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行う事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）
- 規模要件：** 発電出力が10キロワット以上の事業。
- 抑制区域：** 規則で指定あり。

【条例制定の背景】

- ・ 他県での再生可能エネルギー発電事業をめぐるトラブルケースを踏まえ、また、自治体でも開発案件が増えてきたのを受けそれまでであった要綱では対応しきれなくなったので、新たに条例として制定。

【条例改定の目的】

- ・ 現条例は、平成29年3月に制定し4月1日施行した。令和2年9月市議会定例会で条例改正、令和3年4月1日施行。
- ・ ポイントは、届出対象を発電規模10kW以上に変更することなど。現状の条例、要綱で対応しきれない部分をカバーする目的。
- ・ 現条例では、事業面積が1,000㎡を超えるものを届出対象としている。そのため、届け出が不要の上限ぎりぎりの面積で設置し、トラブルが起きるケースが増え住民からの苦情の声が出て、条例の改正を進めた。

【条例の特徴】

■本条例

（適用事業）

- ・ 発電出力が10キロワット以上の事業に適用。（一部適用除外あり。）
（協定の締結）
- ・ **自治会等への説明会の後、届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定締結を義務化。** 設備を第三者に譲渡、又は貸付けようとする場合は、譲り受ける者又は借り受ける者に対し、協定の効力を継承。
（市への届出の時期）
- ・ **国への事業計画認定申請前に市への届出が必要。**
（適正な管理）
- ・ 事業者は規則に定める管理基準を遵守し、太陽光発電施設を適正に管理することとし、既に事業を実施している太陽光発電設備も対象となる。
（標識の設置）
- ・ 標識の設置を義務化。国の認定を受けた地上設置の発電出力10kW以上の太陽光発電設備が対象。
（事業者が所在不明等となった場合における特例）
- ・ 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合には、当該土地所有者が事業者と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該再生可能エネルギー発電設備の所有者とみなし規定を適用。

■本規則

（事業の一体性）

- ・ **事業一体性の判断基準チェックリストを要綱で規定。**
「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則に係る様式を定める要綱」（令和2年12月9日決裁）
（維持管理基準）
- ・ 「**再生可能エネルギー発電設備維持管理基準**」を別表で規定。

(6) 届出前に自治会等との協定を義務化することで地域の合意形成を担保した条例の事例 **【岐阜県中津川市】**

【中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例】

条例等の公開URL：
https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/material/files/group/55/20210324_kankyo_jourei.pdf
(目的)

再生可能エネルギー発電設備の適正な整備及び維持管理を図り、もって市内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与すること。

(定義)

事業： 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行う事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）をいう。

事業区域： 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。

【中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則】

条例等の公開URL：
https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/material/files/group/55/20210324_kankyo_sekou_kisoku.pdf

1. 事業の一体性
2. 抑制区域の指定
3. 協定の締結
4. 事業の届出
5. 事業の着手等の届出
6. 標識の設置
7. 維持管理基準
8. 報告及び立入調査
9. 指導、助言又は勧告 など

項目	本条例	本規則	内容等
立地に関する規制	○	○	抑制区域（土砂災害警戒区域・同土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域などの再生可能エネルギー発電設備の設置について特に配慮が必要と認められる区域）
事前協議	—	—	
説明会の開催	○	—	届出を行う前に、自治会等に対し事業内容等に関する説明会を開催
利害関係団体等との協定締結	○	○	説明会の後、届出を行う前に利害関係団体等と書面による協定を締結
事業の届出	○	○	国の事業認定申請を行う前に届出を行う。
首長の許可・同意	—	—	
首長との協議	○	—	事業の届出を行い、市長との協議を行う。
標識の設置	○	○	地域住民等への計画の公開、周知を図る。
適切な設備の管理	○	○	再生可能エネルギー発電設備維持管理基準を規定
適切な撤去、廃棄	○	○	事業の廃止の届出を義務化 速やかに当該再生可能エネルギー発電設備を撤去し、適正な処分を規定
あっせん・調停	—	—	

【コラム紹介】

太陽光発電設備の規制条例に、事業者と周辺住民等で意見の相違があった場合に、市が「意見の調整」や紛争調整のための「あっせん」を行う条項を導入
(滋賀県大津市 2021年4月1日施行)

【改正のポイント】

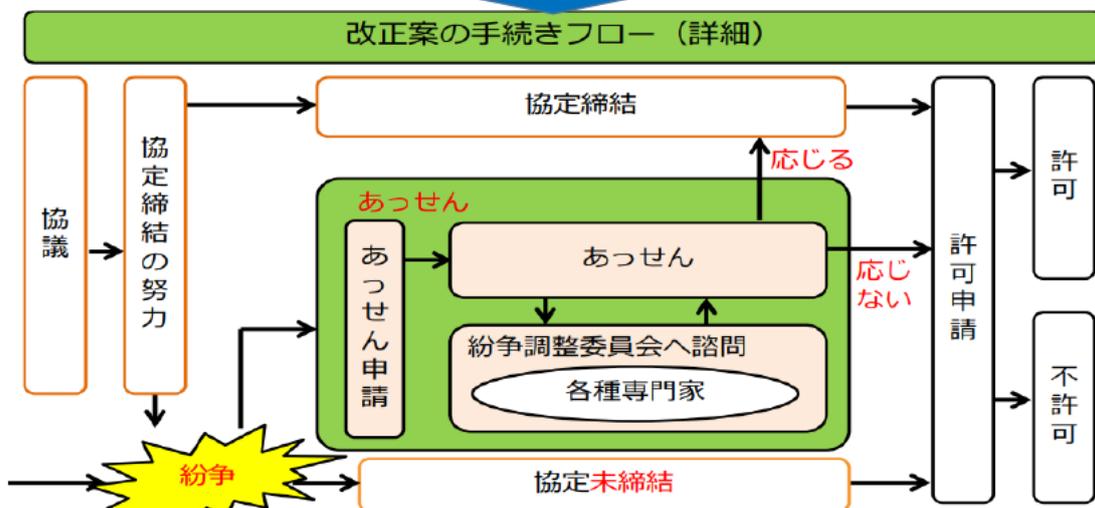
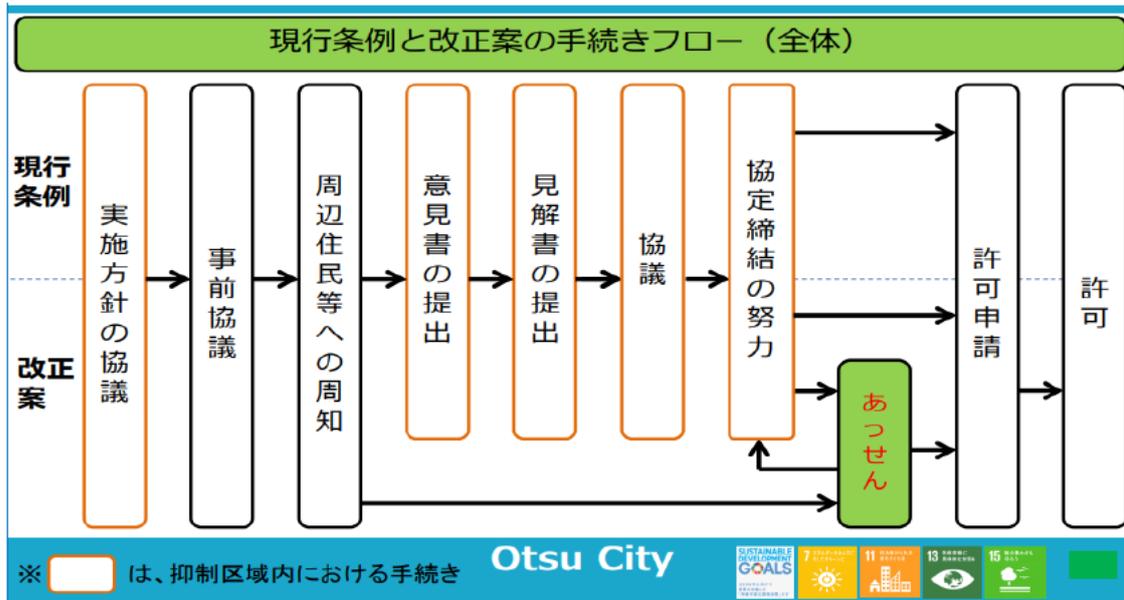
・意見の調整を明文化

市長は、抑制区域内における、周辺住民等からの意見、申請予定者からの見解の内容について、「意見の調整」を行うことができることを明文化する。

・「あっせん」制度を導入

景観、住環境の保全等について、申請予定者と周辺住民等の間で、円満な解決を目指すため「あっせん」制度を導入。この制度では、申請予定者または周辺住民等は、市に「あっせん」の申請が可能で、市は、諮問機関として紛争調整委員会を設置して、市が「あっせん」を行う。

当事者が「あっせん」に応じない場合は、打ち切りとなる。その場合でも、申請予定者が災害の防止及び自然環境等の保全に取り組むことは、本条例の許可要件であることから条例の実効性は担保される。



IV. 再生可能エネルギー発電設備設置事業のトラブル事例等調査

1. 全国におけるトラブル事案の発生状況

太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電設備の設置事業をめぐって、近年、全国で地域的なトラブルとなっている傾向が続いている。そこで、マスメディア等に掲載された再生可能エネルギー発電設備設置に関連したトラブルの報道記事を調査し、同一地域、同一の事業は1件としてカウントして集計した。その結果、太陽光発電設備では、各年概ね50件程度の事案が掲載されているのに対し、風力発電設備では、2019年頃から増加傾向が見られる。太陽光発電の事業が一巡したのに対し、全国で風力発電の事業計画が拡大していることが背景にあると考えられる。

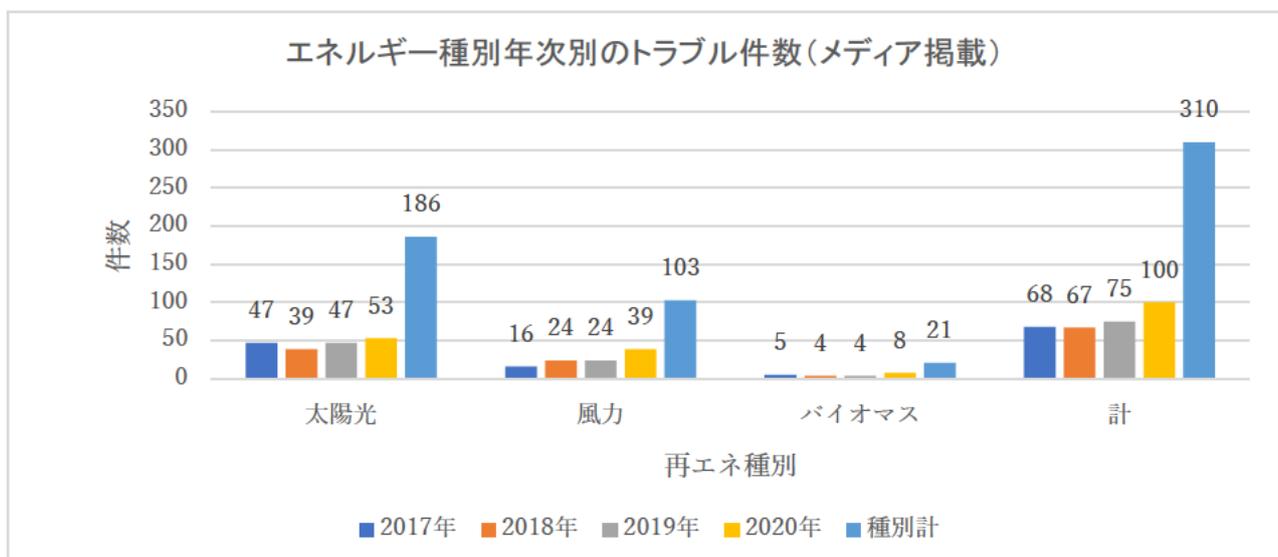
図表 54 全国の再生可能エネルギー発電設備の設置等に関連するトラブル事例調査結果
(2017年～2020年の各年のマスメディア等への記事掲載件数)

年次	2017年	2018年	2019年	2020年	種別計
種別					
太陽光	47	39	47	53	186
風力	16	24	24	39	103
バイオマス	5	4	4	8	21
計	68	67	75	100	310

(調査及び集計方法)

- ・各年にマスメディア等に掲載された下記の該当記事について、同一地域、同一の事業は1件としてカウントして集計している。
- ・検索は、下記のようにエネルギー種別＋「反対」のAND条件で実施した。
「太陽光発電」＋「反対」、「風力発電」＋「反対」、「バイオマス発電」＋「反対」
- ・調査対象メディアは、日経テレコン（日経・全国紙・地方紙記事データベース）のほか、ネットニュースとして朝日新聞デジタルや毎日新聞デジタルほかを対象とした。
- ・調査対象期間：2017/1/1～2020/12/31（4年間）

図表 55 エネルギー種別年次別のトラブル件数（メディア掲載
全国の再生可能エネルギー発電設備の設置等に関連するトラブル事例調査結果より）



2. 現在トラブルとなっている事例

(1) 事例概要

前記のマスメディア等に掲載された再生可能エネルギー発電設備設置に関連したトラブルの報道記事調査の段階で、現在トラブルとなっている事例について概ね3か年の期間を対象に記事や関連資料を収集した。

ここでは、現在どのようなトラブル、具体的には、トラブルの原因や理由、当事者、トラブルとなった経過等を把握し、今後のトラブル解消に向けた取組みやルールづくりの参考とすることを目的として資料収集と整理を行った。

図表 56 トラブルとなっている事例（全国におけるメディア掲載調査結果より）

事例 No	地域	エネルギー種別	トラブルの原因
1	山形県 大石田町	太陽光発電	* 土砂災害への懸念、希少生物・生態系への影響
2	山形県 飯豊町	太陽光発電	* 土砂災害 豪雪地の地域特性、雪崩による被害への懸念(事業計画の妥当性)
3	岩手県 大船渡市	太陽光発電	* 土砂災害 豪雪地の地域特性、雪崩による被害への懸念(事業計画の妥当性) * 地域住民の安全な暮らしや自然環境保護
4	宮城県 仙台市太白区秋保町	太陽光発電	* 自然環境保全 * 土砂災害、河川の水質悪化
5	宮城県 丸森町	太陽光発電	* 土砂災害 * 環境保全、地下水への影響
6	埼玉県 飯能市	太陽光発電	* 自然保護 絶滅危惧種の保護 水害
7	千葉県 鴨川市	太陽光発電	* 景観保全、水汚染、漁業被害、土砂災害、野生生物保護、将来の自然環境、予測できない影響 * 市民団体の意見書への回答への対応
8	静岡県 伊東市	太陽光発電	* 景観保全、土砂災害、土砂水による漁業への影響
9	静岡県 函南町	太陽光発電	* 土砂災害や洪水被害、自然環境や景観の悪化
10	愛知県 東浦町	太陽光発電	* 森林保全、保水機能への影響による農業被害 * 森林法の適用
11	長野県 木曾町	太陽光発電	* 土砂災害 * 自然保護
12	三重県 四日市市	太陽光発電	* 土砂災害、自然保護、希少生物保護
13	三重県 志摩市	太陽光発電	* 開発工事に伴う景観保全 濁水による水質汚染
14	兵庫県 神戸市	太陽光発電	* 自然保護 * 希少な動植物保護 * 不十分な住民説明
15	福岡県 飯塚市	太陽光発電	* 自然保護

16	長崎県 佐世保市	太陽光発電	* 漁場環境への影響
17	三重県 津市、伊賀市、亀山市	風力発電 (陸上)	* 自然保護 景観保全
18	島根県 益田市	風力発電 (陸上)	* 生態系への影響 土砂災害
19	佐賀県 唐津市 福岡県 糸島市	風力発電 (陸上)	* 土砂災害 景観保全 水源の枯渇 水質汚染

3. トラブル解消に至った事例

(1) 事例概要

アンケート調査で、トラブル解消に至った事例があるとの回答内容をもとに、追加のヒアリングを実施し、トラブルとなった事案と解消に至ったプロセスと解消のポイント、行政の果たした役割や支援内容等を把握した。

図表 57 トラブル解消事例の概要

No	事例	トラブル解消のポイント
1	急傾斜地で土砂災害や景観への影響懸念のあった太陽光発電事業への対応事例	<ul style="list-style-type: none"> ・住民側からの要望を受け、<u>行政が中立的な立場で事業者及び住民側と調整し、対話を促進。</u> ・住民側の不安や要望に事業者が対応するにあたって、行政が必要な技術的な知見について指導し、双方が納得し理解できる計画に反映するなどの助言を実施。
2	大規模発電所の設置に伴う送電網の電磁波による影響不安等への対応事例	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、太陽光発電設備の設置事業においては、事業者と地域の間で合意形成をすることを原則。今回は、大規模発電事業で、地域との間の合意書作成に不安があるとの地域からの要請に応える形で、<u>「立会人」として地域と一緒に考える姿勢で臨み、地域の不安の軽減、解消に取り組んだ。</u> ・地域の不安に対し、市の支援のもと、<u>技術的な知見や専門家の紹介などトラブル解消に向けた勉強会や協議を重ねることで、不安の解消につなげた。</u>

(1) 急傾斜地で土砂災害や景観への影響懸念のあった太陽光発電事業への対応事例

【A市】

【トラブル解消のポイント】

- 住民側からの要望を受け、**行政が中立的な立場で事業者及び住民側と調整し、対話を促進。**
- 住民側の不安や要望に事業者が対応するにあたって、**行政が必要な技術的な知見について指導し、双方が納得し理解できる計画に反映するなどの助言を実施。**

【事業の概要】

- 約6haの山林を前事業者が取得して、その半分を太陽光発電に利用しようとしたが、計画を断念。引き継いだ現事業者が用地の6割程度を取得した後、規模を1ha未満に縮小した計画を発表し、事業を実施した。現在は、稼働しており、その後もトラブルは起きていない。

【トラブルとなった理由（反対理由等）】

【土砂災害発生の懸念】

過去に土砂災害の発生したところであり、上流部に砂防堰堤や急傾斜崩壊危険区域に隣接した場所であり、下流域の住民は土砂災害の発生を恐れ不安であった。

【景観上の懸念】

地域のシンボルの山であったため、太陽光パネルが山の裾野に設置されることには景観が損なわれる恐れがあると指摘された。

【トラブル解消の経過】

事業者と住民側の2者協議だけでは問題の解決が難しく、行政が中立的な立場で調整することでトラブルを解消。

○ 住民側に対する調整

住民側の対策委員会から市長へ要望書が提出され、数回にわたる対策委員会の代表者との会議により調整を行った。

行政の立場を説明し、法令等に基づく基準であるか否かを審査し、適合していれば許可しなければならないということの説明した。

その上で、全国の判決事例などを紹介、弁護士相談などの活用の助言を行い、訴訟のリスクについて助言した。

訴訟ではなく、条件整備に向けた協定の締結についても助言を行い、結果的に対策委員会を立ち上げた成果として、事業規模が縮小されることとなったことの認識を共有した。

○ 事業者に対する調整

行政から、事業者に対し条例に規定がない届出前の住民への「事前説明」の実施を助言。事業者は行政との協議を重ねる中で、行政からの助言に従い、住民側の役員への挨拶・周知方法の相談した上で、住民側への説明会を行った。

住民側の不安に対し、説明会等で出た要望等を計画に反映し、より安全な計画となるよう助言した。具体的な例として、豪雨に対応する調整池容量の十分な確保、湧水処理のための地下排水溝設置及び斜面地の盛土の段切りの実施などである。

書面による管理協定の締結について、工事中、運用中の災害対応や終了後の跡利用等の記載について助言を行い、地域からの要望に沿う内容となるよう案内した。

【トラブル解消にあたって行政の果たした役割や支援の内容など】

○ 行政は、あくまでも中立的な立場で調整

住民側に対しては、不安の解消につながる造成計画や雨水対策、及び工事中、運用後の管理協定締結を締結することで、不安の払しょくを図った。

事業者へは、住民への事前周知及び住民からの要望を反映した計画となるよう助言した。また、計画（審査）～完了（検査）までの確認を行い、必要に応じて手直しを指示した。

運用中の災害対策や運用終了後の地域への事前協議についても助言を行った。

(2) 大規模発電所の設置に伴う送電網の電磁波による影響不安等への対応事例 【B市】

【トラブル解消のポイント】

- 市は、太陽光発電設備の設置事業においては、事業者と設置地域（以下「地域」という。）の間で合意形成をする（合意書を締結する）ことを原則としている。今回は、大規模発電事業で、地域から合意書作成に不安があるとの相談を受け、**「立会人」として地域と一緒に合意書の内容を検討することとし、地域の不安の軽減、解消を図った。**
- 地域の不安に対し、**市が、科学的な知見をもつ専門家を紹介するなど、不安解消に向けた勉強会や協議への協力を行う**ことで、トラブルの解消につながった。

【トラブルとなった事業の概要】

- **大規模太陽光発電施設の設置にともなう送電網による電磁波の人体への影響に対する懸念**
 - ・ もともとゴルフ場だった場所に太陽光発電設備を設置する計画で、地域として事業の受け入れについては賛否が分かれ、議論となった。
 - ・ 反対が起きた原因は、主に送電網に関する問題で、**太陽光発電設備の設置に対する懸念というよりは、その送電網の「電磁波」による人体への影響に対する懸念が大きく、最大の論点**となった。
 - ・ 地域での合意形成、トラブルへの対応に時間がかかり、その協議の段階で排水処理への懸念も新たに出てくると、事業規模が大きいことが住民の関心を高める要因となっていた。

【トラブル解消の経過】

○ 行政の対応

- ・ 通常は、行政として、市内の太陽光発電事業に伴う地域での合意形成（トラブル等の対応）に関与することはなく、対応は事業者が行い、当事者間で合意書を締結することを原則としている。
- ・ 本件では、**事業規模が大きく、地域から市に対し立会人になってほしい旨の依頼があり、市と事業者双方の顧問弁護士が内容を確認**することとした。

○ トラブルの要因とトラブル解消の経過

- ・ 電磁波による健康影響への不安が主な論点となった。当初の送電網のルートとなった地区の住民が独自で勉強会を行った際に、招いた講師から送電線から発生する電磁波には、**極度なリスクがあるとの報告**があり、送電網の用地の地権者の同意を得ることができなかった。その後、送電網のルートは何回か変更になったが合意が得られず、**結果としてその全てを公道を通ず計画に変更することになり、用地買収は不要**となった。
- ・ 協議の段階で、電磁界に関して中立的な立場を取る機関の講師に来てもらい、WHOなどの報告に基づく**電磁波に関するリスクの勉強会を行うなど、複数回の説明会を行うことで、危険性が極めて低いことへの理解を得ることができた。**一部でなお不安を持つ住民はいたが、周りの理解が進むことで、地域として合意にいたった。

【トラブル解消にあたって行政の果たした役割や支援の内容など】

○ 地域からの要請に基づき「合意書」の作成にあたって「立会人」として関与

- ・ 市の立場としては、太陽光発電設備の設置事業に関して、事業者と地域との間に入らないことが原則となっている。しかし、当該地域から、合意書の内容に不安があるなどの理由で、**地域からの要請があれば、「立会人」として合意書の内容を確認**することとしている。
- ・ そのほか、大規模案件以外の対応例として、道路に隣接した斜面に太陽光パネルを設置しようとした低圧規模の事業で、市のガイドライン（手引き）通りに実施しなかったケースがある。住民説明会の開催について施工主に説得を行ったが、説明会が開催されることはなかった（行政指導の限界）。その後、**市から事業者**に働きかけ、**市に対する念書を書かせることで住民との妥協点を見出した案件があった。**

4. 訴訟となっている事案の概要と判例

(1) 事例概要

前記のマスメディア等に掲載された再生可能エネルギー発電設備設置に関連したトラブルの報道記事調査の段階で、現在訴訟や判例に関する記事検索やネット検索により概ね3か年の期間を対象に資料収集を行った。

図表 58 再生可能エネルギー発電設備設置に関連した訴訟事例

No	地域	事件名	原因	当事者	起訴内容概要	裁判結果
1	静岡県 伊東市	河川法に基づく事業者の河川占用の不許可処分の取り消し	行政処分の是非	原告:事業者 被告:行政	メガソーラー建設を巡り、事業地内の川に橋を架けることを市が不許可としたことについて、処分の取り消しを言い渡した。	処分の取消
2	山梨県 北杜市	別荘地のパネル撤去訴訟	景観破壊	原告:住民および別荘所有者(計5名) 被告:事業者	住民または別荘所有者5人が原告となり、ソーラーパネル事業者に対して訴訟が提起。	(不明)
3	大分県 由布市	由布村の開発計画差し止め訴訟	環境破壊 景観破壊 災害発生リスク	原告:住民 被告:事業者	近隣住民からメガソーラー開発計画の差し止め訴訟が提起。	(不明)
4	佐賀県	吉野ヶ里メガソーラー発電所移転請求事件	環境破壊 景観破壊	原告:住民 被告:行政	佐賀県が、公園等の土地を県有地とし、メガソーラー発電所を設置する事業者に貸し渡す事業を策定し、同事業を推進したことに対して、佐賀県の住民が原告となって提起。	監査請求期間を経過したこと等を理由に一部の訴えを却下し、その余の請求を棄却した。
5	愛知県 東浦町	東浦町開発許可取消請求控訴事件	環境破壊 景観破壊 災害発生リスク	原告:住民 被告:行政	愛知県東浦町の里山を開発して建設中のメガソーラー発電施設をめぐる、地元住民たちが県に森林法に基づく開発許可の取消しを求めた訴訟。	「原告適格を欠き不適法」と判示
		原告が控訴			原告が控訴	地裁判決を是認、却下
6	大分県 由布市	湯布院環境権に基づく差し止め請求事件	景観破壊	原告:住民 被告:事業者	湯布院の温泉旅館の経営者らが原告となり、景観保全を求めて提訴。	原告らの請求を棄却
7	茨城県 つくば市	筑波山許可処分義務付等請求控訴事件	景観破壊 行政の裁量権	原告:事業者 被告:行政	国定公園の特別地域内における太陽光発電設備の新築について行政の裁量権の在り方を争われた事案。	原告の本件申請に対する許可の義務付け請求には理由があるとし、請求を認容
		被告が控訴				一審・水戸地裁判決を支持、県の控訴を棄却
8	山梨県 富士河口湖町	富士河口湖町町長不同意処分の取消訴訟	景観破壊 行政の裁量権	原告:事業者 被告:行政	富士河口湖町の土地開発行為等の適正化に関する条例の運用において、町長が「不同意」処分を発出し訴訟になった事案。	原告事業者の請求を認容
				控訴	被告が控訴	控訴審は、原判決を取消し、原告の請求棄却。
				上告	原告が上告	上告審は、棄却、不受理

9	大分県 由布市	由布市湯布院町塚原の別荘地太陽光パネル撤去命令	景観破壊	原告:住民 被告:住民	由布市湯布院町塚原の別荘地で、住民庭などに太陽光発電パネルを設置したことで景観が損なわれたとして、周辺の別荘所有者や管理会社がパネルの撤去などを求めた訴訟。	周辺の所有者らの「景観利益を違法に侵害している」と判断。被告に庭のパネルの撤去と慰謝料などの支払いを命じた。
10	愛知県 東浦町	東浦町メガソーラー開発行為許可処分の取消訴訟	環境破壊 ・景観破壊	原告:住民 被告:行政	メガソーラー開発計画に対し、開発行為予定地に隣接するため池を所有する住民や地域住民らが原告となり、愛知県による開発許可の差し止め、開発許可の差し止め訴訟、開発許可の執行停止の申立を行った。	(不明)
11	福島県 田村市	田村市バイオマス発電事業公金支出差止等請求住民訴訟	環境破壊	原告:住民 被告:行政	福島県内の放射能汚染木を原料とする木質バイオマス発電事業者に対して、田村市が補助金を出していることを不当として、返還が求められている事案、	～係争中～
12	愛知県 田原市	風力発電施設運転差止仮処分申立事件	生活への支障	原告:住民 被告:事業者	風力発電施設から発せられる騒音が受忍限度を超えることを理由に、付近住民が風力発電施設運営企業に対して風力発電施設運転停止の仮処分を申し立てた。	申し立ては却下
	愛知県 田原市	風力発電施設運転差止等請求事件	生活への支障	原告:住民 被告:事業者	風力発電施設運転停止の仮処分の申し立てが却下されたため、住民から風力発電施設運営事業者に対して、運転差止めと慰謝料等を求める裁判を提起。	原告の請求はいずれも棄却
13	兵庫県 姫路市	太陽光パネルの反射光と反射熱	生活環境 への支障	原告:住民 被告:事業者	太陽光パネルの反射光と反射熱によって、平穏な日常生活を脅かされた」として、メガソーラーの開発支援事業者に対し、パネルの一部撤去と損害賠償を提訴。提訴から約2年で「取り下げ」。(受忍限度をめぐる紛争)	提訴の取り下げ
14	長野県	損害賠償等請求事件	住民説明会における紛争	原告:事業者 被告:自治会役員	建設会社が、自治会役員に対し、太陽発電設備の設置工事に関する住民説明会における役員の発言を理由に損害賠償を求めた件につき、請求が棄却された事例。	損害賠償請求の棄却
				原告:自治会役員 被告:事業者	これに対し、役員が前記請求に対して慰謝料の請求を求め、慰謝料請求が一部認容された事例。	自治会役員が前記請求に対して、慰謝料請求が一部認容

V. まとめ（課題と提言）

1. 全国自治体における再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る条例等の制定状況

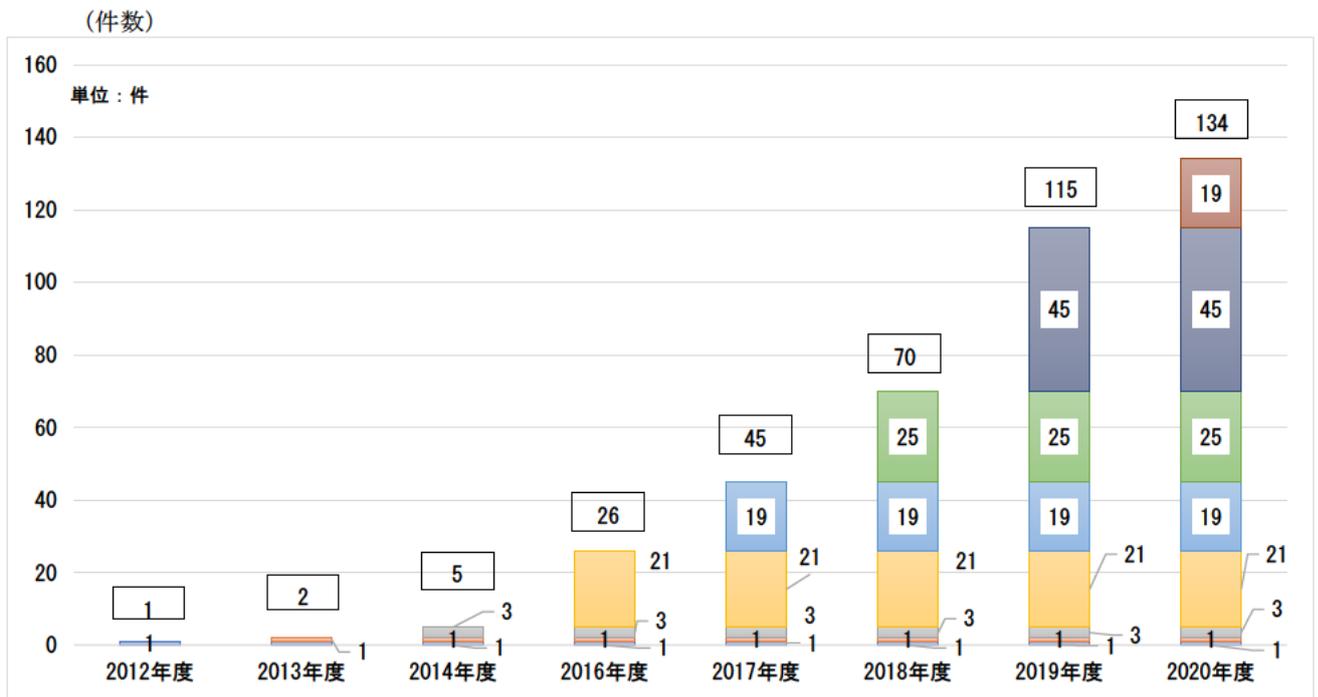
本調査では、全国自治体における再生可能エネルギー発電設備の設置等に係わる条例等の制定状況を把握した。

特に、再生可能エネルギー発電設備の設置等について、事業計画の届出のほか、届出を行う場合の抑制区域や禁止区域の設定などを内容にもつ条例を「再エネ条例」として、第Ⅱ章でアンケートの集計結果を示した。

ここでは、全国自治体における再生可能エネルギー発電設備の設置等に係わる条例等の制定状況を上記に該当する 134 件の条例について、年度別の制定状況（公布日）での集計結果を示す。

2017 年度以降、制定件数が大幅に伸びているのがわかる。2016 年度時点での累計が 26 件であったものが、2020 年度では 134 件と 5 倍以上に増えている。

図表 59 再エネ条例の年度別制定（公布日）の累計件数



なお、本調査では、条例制定件数を 134 件としているが、未回答の自治体の内、公表資料等に基づき確認を行ったところ、更に 17 件の条例の策定が認められた。

2. 適切な再生可能エネルギー発電設備の設置・事業化への指針

本調査で行ったアンケート調査や事例調査の結果から得られた再エネ発電設備の設置事業に関連する条例等の内容やトラブル回避等に向けた取組み内容等を、適切な設置・事業化への指針として以下に示す。

1) 再エネ発電設備の設置等に関する事業への対応にあたって

現在、FITの事業認定の申請時点では、関係法令等の「相談・手続中」であっても取得が可能であり、その後の完了確認は行われていない。認定を許可条件とする法令等を除き、相談及び手続きが完了した旨の報告を事業者に対して義務付けるなど、認定前に法令等の遵守を確認の上必要な対応を取ることを。

そのためには、自治体として以下のような対応が考えられる。

○ 事業計画段階での自治体への届出や相談・指導等

各地域で設定している抑制地域や禁止区域での再エネ発電事業の検討にあたって、事業の計画段階での自治体と事業者のコミュニケーションがその後の地域との合意形成や事業をめぐるトラブル回避につながるが多い。

特に、地域外から事業参入する場合などは、地域の実状や条例等の規定内容を事前に把握したうえで、実効性のある相談、協議が重要である。

一部の自治体では、事業計画の説明や相談を技術者が行うことで、技術的な内容や基準適合状況を十分理解し、協議の質を高めている。また、住民説明会でも、技術者が行うことで技術的な内容の説明や質問への対応を行うことで、住民側の事業計画への理解を得やすくなっているという。また、技術者が責任意識をもって設置計画を策定するという点でも有効である。

○ 森林区域での設置の厳格化

大規模な森林伐採による太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境・景観上の問題が各地で発生し地域でのトラブルとなっている。森林区域への設置に関する規定内容として、森林伐採の可否、伐採する場合の条件設定、雨水・排水処理方法や貯留池等の設置などの規定が考えられる。

○ 地域との合意形成のためのコミュニケーションの確保

事業計画の検討・策定段階での早期の自治体担当部署との相談、協議のほか、事業計画の検討段階での事業区域の自治会等への計画の周知、説明会、協議等を丁寧に行うことなどが求められる。そのためには、事業区域に事業計画の周知のための看板等の掲示なども有効である。

○ 技術基準の設定・見直し

それぞれの地域の実情に合わせた急傾斜地法の指定を受けていない斜面、豪雨や降雪等の影響を加味した発電設備の技術基準の設定、見直しが必要である。

○ 適切な撤去方法の運用

事業の中止や終了のほか、事業者の変更などにより、太陽光発電設備が適切に廃棄されないことも懸念されるため、適切な撤去を担保するための方法の策定が必要である。具体的には、事業内容の変更（申請時点の内容と差異が生じた場合）の届出義務、事業者との設備設置後の維持管理、事業終了後の設備の撤去方法等の規定を協定書等で明確にしておくことが考えられる。

一部の自治体では、設置工事の完了届の際に、設置した太陽光パネルのシリアル番号リストの提出を求め、事業完了後の確認や不正処分や不法投棄された場合のチェックに活用したいとしている例もある。

○ 再エネ事業をめぐる地域でのトラブル回避や対応

近年、各地で土砂災害、水害等の防災上の懸念のほか、環境保全、景観保全等で事業者と地域や住民との間でトラブルが多くなっている。

こうしたトラブルへの対応にあたっては、事業者として住民の不安や懸念を理解し、住民等からの意見書等への適切な見解書等の対応は必須であり、説明会等の住民との適切なコミュニケーションをとることが望まれる。一方で、このような事業者と住民等との間でなかなか合意ができない場合も少なくない。

こうした場合の自治体の対応としては、第3者的な立場で民-民での対応に委ねる例も多いが、住民説明会等の相互の意見調整の場に参加したり、両者の間にたって地域との合意形成に向けた調整やあっせんを行うとする規定をもつ条例の例もある。

○ 設備設置後の適正運用

設置した設備の保守状況や雑草等の繁茂、排水等による被害など住民等から寄せられた苦情等の対応のほか、職員による設置場所の定期的な監視、事業者から定期的な現状写真による報告等で設備設置後の適正運用、保守を確認している取組みを行っている例もある。

2) 適正な再エネ発電設備の設置を行う事業者の意識や課題認識の把握（提案）

各地でのトラブル事例を見ると、条例等の法規に従わないで届出前の森林伐採等の工事着手、住民説明会を開催しないで事業着手し事後に住民等からの反対をうけて大きなトラブルになるなどの例が絶えない状況がある。

一方、国の再エネ推進施策もあり、我が国にとって適正な再エネ発電設備の設置の推進は重要な課題である。その場合、適切に再エネ発電設備の設置を行う事業者も多数ある中で、どのような形で地域の合意を得ながらこれらの事業者が積極的に再エネ発電事業に取り組めるようするかを真剣に考える必要がある。

そこで、適正に再エネ発電設備の設置を行う事業者を対象に、適切に地域との合意形成を行った事例や事業者の考え方、事業者が考える課題と課題解決の方策など、事業者の意見や意識を聴取・把握することで、トラブル回避のための知見が得られると考えられる。各地で適切な再エネ発電設備事業を行っている事業者の提案や意見聴取を行うことを提案したい。

VI. 資料

1. アンケート調査票

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の 制定状況等に関するアンケート

<記入にあたってのお願い>

- ご回答は、再生可能エネルギーに関連する条例など、本調査に回答できる方をお願いします。
- 選択方式の質問には、選択肢にある□欄にチェック(レ)をつけてお答えください。
- 「その他」を選択した場合には、お手数ですが、()内に具体的な内容をご回答ください。

ご回答期限：令和3年1月25日(月)までをお願いします

【問合せ先】 株式会社日本アプライドリサーチ研究所 調査研究部 担当：大野・山村
電話：03-6626-9642(直通) 電子メール：saiene@ari.co.jp

■ ご回答方法

ご回答には、以下の3つの方法があります。基本的にはWeb回答システムによりご回答をお願いいたします。セキュリティ等の関係で難しい場合には、エクセルによる回答または郵送回答をご都合に合わせて、お選びください。

- (1) Web回答システム【推奨】：専用のWebサイトにアクセスして、オンラインでご回答ください。
- (2) エクセルによる回答： エクセルファイルを専用のWebサイトからダウンロードして、メールにてご回答をお願いいたします。
- (3) 郵送回答： 同封の「返信用封筒(切手不要)」にて投函をお願いいたします。

ご回答方法の詳細は、依頼状の「4. アンケートのご回答方法と手順」をご覧ください。

■ 本調査の対象となる「条例等」について

本調査では、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等」として、以下のような条例や規則、ガイドライン等を対象としております。(以下、「条例等」と呼びます)

- ① 再生可能エネルギーの利活用促進を内容とした条例や規則、ガイドライン
(例：〇〇市再生可能エネルギー普及を促進する条例、〇〇町再生可能エネルギー利用促進条例など)
- ② 再生可能エネルギー発電設備の設置事業と自然環境の調和や適正な設置等を目的とした条例や規則、ガイドライン
(例：〇〇〇〇町自然環境、景観等と再生化のエネルギー発電事業との調和に関する条例、〇〇市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例など)
- ③ その他、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する条項や内容を含む条例
(例：自然保護条例、景観条例、土地開発条例、環境アセスメント条例など)

■ ご回答用の「Q & A集」

別紙にて、「Q & A一覧」をご用意しておりますので、そちらもぜひご覧ください。

なお、「Q & A一覧」は、頂いたご質問を元に本調査のWeb上の専用サイトで随時更新しておりますので、そちらもご覧ください。

問0. はじめに、ご回答団体名やご担当者名等を伺います。

貴団体名:			
ご回答者氏名:			
部署名:		役職:	
回答者連絡先:	電話	()	FAX ()
メールアドレス:	②		

■ ご回答方法について

以下の質問の回答にあたっては、選択肢の番号の前にある□欄に、チェック（印）を入れてください。また、名称や数値などの記入欄、その他をご回答された場合、自由記入欄等は、それぞれの箇所に簡潔にご記入をお願いします。

問1. 貴団体の再生可能エネルギー発電設備（以下、「再エネ発電施設」という）の設置に関する「条例等」（本調査における対象となる条例等）の制定状況について伺います。

① 条例等の制定の有無（単一回答）:	<input type="checkbox"/> 1. 条例等を制定している <input type="checkbox"/> 2. 現状、条例等はないが、今後制定を予定している ⇒ 問3へ <input type="checkbox"/> 3. 現状、条例等はなく、制定する予定はない ⇒ 問4へ
② 制定している条例等の区分（単一回答）:	<input type="checkbox"/> 1. 再エネ発電施設に関する条例（以下、再エネ条例）を制定済みである <input type="checkbox"/> 2. 再エネ条例やガイドラインを制定済みであるが、併せて再エネ発電施設に関する規定を有する環境保全・環境アセスメント、景観保全、土地開発条例等の条例（以下、再エネ関連条例）も制定している <input type="checkbox"/> 3. 再エネ条例はないが、ガイドラインを制定済みである <input type="checkbox"/> 4. 再エネ条例やガイドラインはないが、規則等を制定している <input type="checkbox"/> 5. 再エネ条例やガイドラインはないが、再エネ関連条例を制定している

問2. 貴団体で制定済みの「条例等」について、ご回答をお願いします。制定済みの「条例等」が複数ある場合は、それぞれの条例等を下記の回答欄（同一質問項目：その1～その4）に、再エネ発電設備との関係の深いものを4つまでご記入ください。

【記入欄：その1】制定済みの「条例等」について (1/4)

1-① 条例等の名称等:	1. 名称: 2. 制定時期：（公布・発表日：西暦 年 月 日） （施行日：西暦 年 月 日） 3. 改訂のある場合：最終改訂時期（西暦 年 月 日）
1-② 条例等の種別:	条例等の種別（単一回答） <input type="checkbox"/> 1. 再エネ条例 <input type="checkbox"/> 2. 再エネ関連条例 <input type="checkbox"/> 3. 規則 <input type="checkbox"/> 4. 要綱（ガイドライン） <input type="checkbox"/> 5. その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）
1-③ 条例等の関連規定等:	条例等に紐づけられている規則等（複数回答） <input type="checkbox"/> 1. 施行規則 <input type="checkbox"/> 2. 要綱（ガイドライン） <input type="checkbox"/> 3. 基準 <input type="checkbox"/> 4. 要項 <input type="checkbox"/> 5. 保留事項 <input type="checkbox"/> 6. その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）
1-④ 条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類:	対象とする再生可能エネルギーの種類（複数回答） <input type="checkbox"/> 1. 太陽光 <input type="checkbox"/> 2. 風力 <input type="checkbox"/> 3. 中小水力 <input type="checkbox"/> 4. 地熱 <input type="checkbox"/> 5. バイオマス <input type="checkbox"/> 6. その他（具体的に）

1-⑤ 条例等の制定目的	条例等の制定目的について（複数回答） <input type="checkbox"/> 1. 再生可能エネルギーの利活用促進 <input type="checkbox"/> 2. 自然環境や景観の保全 <input type="checkbox"/> 3. 生活環境の保全 <input type="checkbox"/> 4. 住民の合意形成 <input type="checkbox"/> 5. 土地利用の適正化 <input type="checkbox"/> 6. 地域振興（地域経済振興） <input type="checkbox"/> 7. 災害防止 <input type="checkbox"/> 8. 非常時のエネルギー確保 <input type="checkbox"/> 9. 行政、事業者、住民の役割の明確化 <input type="checkbox"/> 10. その他（具体的に）
1-⑥ 条例等の内容構成	再生可能エネルギー発電設備の設置に関して（単一回答） ⑤-1. 届出又は申請（以下、「届出等」という）の要否（単一回答） <input type="checkbox"/> 1. 届出等が必要 ⇒ ⑤-1-1. 届出等への処分等の種別（複数回答） <input type="checkbox"/> 1. 届出 <input type="checkbox"/> 2. 許可 <input type="checkbox"/> 3. 認定 <input type="checkbox"/> 4. 同意 <input type="checkbox"/> 5. その他（具体的に） <input type="checkbox"/> 2. 届出等は不要 ⑤-2. 届出等を要する場合の対象エリア（単一回答） <input type="checkbox"/> 1. 全域が対象 <input type="checkbox"/> 2. 対象エリアの設定はない <input type="checkbox"/> 3. 抑制地域や禁止区域を設定 ⇒ ⑤-2-1. 禁止地域の内容（複数回答） <input type="checkbox"/> 1. 自然公園法の特別地域 <input type="checkbox"/> 2. 景観保全地区 <input type="checkbox"/> 3. 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 4. 保安林 <input type="checkbox"/> 5. 農用地区域 <input type="checkbox"/> 6. 限取地区 <input type="checkbox"/> 7. 文化財指定エリア <input type="checkbox"/> 8. 景観保全エリア <input type="checkbox"/> 9. その他（具体的に） ⇒ ⑤-2-2. 抑制地域の内容（複数回答） <input type="checkbox"/> 1. 災害発生リスクの高いエリア <input type="checkbox"/> 2. 地域森林計画対象農有林 <input type="checkbox"/> 3. 景観計画の景観形成拠点等 <input type="checkbox"/> 4. 重要な観光施設の近接エリア <input type="checkbox"/> 5. 埋蔵文化財包蔵地 <input type="checkbox"/> 6. その他（具体的に） ⑤-3. 届出等の対象にエネルギー種別の設定の有無（単一回答） <input type="checkbox"/> 1. エネルギー種別の指定がある <input type="checkbox"/> 2. エネルギー種別の指定はない ⑤-4. 事業規模に関する要件の有無（単一回答） <input type="checkbox"/> 1. 事業規模の要件がある ⇒ ⑤-4-1. 事業規模に関する対象要件がある場合の内容 ア. 発電設備の規模（野立て発電設備やその他の発電設備の場合） 出力_____kW以上 敷地面積_____㎡以上 イ. 発電設備の規模（屋根置き発電設備の場合） 出力_____kW以上 設置面積_____㎡以上 ウ. その他 （具体的に） <input type="checkbox"/> 2. 事業規模の要件はない ⑤-5. 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容（複数回答） <input type="checkbox"/> 1. 固定資産税の減免 <input type="checkbox"/> 2. 基金による事業費の貸付 <input type="checkbox"/> 3. 関連施策の振興・推進支援 <input type="checkbox"/> 4. 地域主体の事業への支援

	<p>□ 5. 行政との連携推進)</p> <p>□ 6. その他(具体的に)</p> <p>□ 7. 該当なし)</p> <p>◎-6. 手続きにおける合意形成に関する規定の内容(複数回答))</p> <p>□ 1. 自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務)</p> <p>□ 2. 首長との協議 □ 3. 首長が審議会等に諮問して審査)</p> <p>□ 4. 行政機関との事前協議)</p> <p>□ 5. その他(具体的に)</p> <p>□ 6. 規定はない)</p> <p>◎-7. 設置に関する同意に関する規定の内容(複数回答))</p> <p>□ 1. 住民や地域関係者の同意(協定)が必要)</p> <p>□ 2. 住民や地域関係者の同意は不要)</p> <p>□ 3. 首長の同意が必要 □ 4. 首長の同意は不要)</p> <p>□ 5. 規定はない)</p> <p>◎-8. 指導や助言・勧告等(以下、「指導等」という)の規定の有無(単一回答))</p> <p>□ 1. 規定がある □ 2. 規定はない)</p> <p>◎-9. 命令の規定の有無(単一回答))</p> <p>□ 1. 規定がある □ 2. 規定はない)</p> <p>◎-10. 報告徴収に関する規定の有無(単一回答))</p> <p>□ 1. 規定がある □ 2. 規定はない)</p> <p>◎-11. 立入調査に関する規定(単一回答))</p> <p>□ 1. 規定がある □ 2. 規定はない)</p> <p>◎-12. 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無(単一回答))</p> <p>□ 1. 規定がある □ 2. 規定はない)</p> <p>◎-13. 罰則に関する規定の有無(単一回答))</p> <p>□ 1. 規定がある □ 2. 規定はない)</p> <p>⇒ ◎-13-1. 罰則がある場合の規定の内容をお書きください。</p> <p>罰金等の過料:(具体的に)</p> <p>その他の罰則:(具体的に)</p> <p>□ 2. 規定はない)</p>
<p>1-⑦ 条例等における特徴的な規定</p>	<p>その他条例等の規定において、地域の実情を踏まえて工夫したものがあれば、下記にお答えください。(自由記入))</p> <p>(例:自治体との協定、柵欄・標識設置の届出義務、災害時の給電、地域の資源を踏まえた促進区域の指定等)(200字程度))</p> <p>)</p> <p>)</p> <p>)</p> <p>)</p> <p>)</p> <p>)</p>
<p>1-⑧ 条例等制定の経緯</p>	<p>条例等の制定の経緯について(複数回答))</p> <p>□ 1. 住民や地域団体等からの要請により制定)</p> <p>□ 2. 紛争事案の発生を契機に制定)</p> <p>□ 3. 将来的な課題を先取りして制定)</p> <p>□ 4. その他(具体的に)</p>

（問1-①で、「現在、条例等はないが、今後制定を予定している」と回答された方に伺います。）

問3. 今後、制定にあたっての課題や必要な情報等の要望や意見等があればお書きください。

課題や情報等の要望や意見等	(自由記入)
---------------	--------

（以下の質問は、すべての団体に伺います）

問4. 食団体において、再生可能エネルギー発電設備の設置事業に関し、その適切な設置・運営等を担保するために、実施した課題解決の方策や工夫した点等がありましたらご教示ください。

課題解決の方策や工夫した点等	(自由記入)
----------------	--------

問5. 食団体において、再生可能エネルギー発電設備の設置をめぐる地域住民等から苦情やトラブルとなったことはありますか。

① 地域トラブルの状況	<p>①-1. 再生可能エネルギー発電設備の設置をめぐる地域トラブルの発生状況について（単一回答）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 現在、トラブルがある</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 以前トラブルはあったが、現在はなし</p> <p>⇒ ①-1-1. 「以前トラブルはあったが、現在はなし」の場合の理由について（複数回答）</p> <p><input type="checkbox"/> 1-1. 地域との合意ができて解決した</p> <p><input type="checkbox"/> 1-2. 住民等の反対により事業内容を変更した</p> <p><input type="checkbox"/> 1-3. 事業実施を断念した</p> <p><input type="checkbox"/> 1-4. その他（具体的に）</p> <p><input type="checkbox"/> 3. これまでトラブルはなかった</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 把握していない</p>
-------------	--

② トラブル解消事例	<p>再生可能エネルギー発電設備の設置をめくり、地域トラブルとなりながら様々な取組みや経緯でトラブルが解消した事例がありましたら、お教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の概要（エネルギーの種類、トラブルの内容、解消に至った理由や背景、解消後の状況など） <p>参考資料等（資料名やWEB記事のURL等をお教えてください）</p>
------------	---

問6. 貴団体では、再生可能エネルギーの利活用推進についてどのように取り組んでいますか。

① 再生可能エネルギーの推進	<p>貴団体における再生可能エネルギーの利用推進について（単一回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 条例、計画、目標、新エネルギービジョンなどを定め、明文化した方針のもとで推進している。 <input type="checkbox"/> 2. 方針としては明文化していないが、政策で推進している。 <input type="checkbox"/> 3. 明文化や政策は実施していないが、首長の発言等で推進の姿勢を提示している。 <input type="checkbox"/> 4. 現在は推進していないが、今後は検討する可能性あり。 <input type="checkbox"/> 5. 特に推進する予定はない。
② 再生可能エネルギー利用推進の望ましい姿	<p>再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿について（単一回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 都市計画やまちづくりの視点からの立地。 <input type="checkbox"/> 2. 地域内経済循環への貢献。 <input type="checkbox"/> 3. エネルギーの地産地消やエネルギーの自立への貢献 <input type="checkbox"/> 4. 地域や住民との共生。 <input type="checkbox"/> 5. 地域新電力等の地域エネルギー会社による、地元主体の取組み。 <input type="checkbox"/> 6. その他（具体的に

ご質問は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。

なお、本アンケート調査と併せて、他地域の参考となる条例等について電話や面談等によるインタビューをさせていただくことを予定しております。

その場合は、個別にお問合せ、ご相談させていただきますので、何卒よろしくお願いたします。

令和2年度 固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の
制定状況等の確認に関する調査)

報告書

令和3年3月

日本アプライドリサーチ研究所
東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル
TEL 03-5259-6380